

総行公第 138 号
総行安第 58 号
令和 5 年 12 月 25 日

各 都 道 府 県 総 務 部 長
(人事担当課、安全衛生担当課、市町村担当課、区政課扱い)
各 指 定 都 市 総 務 局 長
(人事担当課、安全衛生担当課扱い)
各 人 事 委 員 会 事 務 局 長

} 殿

総務省自治行政局公務員部
公 務 員 課 長
安 全 厚 生 推 進 室 長
(公 印 省 略)

「令和 4 年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査」の結果等を踏まえた
地方公共団体における勤務環境の整備・改善等について（通知）

各地方公共団体の協力により実施した「令和 4 年度勤務条件等に関する調査」について、結果を取りまとめましたので通知します。

今回調査した項目の中には、時間外勤務や休暇取得の状況、多様で柔軟な勤務時間の設定、男性職員の育児休業の取得状況、メンタルヘルス不調による休務者の状況が含まれており、いずれも地方公務員の働き方改革の推進に深く関わる統計となっております。これらの調査結果は、職員が心身の健康を維持し、ワークライフバランスを保ちながら職務に従事できる環境を任命権者及び各職場の管理監督者が整えることの重要性を示唆するものです。このような環境を整えることは、各団体の組織がその力をいかに発揮し、住民に対する質の高い行政サービスを提供することにもつながるものと考えられます。

また、職務環境や業務上の人間関係における問題は、職員の心身を損ない、各種ハラスメント事案や近年増加の一途であるメンタルヘルス不調による長期間の休務にもつながり、不調に陥った職員のみならず、他の職員、ひいては各団体の組織全体の職務遂行にも著しい支障が生じ得るところです。加えて、このような活力が低下した組織の状況では、人口減少・少子化の折、自治体運営の将来を担う有為な人材の採用にも影響が及ぶことが懸念されます。

各団体におかれましては、働き方改革がそれぞれの組織にもたらす意義及び効果を十分認識の上、調査結果を踏まえた勤務環境の整備・改善を進めるべく、下記の

事項にも留意の上、対応いただくようお願いいたします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村等に対してもこの旨周知いただきますようお願いいたします。なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村等に対しても、本件について情報提供を行っていることを申し添えます。

なお、本通知は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第59条（技術的助言）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

記

第1 地方公共団体における働き方改革に向けた勤務環境の整備・改善

1 勤務時間・休暇に関する事項

- (1) 勤務時間、休暇等については、地方公務員法（以下「地公法」という。）第24条第4項により、国及び他の地方公共団体との権衡を失しないよう求められているとともに、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）等地方公務員に適用される労働関係法令の定めを反しないよう配慮し、各種制度を整備していただきたいこと。
- (2) 地公法に基づく「修学部分休業」、「高齢者部分休業」、「自己啓発等休業」及び「配偶者同行休業」並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）に基づく「部分休業」、「育児短時間勤務」等について、条例が未整備である団体は、各制度の趣旨を踏まえ、地域の実情に応じて所要の措置を講じていただきたいこと。特に、「高齢者部分休業」については、高齢期職員の働き方の選択肢になり得るため、定年の段階的な引上げに合わせて積極的に制度整備を検討いただきたいこと。
- (3) 「業務上の早出・遅出勤務」、「育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務」、「疲労蓄積防止のための早出遅出勤務」、「障害の特性等に応じた早出遅出勤務」及び「フレックスタイム制」等の制度について、ワークライフバランス推進の観点及び多様で柔軟な働き方を可能とする勤務環境整備の観点からも、積極的に活用していただきたいこと。特に、「フレックスタイム制」については、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）の改正が行われ、令和7年4月から、現行で育児介護等職員に認められている措置が一般の職員へ拡大される予定となっていることから、制度改正も契機として積極的な活用を検討いただきたいこと。

(4) 時間外勤務縮減及び年次有給休暇の取得促進については、時間外勤務命令の上限設定や計画表の活用等による職員が年次有給休暇を取得しやすい環境づくりなどにより、積極的に取り組んでいただきたいこと。また、民間においては、年次有給休暇の年5日の確実な取得が罰則付きで定められていることも鑑み、各団体におかれては、職員の年次有給休暇の使用について配慮いただきたいこと。

なお、時間外勤務の関係については、別途通知する。

(5) 男性職員の育児休業並びに配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇については、その取得向上について、積極的に取り組んでいただきたいこと。

なお、これらの休業等の取扱いについては別途通知する。

(6) 地方公務員の勤務条件は、地方公務員法第24条第4項及び第5項に基づき、国家公務員との間の権衡を考慮して条例で定めることとされている。

このうち特別休暇に関して、地方公共団体が国家公務員において措置されていない特別休暇を独自に措置することについては、上記の規定に基づき対応すべきものであること。

その上で、地方公共団体が特別休暇を独自に措置しようとする場合には、国家公務員における特別休暇の考え方(※)を踏まえてその必要性及び相当性を判断するとともに、地方公務員法第24条第5項に基づく勤務条件条例主義に即し、議会における審議等を通じて住民の理解を得るべきものであること。

※ 国家公務員における特別休暇の考え方

国家公務員における特別休暇は、次の条件をいずれも満たすものとして整理されている。

- ① その勤務しないことが社会慣習上や物理上等から真にやむを得ないものと認められること
- ② 勤務条件として法律又は人事院規則をもって保障することが相当であると認められること

また、現行の国家公務員における特別休暇の事由は、次のように分類される。

- (1) 国民としての権利の行使又は義務を行うことについて正当性が認められるもの
- (2) 国民としての権利義務ではないが、職員の行う行為が、公に対する貢献性が認められ、勤務を欠くことの妥当性が認められるもの
- (3) 社会の慣習や常識、女性職員の健康の確保、母性保護の観点及び仕事と生活の調和の推進の観点等からみて勤務に就かないことについて妥当性が認められるもの
- (4) 災害、交通機関の事故等により勤務することが著しく困難なもの

2 安全衛生に関する事項

職員の健康確保措置については、安衛法に基づき、長時間勤務者に対する医師による面接指導や、ストレスチェック等によるメンタルヘルス対策に取り組んでいただいているところであり、引き続き積極的に取り組んでいただきたいこと。

なお、職員の健康確保措置に関する詳細は、別途通知する。

第2 地方公共団体における人材確保に関する事項

(1) 職員採用試験については、地域住民のニーズを適切に反映し、円滑な行政運営を行うための多様な人材確保を行うため、中途採用の取組の推進や職員採用試験の多様化など、様々な取組を行っていただいているところである。しかしながら、地方公務員の競争試験の受験者数・競争率については、人口減少・少子化の中、社会情勢の変化や就業意識の多様化等により、長らく減少傾向が続いており、低水準に留まっている。

このため、人事担当課並びに人事委員会におかれては、それぞれが緊密な連携を確保し、それぞれの地域の実情を踏まえて、多様な人材確保のための試験制度の構築、人材確保活動等に引き続き取り組んでいただきたいこと。

その際、「人材育成基本方針策定指針の改正について」（令和5年12月22日総行給第71号ほか）を踏まえ、人材育成・確保基本方針策定指針において示された人材確保に係る取組について、各団体の実情に即して積極的に検討いただきたいこと。

(2) 中途採用について、「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」（令和5年10月20日総行給第55号ほか総務副大臣通知）により要請しているとおり、就職氷河期世代支援の趣旨も踏まえ、新たな中途採用試験の実施、既に実施している中途採用試験における採用予定者数の増に係る検討、受験資格の上限年齢の引上げなどの応募機会の拡大、採用情報等の一層の周知などに、引き続き、積極的に取り組んでいただきたいこと。

(3) 近年、複数の地方公共団体が共同して採用を行う、いわゆる「共同採用」や、専門人材をはじめとした職員を他団体へ派遣する、いわゆる「専門人材派遣」を実施している団体が複数確認されていることから、全国における実施状況を把握するため、「勤務条件等に関する調査の附帯調査について（照会）」（令和5年9月19日総行公第87号）により調査を実施した（調査結果は別添参照）。

各団体においては、本調査結果も踏まえ、効果的な人材確保に向けた取組について引き続き検討いただきたいこと。

(連絡先) 総務省自治行政局公務員部

【下記以外の事項】

公務員課 三木、阿部
TEL:03-5253-5544

【安全衛生に関する事項】

安全厚生推進室 板垣、森田
TEL:03-5253-5560

地方公務員における働き方改革に係る状況 ～令和4年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果の概要～

○ 地方公務員の勤務時間・休暇等の勤務条件や競争試験の令和4年度(一部、令和5年4月1日現在)の状況について調査

【対象団体】 都道府県(47団体)、指定都市(20団体)及びその他の市区町村(1721団体。以下「市区町村」という。)
※安全衛生に関する事項については、一部事務組合等を含む。

【対象職員】 一般職に属する地方公務員(会計年度任用職員を除く)
※安全衛生に関する事項については、特別職に属する地方公務員及び臨時・非常勤職員を含む。

【主な調査項目】 ・競争試験等に関する事項
・勤務時間及び休暇等に関する事項

<<目次>>

1. 競争試験の状況

- (1)競争試験全体の状況…………… P1
- (2)中途採用の状況…………… P1

2. 勤務時間・休暇等

- (1)時間外勤務の状況…………… P2
- (2)柔軟な勤務時間制度の導入状況…………… P3
- (3)年次有給休暇・育児休業等の取得状況…………… P4
 - ①年次有給休暇の取得状況…………… P4
 - ②育児休業等の取得状況…………… P5

3. メンタルヘルス対策の取組状況…………… P8

4. 長時間勤務者に対する医師による面接指導の状況…………… P9

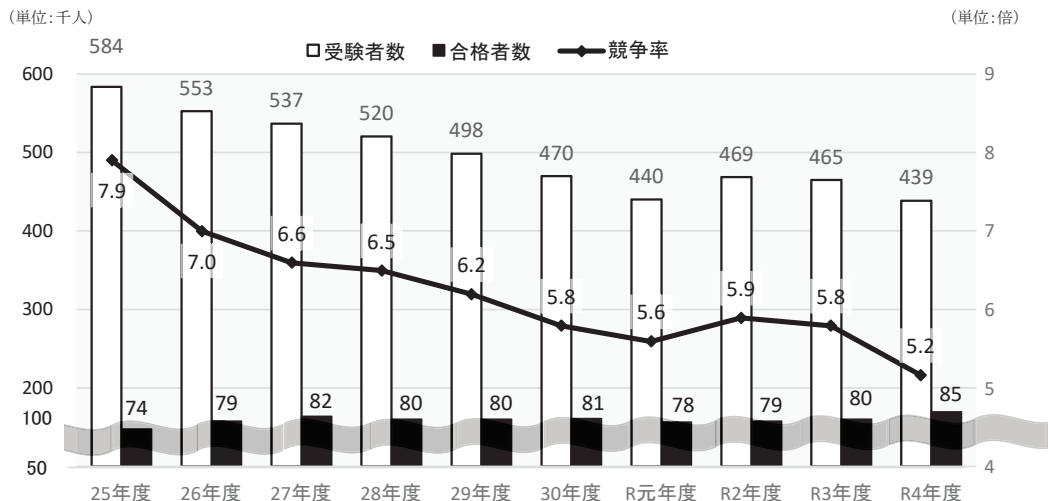
5. メンタルヘルス不調による休務者の状況…………… P10

1. 競争試験の状況

(1) 競争試験全体の状況

- 受験者数は438,651人で、前年度から26,377人減少。合格者数は84,804人で、前年度から4,878人増加。競争率は5.2倍で、前年度から0.6ポイント減少。
- 受験者数は長らく減少傾向が続いている一方、合格者数はなだらかな増加傾向となっている。これに伴い、競争率についても減少傾向が続いており、低水準に留まっている。

過去10年間の競争試験における受験者数、合格者数及び競争率の推移

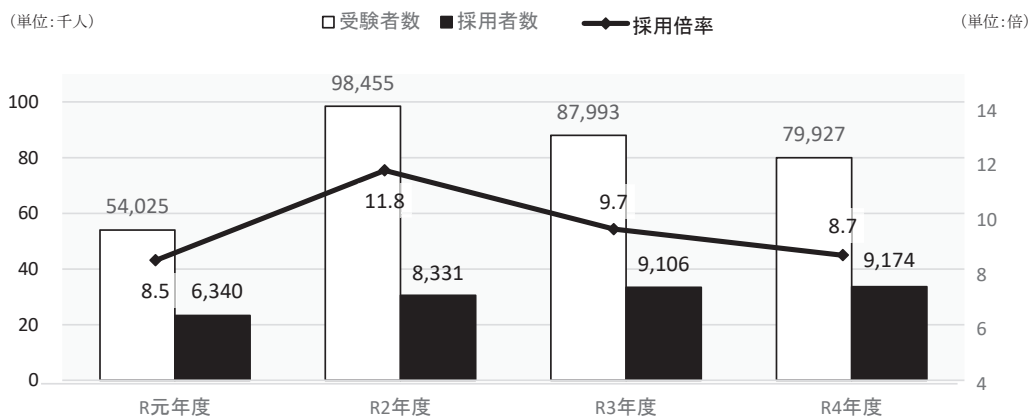


(注) 本表における「競争率」は、受験者数/合格者数 により算出している。

(2) 中途採用の状況

- 令和4年度に実施した中途採用試験について、受験者数は79,927人で、前年度から8,066人減少。採用者数は9,174人で、前年度から68人増加。採用倍率は8.7倍で、前年度から1.0ポイント減少。
- 受験者数は令和2年度以降減少傾向にあるが、実施団体の増加による影響もあり、採用者は年々増加している。

過去4年間の中途採用試験における受験者数及び採用倍率の推移



過去4年間の中途採用試験の実施団体数の推移

	団体数	R年度	R2年度	R3年度	R4年度	R3→R4 増減
都道府県	47	44	47	47	47	-
指定都市	20	20	20	20	20	-
市区町村	1,722	730	839	898	935	37
合計	1,789	794	906	965	1,002	37

(注) 本表は、各年度に実施された、主に新卒者を対象に行う採用試験以外の試験の実施状況を記載している。

(注) 本表における「採用倍率」は、受験者数/採用者数 により算出している。

(注) 市区町村の「団体数」には、市区町村(1,721団体)に加えて、特別区人事委員会が含まれている。

2. 勤務時間・休暇等

(1) 時間外勤務の状況

- 職員1人当たりの時間外勤務時間は、全団体平均で月間12.5時間、年間149.6時間となっており、前年度からほぼ横ばい。
- 時間外勤務の時間数が月45時間を超える職員の割合は全体で5.4%、うち月100時間以上の職員の割合は全体で0.4%となっており、いずれの団体区分においても前年度に比べてわずかに減少している。

ア) 地方公務員の平均時間外勤務時間数(直近3年分)

○ 時間外勤務時間(年間)

(単位:時間)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	R3→R4 増減 (時間(年))
	時間(年)	時間(年)	時間(年)	
全体	132.8	148.2	149.6	1.4
都道府県	160.0	173.6	176.6	3.0
指定都市	141.8	157.5	156.4	▲ 1.1
市区町村	119.3	135.4	137.0	1.6

○ 時間外勤務時間(月間)

(単位:時間)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	R3→R4 増減 (時間(月))
	時間(月)	時間(月)	時間(月)	
全体	11.1	12.4	12.5	0.1
都道府県	13.3	14.5	14.7	0.2
指定都市	11.8	13.1	13.0	▲ 0.1
市区町村	9.9	11.3	11.4	0.1

※調査対象は、警察部門、消防部門及び教育委員会以外の部門に属する職員のうち、管理監督職員(管理職手当を支給される職及びこれに準じる職として条例で定める職に任用されている職員)を除いた職員である。

※「時間(年)」は、対象団体における時間外勤務の年間総時間数を、「平均職員数(対象団体の各月の職員数を足し上げた数を12で除したもの)」で除したものの(小数点第2位を四捨五入)。

イ) 時間外勤務の時間数が月45時間を超える職員数及び職員割合(直近2年分)

(単位:人)

	令和3年度				令和4年度				R3→R4 増減		
	調査対象 延べ人数 (年間)	45時間超	45時間超 100時間 未満	100時間 以上	調査対象 延べ人数 (年間)	45時間超	45時間超 100時間 未満	100時間 以上	45時間超	45時間超 100時間 未満	100時間 以上
全体	12,663,252 (100.0%)	713,591 (5.6%)	645,461 (5.1%)	68,130 (0.5%)	12,693,257 (100.0%)	684,714 (5.4%)	639,820 (5.0%)	44,894 (0.4%)	▲ 28,877 ▲ 0.2%	▲ 5,641 ▲ 0.1%	▲ 23,236 ▲ 0.1%
都道府県	3,175,453 (100.0%)	233,897 (7.4%)	209,842 (6.6%)	24,055 (0.8%)	3,100,301 (100.0%)	221,442 (7.1%)	204,045 (6.6%)	17,397 (0.6%)	▲ 12,455 ▲ 0.3%	▲ 5,797 0.0	▲ 6,658 ▲ 0.2%
指定都市	1,858,848 (100.0%)	110,338 (5.9%)	100,784 (5.4%)	9,554 (0.5%)	1,914,879 (100.0%)	105,945 (5.5%)	100,966 (5.3%)	4,979 (0.3%)	▲ 4,393 ▲ 0.4%	182 ▲ 0.1%	▲ 4,575 ▲ 0.2%
市区町村	7,628,951 (100.0%)	369,356 (4.8%)	334,835 (4.4%)	34,521 (0.5%)	7,678,077 (100.0%)	357,327 (4.7%)	334,809 (4.4%)	22,518 (0.3%)	▲ 12,029 ▲ 0.1%	▲ 26 0.0	▲ 12,003 ▲ 0.2%

※「調査対象延べ人数(年間)」は、各月の職員数を12ヶ月分合算したものである。

※「45時間超」、「45時間超100時間未満」及び「100時間以上」欄の上段は、それぞれの区分に該当する職員数である。

※「45時間超」、「45時間超100時間未満」及び「100時間以上」欄の下段は、「調査対象延べ人数(年間)」に占めるそれぞれの区分に該当する職員の割合である。

(2) 柔軟な勤務時間制度の導入状況

- いずれの制度も、制度を導入している団体は前年度より増加している。
- 育児・介護のための早出・遅出制度の導入は、全体で71.6%と高水準。その他の目的の早出・遅出制度は、特に市区町村で低水準となっている傾向にある。
- フレックスタイム制度は、近年増加傾向ではあるが、全体で5.4%と低水準にある。
- 定年の引上げに際し活用が期待される高齢者部分休業制度について、制度を導入している団体は573(32.0%)と、前年度(260(14.5%))の倍以上に増加した。

早出遅出・フレックスタイム制度及び部分休業制度の導入状況(令和5年4月1日現在)

(単位:団体)

	全体 (1,788)	都道府県 (47)	指定都市 (20)	市区町村 (1,721)
業務上の早出・遅出	839 (46.9%)	33 (70.2%)	17 (85.0%)	789 (45.8%)
通勤混雑緩和のための 時差通勤	300 (16.8%)	39 (83.0%)	12 (60.0%)	249 (14.5%)
疲労蓄積防止のための 早出・遅出	174 (9.7%)	25 (53.2%)	10 (50.0%)	139 (8.1%)
修学等のための 早出・遅出	113 (6.3%)	24 (51.1%)	7 (35.0%)	82 (4.8%)
障害の特性等に応じた 早出・遅出	188 (10.5%)	30 (63.8%)	11 (55.0%)	147 (8.5%)
育児・介護のための 早出・遅出	1,280 (71.6%)	45 (95.7%)	17 (85.0%)	1,218 (70.8%)
フレックスタイム制度	96 (5.4%)	17 (36.2%)	3 (15.0%)	76 (4.4%)
自己啓発等休業制度	778 (43.5%)	43 (91.5%)	19 (95.0%)	716 (41.6%)
配偶者同行休業制度	560 (31.3%)	46 (97.9%)	20 (100.0%)	494 (28.7%)
修学部分休業制度	415 (23.2%)	34 (72.3%)	8 (40.0%)	373 (21.7%)
高齢者部分休業制度	573 (32.0%)	37 (78.7%)	10 (50.0%)	526 (30.6%)

※国家公務員における同様の制度に準じた措置を実施している団体について、計上している。

修学部分休業及び高齢者部分休業は、地方公務員独自の制度。

※()内の数字は団体区分中の割合を示す。

(3) 年次有給休暇・育児休業等の取得状況

① 年次有給休暇の取得状況

- 年次有給休暇の平均取得日数は12.6日/年で、前年度から0.3日増加している。
国家公務員(15.5日/年)よりも少ない水準。
- 団体区別にみると、平均取得日数は指定都市が最も多く、次いで都道府県、市区町村の順となっており、市区町村では規模が小さいほど取得日数が少ない傾向にある。

ア) 年次有給休暇の平均取得日数

【令和4年1月1日～令和4年12月31日※】

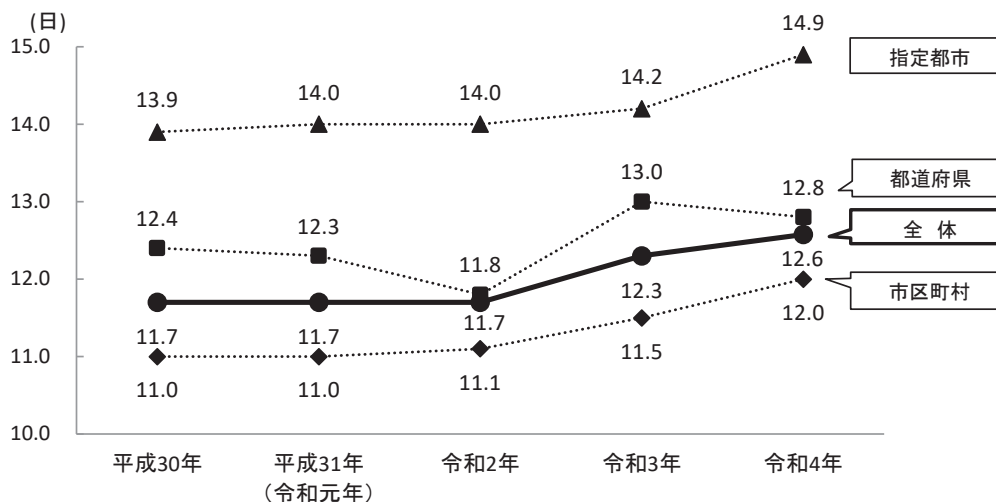
区 分		平均取得日数(日)
都道府県	47団体	12.8 (13.0)
指定都市	20団体	14.9 (14.2)
市区町村	1721団体	12.0 (11.5)
301名以上	(536団体)	12.5 (12.0)
101名以上 300名以下	(689団体)	10.8 (10.4)
100名以下	(496団体)	10.6 (10.1)
全 体	1788団体	12.6 (12.3)

〔参考〕 平均取得日数(日)

国	15.5	(15.5)
民間	10.9	(10.3)

※年度単位で年次有給休暇を付与している団体については、「令和4年4月1日～令和5年3月31日」
 (注) 調査対象は、首長部局に勤務する非現業の一般職に属する職員のうち、調査対象の全期間に在職した者。
 (注) ()は、令和3年の平均取得日数。(民間の数値は、令和3年(又は令和2会計年度))
 (注) 市区町村の内訳区分は、調査対象人数で区分している。
 (注) 国の出典は「令和5年国家公務員給与等実態調査」(人事院)。
 民間の出典は「令和5年就労条件総合調査」(厚生労働省)。

イ) 年次有給休暇の平均取得日数の推移(平成30年～令和4年)



②育児休業等の取得状況

※参考：男性の育児休業取得率（最新公表値）
 国家公務員 34.0%（令和3年度）
 民間企業 17.13%（令和4年度調査）

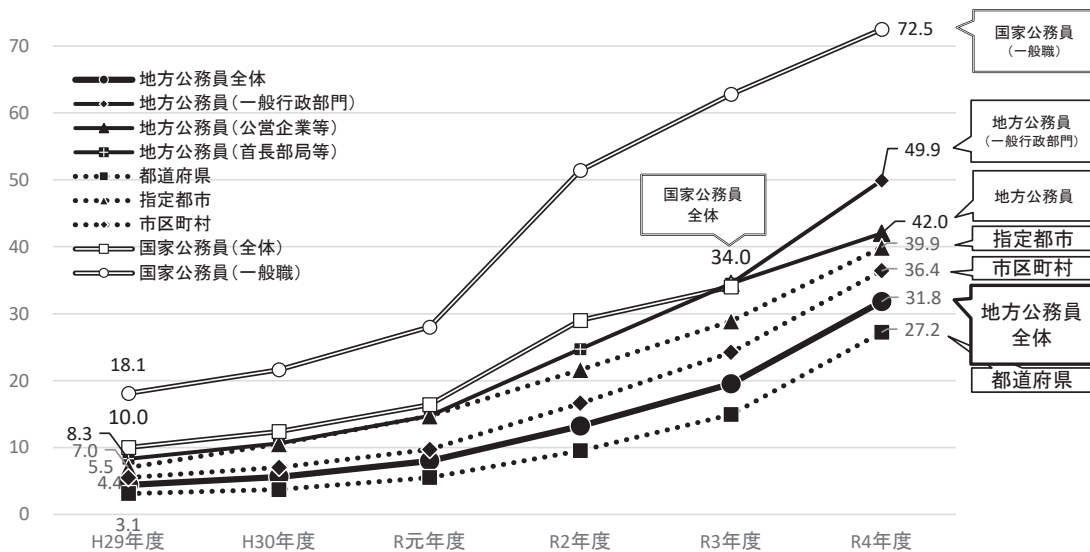
- 令和4年度に新たに育児休業を取得した男性職員は20,057人で取得率31.8%、女性職員は47,760人で取得率100.3%。
- 男性職員の育児休業取得率は、前年度から12.3ポイント増加となっており過去最高となっているものの、国家公務員の取得率（R3:34.0%）と比べ低水準となっている。
- 育児休業期間の分布状況について、男性は2週間以上1月以下が36.2%と最も多く、次いで1月超3月以下が23.0%となっている。女性は12月超24月以下が36.1%と最も多くなっている。
- 団体区分別・部門別にみると、団体間・部門間の差が大きく、団体区分別では都道府県（27.2%）で、部門別では消防部門（16.4%）と教育委員会（19.2%）で、特に低水準となっている。団体区分別では指定都市、市区町村で、部門別では警察部門で、取得率が大きく増加している。
- 配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇については、両休暇を合わせて5日以上取得した職員の割合が48.2%と増加（対前年比+6.9%）しているものの、国家公務員の取得率（R3:86.4%）と比べ低水準である。

ア) 男性職員の育児休業取得率（令和4年度） ※括弧内は令和3年度

	全合計	首長 部局等	一般行政 部門	公営企業 等	警察 部門	消防 部門	教育 委員会	(参考) 女性職員 全合計
都道府県	27.2% (14.9%)	54.1% (40.7%)	56.2% (-)	44.8% (-)	26.9% (9.7%)	18.2% (7.3%)	17.0% (10.6%)	100.9% (101.7%)
指定都市	39.9% (28.9%)	64.7% (47.8%)	65.3% (-)	62.4% (-)	-	26.6% (15.4%)	21.7% (16.1%)	99.3% (100.0%)
市区町村	36.4% (24.2%)	42.6% (29.0%)	44.1% (-)	35.1% (-)	-	11.1% (5.5%)	39.3% (25.3%)	99.9% (99.4%)
合計	31.8% (19.5%)	48.6% (34.5%)	49.9% (-)	42.0% (-)	26.9% (9.7%)	16.4% (8.4%)	19.2% (12.4%)	100.3% (100.6%)

※取得率は、調査年度中に新たに育児休業を取得可能となった職員数に対する調査年度中の新規取得者数（調査年度以前に取得可能となっており、調査年度中に新たに育児休業を取得した者を含む）の割合である。このため、取得率が100%を超えることがある。
 ※R4年度から従来の「地方公務員（首長部局等）」を「地方公務員（一般行政部門）」と「地方公務員（公営企業等）」に区分して調査を実施。

男性職員の育児休業取得率



※R4年度から従来の「地方公務員（首長部局等）」を「地方公務員（一般行政部門）」と「地方公務員（公営企業等）」に区分して調査を実施。そのため、R3年度からR4年度にかけて、「地方公務員（首長部局等）」を「地方公務員（一般行政部門）」と「地方公務員（公営企業等）」に分岐させて表記している。

※国家公務員（全体）の最新公表値は、本資料公表時点でR3年度。

イ) 男性職員の育児休業取得率の上位団体

【全部門合計(都道府県)】

都道府県	団体名	取得率	前年度取得率
	1 秋田県	57.0%	42.3%
	2 岩手県	52.4%	21.9%
	3 山形県	46.4%	30.5%
	4 福島県	45.3%	26.0%
	5 鳥取県	44.2%	44.3%
	6 高知県	41.9%	34.5%
	7 福井県	41.6%	26.5%

【警察部門(都道府県)】

都道府県	団体名	取得率	前年度取得率
	1 岩手県	107.6%	20.6%
	2 秋田県	77.5%	46.0%
3 富山県	70.8%	10.0%	

【教育委員会部門(都道府県)】

都道府県	団体名	取得率	前年度取得率
	1 東京都	48.3%	14.8%
	2 沖縄県	27.1%	20.6%
3 大阪府	25.9%	16.0%	

【全部門合計(指定都市)】

指定都市	団体名	取得率	前年度取得率
	1 千葉市	78.2%	83.2%
	2 福岡市	60.5%	34.7%
	3 新潟市	58.7%	33.5%
	4 京都市	50.5%	29.2%
	5 岡山市	45.4%	32.4%
	6 さいたま市	44.8%	32.2%
7 北九州市	43.8%	39.5%	

【消防部門(都・指定都市)】

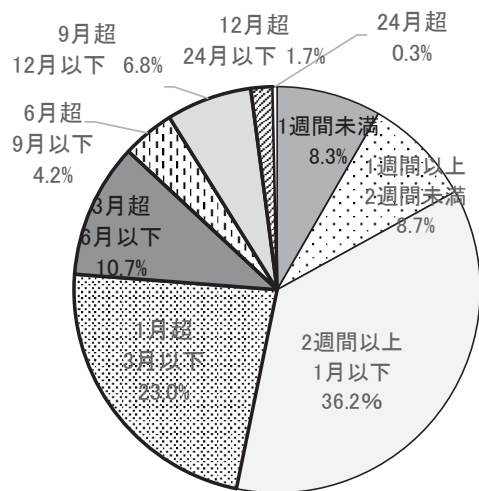
指定都市	団体名	取得率	前年度取得率
	1 千葉市	116.7%	114.8%
	2 新潟市	60.0%	17.9%
3 福岡市	51.3%	18.6%	

【教育委員会部門(指定都市)】

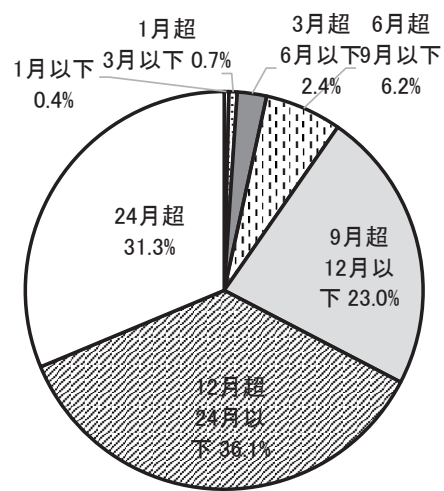
指定都市	団体名	取得率	前年度取得率
	1 千葉市	58.5%	75.9%
	2 福岡市	37.6%	15.0%
3 新潟市	29.3%	18.2%	

ウ) 育児休業期間の状況(令和4年度)

【男性職員】



【女性職員】



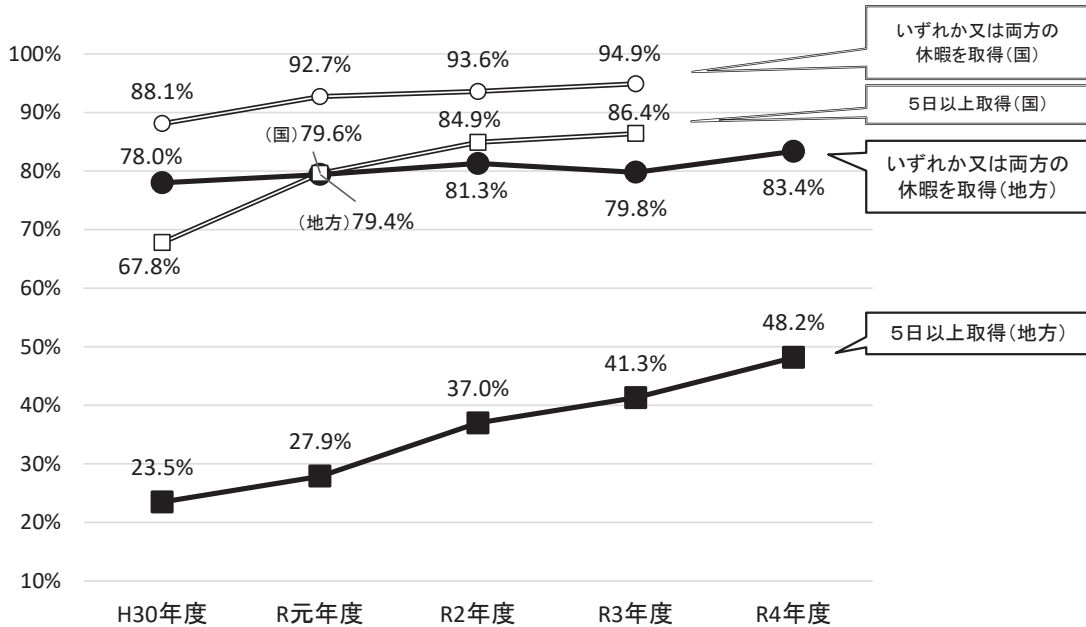
エ)配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得状況(令和4年度)

(単位:人)

令和4年度中に新たに育児休業が取得可能となった男性職員数	配偶者出産休暇を取得した職員数	育児参加のための休暇を取得した職員数	いずれか又は両方の休暇を取得した職員数	両休暇を合わせて5日以上取得した職員数
63,128 (100.0%)	49,559 (78.5%)	40,754 (64.6%)	52,631 (83.4%)	30,406 (48.2%)

※「令和4年度中に新たに育児休業が取得可能となった男性職員数」には、いずれか又は両方の休暇制度を設けていない団体における「令和4年度中に新たに育児休業が取得可能となった男性職員数」を含む。

配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得状況の推移



※国家公務員の最新公表値は、本資料公表時点でR3年度。

オ)両休暇を5日以上取得した職員の割合(全合計、都道府県・指定都市)の上位団体

都道府県	団体名	R4年度取得率	R3年度取得率
	1 群馬県	74.5%	42.2%
	2 佐賀県	68.9%	62.1%
	3 福岡県	67.8%	56.3%
	4 京都府	67.6%	71.9%
	5 東京都	64.6%	41.1%
	6 福島県	64.4%	41.8%
	7 神奈川県	63.8%	54.8%

指定都市	団体名	R4年度取得率	R3年度取得率
	1 新潟市	67.2%	72.2%
	2 岡山市	64.4%	64.8%
	3 堺市	61.8%	49.4%
	4 札幌市	59.2%	52.9%
	5 仙台市	58.3%	53.0%
	6 熊本市	56.9%	47.8%
7 横浜市	56.7%	53.4%	

※取得率は、調査年度中に新たに育児休業が取得可能となった男性職員数に対する調査年度中の両休暇を合わせて5日以上取得した職員数の割合である。

3. メンタルヘルス対策の取組状況

- メンタルヘルス対策については、都道府県及び指定都市にあつては全部局で、市区及び町村にあつてはほぼ全部局で何らかの取組が実施されている。
- 主な取組として、団体区別では「セルフケアを実施するための教育研修・情報提供」が多く、部局別では「事業場内での相談体制の整備」が多い。
- 「メンタルヘルス対策に関する計画の策定」、「実務を行う担当者の選任」、「職場復帰における支援の実施（職場復帰支援プログラムの策定を含む）」などといった取組は、都道府県・指定都市と市区・町村では取り組んでいる状況に差がある。

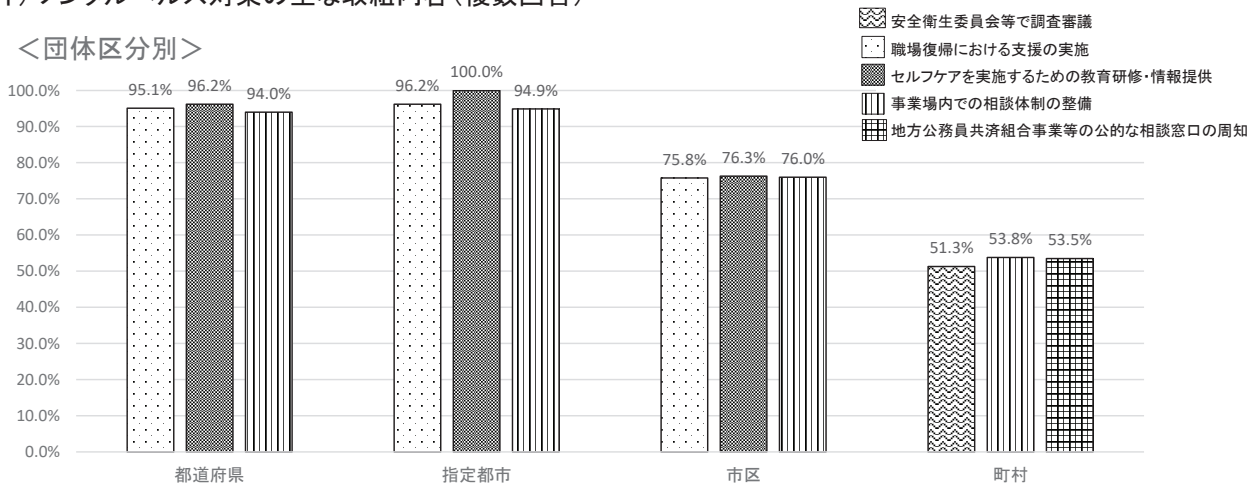
ア) メンタルヘルス対策の取組状況(令和4年度)

	合計	都道府県	指定都市	市区	町村	(参考) 一部事務組合等
取り組んでいる 部局数の割合	98.4% (97.8%)	100.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)	99.8% (99.5%)	96.7% (95.5%)	69.7% (69.5%)

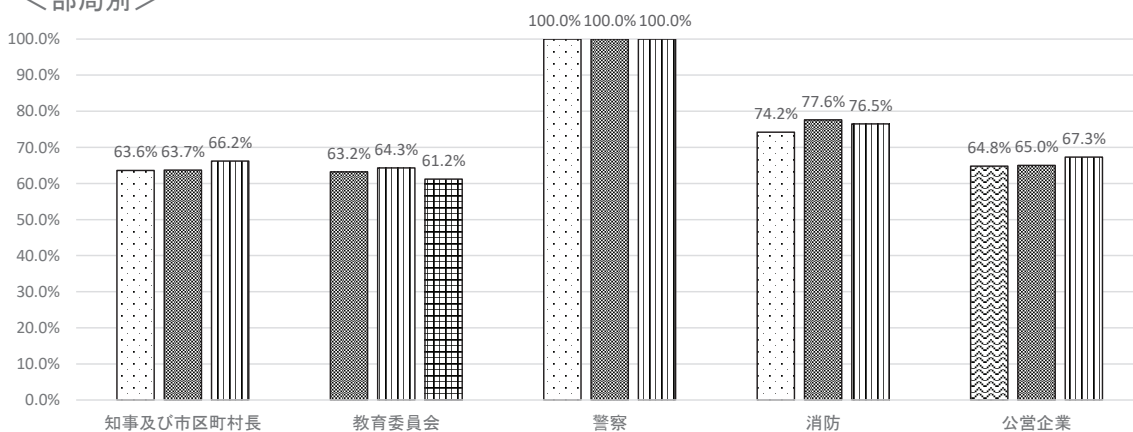
(注) ()内の数字は前年度の数字を示す。

イ) メンタルヘルス対策の主な取組内容(複数回答)

<団体区別>



<部局別>



(注1) 団体区別、部局別(一部事務組合等を除く)ともに、実施されている割合の高い上位3つの取組を基にグラフを作成している。

(注2) メンタルヘルス対策の主な取組内容における割合は、メンタルヘルス対策に取り組んでいる部局数に占める割合である。(ウ)についても同じ。

ウ) 団体区分により取組状況に差がある主な取組内容(全部局合計ベース)

団体区分	メンタルヘルス対策に関する 計画の策定	実務を行う担当者の選任	職場復帰における支援の実施 (職場復帰支援プログラムの 策定を含む)	ラインケア及び事業場内産業保健 スタッフ等によるケアを実施するた めの教育研修・情報提供
都道府県	66.5% (63.2%)	86.8% (84.6%)	95.1% (96.7%)	92.3% (-)
指定都市	72.2% (65.8%)	86.1% (86.1%)	96.2% (96.2%)	92.4% (-)
市区	23.5% (20.6%)	45.6% (41.7%)	75.8% (71.6%)	54.8% (-)
町村	10.2% (6.8%)	20.5% (18.1%)	45.8% (40.0%)	25.3% (-)
合計	19.8% (16.7%)	36.4% (33.5%)	63.3% (59.0%)	43.5% (-)

(参考)

一部事務組合等	9.4% (8.7%)	29.6% (26.3%)	27.1% (24.2%)	20.2% (-)
---------	-------------	---------------	---------------	-----------

(注) ()内の数字は前年度の数字を示している。

4. 長時間勤務者に対する医師による面接指導の状況

- 面接指導の強化に係る例規・指針等の整備状況については、令和5年4月1日時点で整備済みの団体の割合は68.9%となっている。(昨年度調査 67.4%)
- 団体区別にみると、都道府県にあっては概ね整備済みとなっているが、市区及び町村については、未整備の部局を有する地方公共団体が一定数あり、特に町村では整備済みの割合が56.4%となっている。(昨年度調査 54.7%)
- 医師による面接指導の実施状況については、要件に該当した職員に対して、全団体を通じて概ね3割程度実施されている。
- 医師による面接指導の対象となる要件に該当した職員で、面接指導が行われなかった職員の主な理由のうち、「職員に対し、面接指導を受けることを通知・勧奨したが、反応が無かった又は職員自身が必要ないと判断した」が37.2%、「職員が業務多忙で面接時間を確保できなかった」が13.7%となっている。

ア) 面接指導の強化に係る例規・指針等の団体区分別(部局ごと)整備状況の割合(令和5年4月1日現在)

団体区分	令和5年4月1日時点で整備済み		令和5年度中に整備予定(①)		整備時期未定(②)		参考1	
	割合	(割合)	割合	(割合)	割合	(割合)	令和5年4月1日時点で未整備(①+②)の団体数及び割合(※)	
都道府県	99.5%	(99.5%)	0.0%	(0.0%)	0.5%	(0.5%)	1団体 (1団体)	2.1% (2.1%)
指定都市	94.9%	(92.4%)	1.3%	(1.3%)	3.8%	(6.3%)	4団体 (5団体)	20.0% (25.0%)
市区	77.6%	(75.8%)	7.2%	(13.1%)	15.2%	(11.1%)	211団体 (233団体)	26.5% (29.3%)
町村	56.4%	(54.7%)	11.7%	(23.6%)	31.9%	(21.7%)	437団体 (451団体)	47.2% (48.7%)
合計	68.9%	(67.4%)	8.9%	(17.2%)	22.1%	(15.4%)	653団体 (690団体)	36.5% (38.6%)
一部事務組合等	26.3%	(25.7%)	5.9%	(12.3%)	67.7%	(62.0%)	963団体 (979団体)	74.7% (75.7%)

(参考2)

(注1) 端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。(イ)及びウについても同じ。)

(注2) 同一部局内で整備ができていない部門がある場合には、整備していない部局として計上している。

(注3) 「参考1」については、例規・指針等を未整備である部局を有する地方公共団体数を計上しており、(※)割合については、団体区分ごとの団体数の合計(都道府県:47、指定都市:20、市区:795、町村:926、合計:1,788、一部事務組合等:1,289(1,293))に占める割合である。

(注4) ()内の数字は前年度の数字を示している。

イ) 医師による面接指導の実施状況(令和4年度)

団体区分	令和3年度		令和4年度		R3→R4 増減	
	医師による面接指導の対象となる要件に該当した職員	うち実際に医師による面接指導が行われた職員	医師による面接指導の対象となる要件に該当した職員	うち実際に医師による面接指導が行われた職員	医師による面接指導の対象となる要件に該当した職員	うち実際に医師による面接指導が行われた職員
都道府県	132,518人	42,408人 (32.0%)	124,670人	46,237人 (37.1%)	▲ 7,848人	3,829人 5.1%
指定都市	59,753人	12,001人 (20.1%)	46,307人	9,886人 (21.3%)	▲ 13,446人	▲ 2,115人 1.2%
市区	94,637人	32,564人 (34.4%)	78,450人	26,171人 (33.4%)	▲ 16,187人	▲ 6,393人 ▲ 1.0%
町村	5,513人	1,344人 (24.4%)	5,488人	1,205人 (22.0%)	▲ 25人	▲ 139人 ▲ 2.4%
合計	292,421人	88,317人 (30.2%)	254,915人	83,499人 (32.8%)	▲ 37,506人	▲ 4,818人 2.6%
一部事務組合等	1,871人	366人 (19.6%)	2,322人	461人 (19.9%)	451人	95人 0.3%

(参考)

(注1) 職員数は令和4年度の延べ人数である。(ウ)についても同じ。)

(注2) ()内の%については、「医師による面接指導の対象となる要件に該当した職員」に占める割合である。

ウ) 医師による面接指導が行われなかった職員のうちその主な理由(令和4年度)

団体区分	医師による面接指導が行われなかった職員	面接指導を受ける必要がないと医師が判断した(※)	職員に対し、面接指導を受けることを通知・勧奨したが、反応が無かった又は職員自身が必要ないと判断した	職員が業務多忙で面接時間を確保できなかった
都道府県	78,433人	18,746人 (23.9%)	24,420人 (31.1%)	12,139人 (15.5%)
指定都市	36,421人	14,247人 (39.1%)	11,499人 (31.6%)	547人 (1.5%)
市区	52,279人	7,281人 (13.9%)	24,875人 (47.6%)	10,167人 (19.4%)
町村	4,283人	59人 (1.4%)	2,985人 (69.7%)	594人 (13.9%)
合計	171,416人	40,333人 (23.5%)	63,779人 (37.2%)	23,447人 (13.7%)

(参考)

一部事務組合等	1,861人	14人 (0.8%)	1,718人 (92.3%)	67人 (3.6%)
---------	--------	------------	----------------	------------

(注1)(※)労働安全衛生規則第52条の2第1項の規定により、時間外勤務時間算定の期日前1か月以内に面接指導を受けた職員などについて、面接指導を受ける必要がないとして医師が判断した場合は、面接指導を行わないことが認められている。

(注2)()内の%については、「医師による面接指導が行われなかった職員」に占める割合を示している。

5. メンタルヘルス不調による休務者の状況

➤ 令和4年度の地方公務員のメンタルヘルス不調による休務者は、43,688人であり、在籍職員数に占める割合は、指定都市が1.6%と最も高く、次いで都道府県及び市区が1.4%、町村が1.2%となっている。

メンタルヘルス不調による休務者の状況

団体区分	令和3年度		令和4年度		R3→R4 増減
	(参考)在籍職員数	休務者数	(参考)在籍職員数	休務者数	休務者数
都道府県	1,012,642人	11,980人 (1.2%)	1,000,982人	13,935人 (1.4%)	1,955人 (0.2%)
指定都市	426,165人	6,395人 (1.5%)	429,258人	6,702人 (1.6%)	307人 (0.1%)
市区	1,437,291人	17,578人 (1.2%)	1,437,990人	20,124人 (1.4%)	2,546人 (0.2%)
町村	240,597人	2,514人 (1.0%)	243,714人	2,927人 (1.2%)	413人 (0.2%)
合計	3,116,695人	38,467人 (1.2%)	3,111,944人	43,688人 (1.4%)	5,221人 (0.2%)

(参考)

一部事務組合等	119,839人	930人 (0.8%)	118,613人	1,076人 (0.9%)	146人 (0.1%)
---------	----------	-------------	----------	---------------	-------------

(注1)原則として、令和4年度中にメンタルヘルス不調により引き続いて30日以上又は1か月以上の期間、病気休暇取得又は休職した職員を休務者として計上している。

(注2)一部の団体においては、年度ではなく暦年(令和4年1月～令和4年12月まで)の休務者数を計上している。

(注3)令和3年度から引き続いて休務した者及び令和4年度中に退職した者も含んでいる。

(注4)在籍職員数については参考値として、ストレスチェックの実施状況等で調査した在籍職員数(表20-3)を引用している。

(注5)()内の%については、「在籍職員数」に占める割合を示している。

令和4年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果

【目次】

表1	早出遅出制度及びフレックスタイム制度の導入状況	P 1
表2	年次有給休暇の取得状況	P 3
表3	介護休暇の状況	P 4
表4	介護時間の状況	P 5
表5	育児休業等の制度制定状況	P 6
表6	育児休業等の取得状況	P 7
表6-1	育児休業等の取得状況【一般行政部門】	P 13
表6-2	育児休業等の取得状況【公営企業等】	P 14
表6-3	育児休業等の取得状況【警察部門】	P 15
表6-4	育児休業等の取得状況【消防部門】	P 16
表6-5	育児休業等の取得状況【教育委員会】	P 17
表6-6	育児休業等の取得状況【都道府県団体別】	P 18
表6-7	育児休業等の取得状況【指定都市団体別】	P 20
表6-8	育児休業等の取得状況【市区町村団体別】	P 22
表7	会計年度任用職員の育児休業・介護休暇の状況	P 24
表8	各種休業制度・部分休業制度の導入状況	P 25
表9	自己啓発等休業の取得状況	P 26
表10	配偶者同行休業の取得状況	P 27
表11	修学部分休業の取得状況	P 28
表12	高齢者部分休業の取得状況	P 29
表13	時間外勤務命令の上限規制制度の状況	P 30
表14	時間外勤務の状況(時間外勤務時間数)	P 31
表14-1	時間外勤務の状況(時間外勤務時間数)【都道府県】	P 32
表14-2	時間外勤務の状況(時間外勤務時間数)【指定都市】	P 33
表14-3	時間外勤務の状況(時間外勤務時間数)【市区町村】	P 34
表15	時間外勤務の状況(上限超えの職員数)	P 35
表15-1	時間外勤務の状況(上限超えの職員数)【自律部署】	P 35
表15-2	時間外勤務の状況(上限超えの職員数)【他律部署】	P 36
表15-3	時間外勤務の状況(上限超えの職員数)【36協定部署】	P 37
表16	勤務時間管理の実施方法の状況	P 38
表17	競争試験における受験者数、合格者数、採用者数、競争率の推移	P 39
図1	過去10年間の競争試験における受験者数、合格者数、競争率の推移	P 40
表18	競争試験における男女別の受験者数、合格者数、採用者数の推移	P 41
表19	中途採用試験の実施状況	P 42
表20	ストレスチェックの実施状況等	P 43
表20-1	ストレスチェック・集団分析の団体区分別実施状況	P 43
表20-2	ストレスチェック・集団分析の部局別実施状況	P 44
表20-3	ストレスチェック・面接指導の団体区分別受診職員数	P 45
表20-4	ストレスチェック・面接指導の部局別受診職員数	P 46
表20-5	集団分析結果の団体区分別活用状況	P 47
表20-6	集団分析結果の部局別活用状況	P 48
表21	メンタルヘルス対策の取組状況	P 49
表21-1	団体区分別の取組状況	P 49
表21-2-1	部局別の取組状況【部局名：知事及び市区町村長】	P 50
表21-2-2	部局別の取組状況【部局名：教育委員会】	P 51
表21-2-3	部局別の取組状況【部局名：警察】	P 52
表21-2-4	部局別の取組状況【部局名：消防】	P 53
表21-2-5	部局別の取組状況【部局名：公営企業】	P 54
表22	長時間勤務者に対する医師による面接指導の状況	P 55
表22-1	面接指導の強化に係る例規・指針等の団体区分別整備状況	P 55
表22-2	面接指導の強化に係る例規・指針等の部局別整備状況	P 56
表22-3	面接指導の対象となる要件(団体区分別)	P 57
表22-4	面接指導の対象となる要件(部局別)	P 58
表22-5	面接指導の団体区分別実施状況	P 59
表22-6	面接指導の部局別実施状況	P 60
表23	メンタルヘルス不調による休務者の状況	P 61

表1 早出遅出制度及びフレックスタイム制度の導入状況(令和5年4月1日現在)

区 分	団体数	業務上の早出・遅出			育児・介護のための早出・遅出			通勤混雑緩和のための早出・遅出		
		導入済	検討中	予定なし	導入済	検討中	予定なし	導入済	検討中	予定なし
都道府県	47 (100%)	33 (70.2%)	3 (6.4%)	11 (23.4%)	45 (95.7%)	2 (4.3%)	0 (0.0%)	39 (83.0%)	4 (8.5%)	4 (8.5%)
指定都市	20 (100%)	17 (85.0%)	1 (5.0%)	2 (10.0%)	17 (85.0%)	2 (10.0%)	1 (5.0%)	12 (60.0%)	3 (15.0%)	5 (25.0%)
市区町村	1,721 (100%)	789 (45.8%)	146 (8.5%)	786 (45.7%)	1,218 (70.8%)	147 (8.5%)	356 (20.7%)	249 (14.5%)	108 (6.3%)	1,364 (79.3%)
合 計	1,788 (100%)	839 (46.9%)	150 (8.4%)	799 (44.7%)	1,280 (71.6%)	151 (8.4%)	357 (20.0%)	300 (16.8%)	115 (6.4%)	1,373 (76.8%)

区 分	団体数	疲労蓄積防止のための早出・遅出			修学等のための早出・遅出			障害の特性等に応じた早出・遅出		
		導入済	検討中	予定なし	導入済	検討中	予定なし	導入済	検討中	予定なし
都道府県	47 (100%)	25 (53.2%)	5 (10.6%)	17 (36.2%)	24 (51.1%)	3 (6.4%)	20 (42.6%)	30 (63.8%)	3 (6.4%)	14 (29.8%)
指定都市	20 (100%)	10 (50.0%)	3 (15.0%)	7 (35.0%)	7 (35.0%)	1 (5.0%)	12 (60.0%)	11 (55.0%)	2 (10.0%)	7 (35.0%)
市区町村	1,721 (100%)	139 (8.1%)	122 (7.1%)	1,460 (84.8%)	82 (4.8%)	112 (6.5%)	1,527 (88.7%)	147 (8.5%)	189 (11.0%)	1,385 (80.5%)
合 計	1,788 (100%)	174 (9.7%)	130 (7.3%)	1,484 (83.0%)	113 (6.3%)	116 (6.5%)	1,559 (87.2%)	188 (10.5%)	194 (10.9%)	1,406 (78.6%)

区 分	団体数	フレックスタイム制度		
		導入済	検討中	予定なし
都道府県	47 (100%)	17 (36.2%)	12 (25.5%)	18 (38.3%)
指定都市	20 (100%)	3 (15.0%)	8 (40.0%)	9 (45.0%)
市区町村	1,721 (100%)	76 (4.4%)	219 (12.7%)	1,426 (82.9%)
合 計	1,788 (100%)	96 (5.4%)	239 (13.4%)	1,453 (81.3%)

(注) ()内の数字は団体区分中の割合を示す。(端数処理のため割合の合計が100%に一致しない場合がある。)

表1 早出遅出制度及びフレックスタイム制度の導入状況

区分	団体数	育児・介護のための早出・遅出の導入済み団体数						増減 (R4.4.1→R5.4.1)
		平成31年4月1日現在	令和2年4月1日現在	令和3年4月1日現在	令和4年4月1日現在	令和5年4月1日現在		
都道府県	47 (100%)	45 (95.7%)	45 (95.7%)	45 (95.7%)	45 (95.7%)	45 (95.7%)	0	
指定都市	20 (100%)	13 (65.0%)	16 (80.0%)	17 (85.0%)	17 (85.0%)	17 (85.0%)	0	
市区町村	1,721 (100%)	1,102 (64.0%)	1,130 (65.7%)	1,157 (67.2%)	1,186 (68.9%)	1,218 (70.8%)	32	
合計	1,788 (100%)	1,160 (64.9%)	1,191 (66.6%)	1,219 (68.2%)	1,248 (69.8%)	1,280 (71.6%)	32	
フレックスタイム制度の導入済み団体数								
区分	団体数	フレックスタイム制度の導入済み団体数						増減 (R4.4.1→R5.4.1)
		平成31年4月1日現在	令和2年4月1日現在	令和3年4月1日現在	令和4年4月1日現在	令和5年4月1日現在		
都道府県	47 (100%)	10 (21.3%)	12 (25.5%)	12 (25.5%)	15 (31.9%)	17 (36.2%)	2	
指定都市	20 (100%)	2 (10.0%)	2 (10.0%)	2 (10.0%)	2 (10.0%)	3 (15.0%)	1	
市区町村	1,721 (100%)	50 (2.9%)	66 (3.8%)	70 (4.1%)	75 (4.4%)	76 (4.4%)	1	
合計	1,788 (100%)	62 (3.5%)	80 (4.5%)	84 (4.7%)	92 (5.1%)	96 (5.4%)	4	

(注) ()内の数字は団体区分中の割合を示す。

表2 年次有給休暇の取得状況(令和4年)

【令和4年1月1日～令和4年12月31日※】

〔参考〕 平均取得日数（日）

区 分	平均取得日数 (日)	
都道府県	12.8	(13.0)
指定都市	14.9	(14.2)
市区町村	12.0	(11.5)
301名以上 (536団体)	12.5	(12.0)
101名以上 300名以下 (689団体)	10.8	(10.4)
100名以下 (496団体)	10.6	(10.1)
全 体	12.6	(12.3)

国	15.5	(15.5)
民間	10.9	(10.3)

出典「令和5年国家公務員給与等実態調査」(人事院)
「令和5年就労条件総合調査」(厚生労働省)

※年度単位で年次有給休暇を付与している団体については、「令和4年4月1日～令和5年3月31日」
 (注1) 調査対象は、首長部局に勤務する非現業の一般職に属する職員のうち、調査対象の全期間在職した者。
 (注2) () は、令和3年の平均取得日数。(民間の数値は、令和3年(又は令和2会計年度))
 (注3) 市区町村の内訳区分は、調査対象人数で区分している。

(参考)

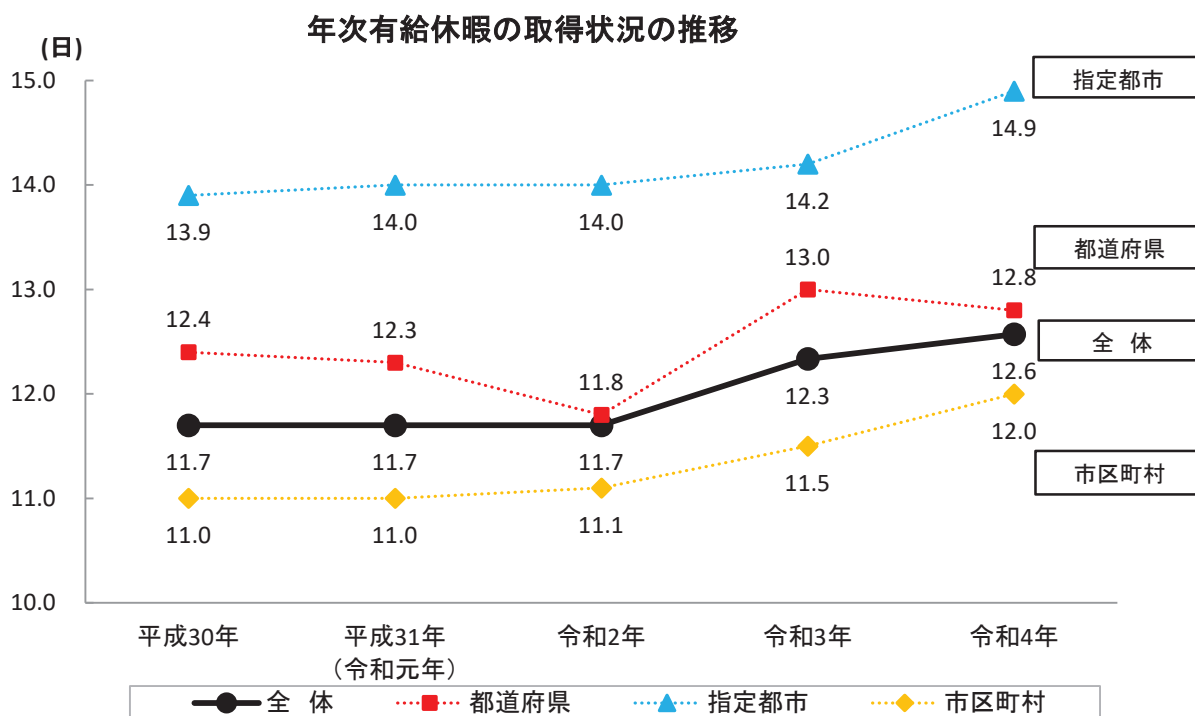


表3 介護休暇の状況

1 介護休暇制度の導入状況(令和5年4月1日現在)

団体区分	団体数	導入済	未導入
都道府県	47	47	0
指定都市	20	20	0
市区町村	1,721	1,721	0
合計	1,788	1,788	0

2 介護休暇の取得状況(令和4年度)

(単位:人)

団体区分	区 分	介護休暇 取得者数	要介護者別の取得者数(職員との続柄別)							
			配偶者	父母	子	配偶者 の父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他
都道府県	男性職員	363 (29.5%)	74 (20.4%)	224 (61.7%)	46 (12.7%)	10 (2.8%)	4 (1.1%)	4 (1.1%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)
	女性職員	866 (70.5%)	69 (8.0%)	494 (57.0%)	243 (28.1%)	37 (4.3%)	11 (1.3%)	10 (1.2%)	2 (0.2%)	0 (0.0%)
指定都市	男性職員	139 (28.4%)	35 (25.2%)	80 (57.6%)	18 (12.9%)	3 (2.2%)	1 (0.7%)	2 (1.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	女性職員	351 (71.6%)	28 (8.0%)	221 (63.0%)	83 (23.6%)	7 (2.0%)	3 (0.9%)	9 (2.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
市区町村	男性職員	303 (31.0%)	64 (21.1%)	185 (61.1%)	35 (11.6%)	9 (3.0%)	5 (1.7%)	4 (1.3%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)
	女性職員	674 (69.0%)	52 (7.7%)	383 (56.8%)	195 (28.9%)	19 (2.8%)	13 (1.9%)	10 (1.5%)	0 (0.0%)	2 (0.3%)
合計	男性職員	805 (29.9%)	173 (21.5%)	489 (60.7%)	99 (12.3%)	22 (2.7%)	10 (1.2%)	10 (1.2%)	1 (0.1%)	1 (0.1%)
	女性職員	1,891 (70.1%)	149 (7.9%)	1,098 (58.1%)	521 (27.6%)	63 (3.3%)	27 (1.4%)	29 (1.5%)	2 (0.1%)	2 (0.1%)
	計	2,696 (100.0%)	322 (11.9%)	1,587 (58.9%)	620 (23.0%)	85 (3.2%)	37 (1.4%)	39 (1.4%)	3 (0.1%)	3 (0.1%)

団体区分	区 分	介護休暇 取得者数	介護休暇の期間別の取得者数					
			1月以下	1月超 2月以下	2月超 3月以下	3月超 4月以下	4月超 5月以下	5月超
都道府県	男性職員	363 (29.5%)	183 (50.4%)	50 (13.8%)	35 (9.6%)	22 (6.1%)	14 (3.9%)	59 (16.3%)
	女性職員	866 (70.5%)	354 (40.9%)	137 (15.8%)	98 (11.3%)	59 (6.8%)	30 (3.5%)	188 (21.7%)
指定都市	男性職員	139 (28.4%)	51 (36.7%)	24 (17.3%)	15 (10.8%)	17 (12.2%)	7 (5.0%)	25 (18.0%)
	女性職員	351 (71.6%)	122 (34.8%)	63 (17.9%)	52 (14.8%)	24 (6.8%)	23 (6.6%)	67 (19.1%)
市区町村	男性職員	303 (31.0%)	162 (53.5%)	39 (12.9%)	30 (9.9%)	15 (5.0%)	12 (4.0%)	45 (14.9%)
	女性職員	674 (69.0%)	284 (42.1%)	130 (19.3%)	75 (11.1%)	39 (5.8%)	27 (4.0%)	119 (17.7%)
合計	男性職員	805 (29.9%)	396 (49.2%)	113 (14.0%)	80 (9.9%)	54 (6.7%)	33 (4.1%)	129 (16.0%)
	女性職員	1,891 (70.1%)	760 (40.2%)	330 (17.5%)	225 (11.9%)	122 (6.5%)	80 (4.2%)	374 (19.8%)
	計	2,696 (100.0%)	1,156 (42.9%)	443 (16.4%)	305 (11.3%)	176 (6.5%)	113 (4.2%)	503 (18.7%)

(注) 1 介護休暇取得者数は、令和4年度中に介護休暇を取得開始した職員数である。

2 「要介護者別の取得者数」及び「介護休暇の期間別の取得者数」の()は、「介護休暇取得者数」に占める割合である(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。)

3 「介護休暇取得者数」の団体区分ごとの()は、団体区分ごとの計に占める割合である(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。)

4 「介護休暇取得者数」の合計欄の()は、「計」に占める割合である(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。)

表4 介護時間の状況

1 介護時間制度の導入状況(令和5年4月1日現在)

団体区分	団体数	導入済	未導入
都道府県	47	47	0
指定都市	20	20	0
市区町村	1,721	1,708	13
合計	1,788	1,775	13

2 介護時間の取得状況(令和4年度)

(単位:人)

団体区分	区 分	介護時間 取得者数	要介護者別の取得者数(職員との続柄別)							
			配偶者	父母	子	配偶者 の父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他
都道府県	男性職員	92 (29.0%)	9 (9.8%)	70 (76.1%)	9 (9.8%)	2 (2.2%)	2 (2.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	女性職員	225 (71.0%)	15 (6.7%)	129 (57.3%)	61 (27.1%)	17 (7.6%)	2 (0.9%)	1 (0.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
指定都市	男性職員	96 (36.0%)	13 (13.5%)	70 (72.9%)	10 (10.4%)	1 (1.0%)	2 (2.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	女性職員	171 (64.0%)	5 (2.9%)	123 (71.9%)	29 (17.0%)	6 (3.5%)	1 (0.6%)	6 (3.5%)	0 (0.0%)	1 (0.6%)
市区町村	男性職員	63 (25.1%)	6 (9.5%)	41 (65.1%)	15 (23.8%)	1 (1.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	女性職員	188 (74.9%)	11 (5.9%)	101 (53.7%)	66 (35.1%)	6 (3.2%)	2 (1.1%)	2 (1.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合計	男性職員	251 (30.1%)	28 (11.2%)	181 (72.1%)	34 (13.5%)	4 (1.6%)	4 (1.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	女性職員	584 (69.9%)	31 (5.3%)	353 (60.4%)	156 (26.7%)	29 (5.0%)	5 (0.9%)	9 (1.5%)	0 (0.0%)	1 (0.2%)
	計	835 (100.0%)	59 (7.1%)	534 (64.0%)	190 (22.8%)	33 (4.0%)	9 (1.1%)	9 (1.1%)	0 (0.0%)	1 (0.1%)

団体区分	区 分	介護時間 取得者数	介護時間の期間別の取得者数					
			6月以下	6月超 1年以下	1年超 1年6月以下	1年6月超 2年以下	2年超 2年6月以下	2年6月超
都道府県	男性職員	92 (29.0%)	64 (69.6%)	17 (18.5%)	1 (1.1%)	1 (1.1%)	3 (3.3%)	6 (6.5%)
	女性職員	225 (71.0%)	130 (57.8%)	57 (25.3%)	2 (0.9%)	6 (2.7%)	9 (4.0%)	21 (9.3%)
指定都市	男性職員	96 (36.0%)	60 (62.5%)	26 (27.1%)	1 (1.0%)	3 (3.1%)	0 (0.0%)	6 (6.3%)
	女性職員	171 (64.0%)	93 (54.4%)	53 (31.0%)	1 (0.6%)	2 (1.2%)	4 (2.3%)	18 (10.5%)
市区町村	男性職員	63 (25.1%)	48 (76.2%)	7 (11.1%)	1 (1.6%)	2 (3.2%)	0 (0.0%)	5 (7.9%)
	女性職員	188 (74.9%)	83 (44.1%)	41 (21.8%)	12 (6.4%)	6 (3.2%)	2 (1.1%)	44 (23.4%)
合計	男性職員	251 (30.1%)	172 (68.5%)	50 (19.9%)	3 (1.2%)	6 (2.4%)	3 (1.2%)	17 (6.8%)
	女性職員	584 (69.9%)	306 (52.4%)	151 (25.9%)	15 (2.6%)	14 (2.4%)	15 (2.6%)	83 (14.2%)
	計	835 (100.0%)	478 (57.2%)	201 (24.1%)	18 (2.2%)	20 (2.4%)	18 (2.2%)	100 (12.0%)

(注)1 介護時間取得者数は、令和4年度中に介護時間を取得開始した職員数である。

2 「要介護者別の取得者数」及び「介護時間の期間別の取得者数」の()は、「介護時間取得者数」に占める割合である(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。)。

3 「介護時間取得者数」の団体区分ごとの()は、団体区分ごとの計に占める割合である(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。)。

4 「介護時間取得者数」の合計欄の()は、「計」に占める割合である(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。)。

表5 育児休業等の制度制定状況

1 育児休業制度の条例制定状況（令和5年4月1日現在）

（単位：団体）

区分	団体数	一般行政部門		公営企業等		警察部門		消防部門		教育委員会	
		制定済	未制定	制定済	未制定	制定済	未制定	制定済	未制定	制定済	未制定
都道府県	47 (100%)	47 (100.0%)	0 (0.0%)	46 (100.0%)	0 (0.0%)	47 (100.0%)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	47 (100.0%)	0 (0.0%)
指定都市	20 (100%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)	- (-)	- (-)	20 (100.0%)	0 (0.0%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)
市区町村	1,721 (100%)	1,721 (100.0%)	0 (0.0%)	1,564 (99.5%)	8 (0.5%)	- (-)	- (-)	427 (100.0%)	0 (0.0%)	1,704 (99.7%)	5 (0.3%)
合計	1,788 (100%)	1,788 (100.0%)	0 (0.0%)	1,630 (99.5%)	8 (0.5%)	47 (100.0%)	0 (0.0%)	448 (100.0%)	0 (0.0%)	1,771 (99.7%)	5 (0.3%)

2 部分休業制度の制定状況（令和5年4月1日現在）

区分	団体数	一般行政部門		公営企業等		警察部門		消防部門		教育委員会	
		制定済	未制定	制定済	未制定	制定済	未制定	制定済	未制定	制定済	未制定
都道府県	47 (100%)	47 (100.0%)	0 (0.0%)	45 (97.8%)	1 (2.2%)	47 (100.0%)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	47 (100.0%)	0 (0.0%)
指定都市	20 (100%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)	- (-)	- (-)	20 (100.0%)	0 (0.0%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)
市区町村	1,721 (100%)	1,713 (99.5%)	8 (0.5%)	1,557 (99.0%)	15 (1.0%)	- (-)	- (-)	427 (100.0%)	0 (0.0%)	1,697 (99.3%)	12 (0.7%)
合計	1,788 (100%)	1,780 (99.6%)	8 (0.4%)	1,622 (99.0%)	16 (1.0%)	47 (100.0%)	0 (0.0%)	448 (100.0%)	0 (0.0%)	1,764 (99.3%)	12 (0.7%)

3 育児短時間勤務制度の制定状況（令和5年4月1日現在）

区分	団体数	一般行政部門		公営企業等		警察部門		消防部門		教育委員会	
		制定済	未制定	制定済	未制定	制定済	未制定	制定済	未制定	制定済	未制定
都道府県	47 (100%)	47 (100.0%)	0 (0.0%)	46 (100.0%)	0 (0.0%)	47 (100.0%)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	47 (100.0%)	0 (0.0%)
指定都市	20 (100%)	18 (90.0%)	2 (10.0%)	18 (90.0%)	2 (10.0%)	- (-)	- (-)	18 (90.0%)	2 (10.0%)	19 (95.0%)	1 (5.0%)
市区町村	1,721 (100%)	1,604 (93.2%)	117 (6.8%)	1,452 (92.4%)	120 (7.6%)	- (-)	- (-)	387 (90.6%)	40 (9.4%)	1,588 (92.9%)	121 (7.1%)
合計	1,788 (100%)	1,669 (93.3%)	119 (6.7%)	1,516 (92.6%)	122 (7.4%)	47 (100.0%)	0 (0.0%)	406 (90.6%)	42 (9.4%)	1,654 (93.1%)	122 (6.9%)

（注）（ ）内の数字は団体区分中の割合を示す。また、該当部局が無い団体は除いている。

（端数処理のため割合の合計が100%に一致しない場合がある。）

表6 育児休業等の取得状況(令和4年度)

1 育児休業の取得者数等(全部門合計)

(1) 令和4年度に新たに取得した育児休業

(単位:人)

	令和4年度中に新たに育児休業等が取得可能な職員数	育児休業取得者数	育児休業取得率	育児休業承認期間						
				1月以下	1月超 3月以下	3月超 6月以下	6月超 9月以下	9月超 12月以下	12月超 24月以下	24月超
都道府県	男性職員	35,046	27.2%	5,132 (53.7%)	2,069 (21.7%)	987 (10.3%)	418 (4.4%)	742 (7.8%)	171 (1.8%)	30 (0.3%)
	女性職員	23,654	100.9%	124 (0.5%)	186 (0.8%)	613 (2.6%)	1,428 (6.0%)	4,533 (19.0%)	9,010 (37.8%)	7,966 (33.4%)
指定都市	男性職員	8,454	39.9%	1,708 (50.7%)	764 (22.7%)	386 (11.5%)	158 (4.7%)	263 (7.8%)	83 (2.5%)	9 (0.3%)
	女性職員	7,295	99.3%	7 (0.1%)	35 (0.5%)	161 (2.2%)	549 (7.6%)	1,546 (21.3%)	2,860 (39.5%)	2,089 (28.8%)
市区町村	男性職員	19,628	36.4%	3,831 (53.7%)	1,784 (25.0%)	773 (10.8%)	260 (3.6%)	365 (5.1%)	96 (1.3%)	28 (0.4%)
	女性職員	16,678	99.9%	48 (0.3%)	101 (0.6%)	364 (2.2%)	1,004 (6.0%)	4,887 (29.3%)	5,365 (32.2%)	4,884 (29.3%)
合計	男性職員	63,128	31.8%	10,671 (53.2%)	4,617 (23.0%)	2,146 (10.7%)	836 (4.2%)	1,370 (6.8%)	350 (1.7%)	67 (0.3%)
	女性職員	47,627	100.3%	179 (0.4%)	322 (0.7%)	1,138 (2.4%)	2,981 (6.2%)	10,966 (23.0%)	17,235 (36.1%)	14,939 (31.3%)
(参考) 1月以下の育児休業承認期間の内訳 (男性職員)		1週間未満		1週間超2週間以下		2週間超1月以下				
		1,665 (8.3%)	1,740 (8.7%)	7,266 (36.2%)						

(注) 1 「育児休業取得者数」には、令和3年度以前に育児休業等が取得可能となり、令和4年度から新たに育児休業を取得した者が含まれる。
 2 「育児休業取得率」は、「令和4年度中に新たに育児休業等が取得可能な職員数」に占める「育児休業取得者数」の割合である。
 3 「育児休業承認期間」の()は、「育児休業取得者数」に占める割合(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。以下同じ。)である。
 4 「(参考)1月以下の育児休業承認期間の内訳(男性職員)」の()は、「合計」の「男性職員」の「育児休業取得者」に占める割合である。

表6 育児休業等の取得状況(令和4年度)

(2) 令和4年度に新たに取得した育児休業の内訳

(単位：人)

	育児休業 取得者数	令和4年度に新たに取得した育児休業(1回目)のうち、出生後57日以内に終了するもの。										令和4年度に新たに取得した育児休業(1回目の育児休業のうち、出生後57日以内に終了しないもの。)			
		育児休業承認期間					合計					育児休業承認期間			
		合計	1週間未満	1週間超 2週間以下	2週間超 1月以下	1月超 57日以下	1週間未満	1週間超 2週間未満	2週間超 1月以下	1月超	合計	1週間未満	1週間超 2週間未満	2週間超 1月以下	1月超
都道府県	男性職員	3,322 (34.8%)	331 (10.0%)	466 (14.0%)	2,043 (61.5%)	482 (14.5%)					442 (7.1%)	420 (6.7%)	1,430 (23.0%)	3,935 (63.2%)	
	女性職員	5 (0.02%)	1 (20.0%)	0 (0.0%)	1 (20.0%)	3 (60.0%)					52 (0.2%)	26 (0.1%)	44 (0.2%)	23,733 (99.5%)	
指定都市	男性職員	1,117 (33.1%)	130 (11.6%)	161 (14.4%)	663 (59.4%)	163 (14.6%)					220 (9.8%)	104 (4.6%)	430 (19.1%)	1,500 (66.5%)	
	女性職員	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)					0 (0.0%)	2 (0.0%)	5 (0.1%)	7,240 (99.9%)	
市区町村	男性職員	2,719 (38.1%)	275 (10.1%)	378 (13.9%)	1,660 (61.1%)	406 (14.9%)					267 (6.0%)	211 (4.8%)	1,040 (23.5%)	2,900 (65.6%)	
	女性職員	6 (0.04%)	0 (0.00%)	0 (0.00%)	1 (16.7%)	5 (83.3%)					7 (0.04%)	7 (0.04%)	33 (0.2%)	16,600 (99.7%)	
合計	男性職員	7,158 (35.7%)	736 (10.3%)	1,005 (14.0%)	4,366 (61.0%)	1,051 (14.7%)					929 (13.0%)	735 (10.3%)	2,900 (40.5%)	8,335 (116.4%)	
	女性職員	11 (0.0%)	1 (9.1%)	0 (0.0%)	2 (18.2%)	8 (72.7%)					59 (536.4%)	35 (318.2%)	82 (745.5%)	47,573 (432481.8%)	

(注) 1 「育児休業取得者数」には、令和3年度以前に育児休業等が取得可能となり、令和4年度から新たに育児休業を取得した者が含まれる。
 2 「育児休業承認期間」「合計」の()は、「育児休業取得者数」に占める各区分の割合(端数処理のため、合計が100%とされない場合がある。以下同じ。)である。
 3 「育児休業承認期間」各期間の()は、各区分の「合計」に占める各期間の割合である。

表6 育児休業等の取得状況(令和4年度)

(3) 令和4年度に再度取得した育児休業 (単位：人)

	子の誕生日以後57日間以内に育児休業を取得後、再び育児休業を取得したもの (条例で定める特別の事情による再度の取得を除く)										条例で定める特別の事情による再度の取得	
	育児休業承認期間											
	1月以下	1月超 3月以下	3月超 6月以下	6月超 9月以下	9月超 12月以下	12月超 24月以下	24月超					
合計												
都道府県	男性職員	226 (66.3%)	56 (16.4%)	36 (10.6%)	8 (2.3%)	13 (3.8%)	2 (0.6%)	0	30			
	女性職員	34 (19.1%)	12 (6.7%)	31 (17.4%)	26 (14.6%)	54 (30.3%)	16 (9.0%)	5	268			
指定都市	男性職員	209 (73.6%)	31 (10.9%)	26 (9.2%)	9 (3.2%)	6 (2.1%)	2 (0.7%)	1	11			
	女性職員	3 (33.3%)	0 (0.0%)	2 (22.2%)	1 (11.1%)	0 (0.0%)	1 (11.1%)	2 (22.2%)	6			
市区町村	男性職員	329 (65.0%)	83 (16.4%)	53 (10.5%)	15 (3.0%)	18 (3.6%)	5 (1.0%)	3	19			
	女性職員	13 (8.6%)	29 (19.2%)	23 (15.2%)	12 (7.9%)	32 (21.2%)	34 (22.5%)	8 (5.3%)	286			
合計	男性職員	764 (67.6%)	170 (15.0%)	115 (10.2%)	32 (2.8%)	37 (3.3%)	9 (0.8%)	4	60			
	女性職員	50 (14.8%)	41 (12.1%)	56 (16.6%)	39 (11.5%)	86 (25.4%)	51 (15.1%)	15 (4.4%)	560			

(注) 1 「育児休業承認期間」の()は、「合計」に占める割合(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。)である。

表6 育児休業等の取得状況(令和4年度)

2 育児短時間勤務の取得者数等(全部門合計)

(単位：人)

		育児短時間勤務 取得者数	育児短時間勤務承認期間			
			3月以下	3月超6月以下	6月超9月以下	9月超
都道府県	男性職員	186 (100.0%)	40 (21.5%)	26 (14.0%)	11 (5.9%)	109 (58.6%)
	女性職員	2,825 (100.0%)	253 (9.0%)	228 (8.1%)	198 (7.0%)	2,146 (76.0%)
指定都市	男性職員	50 (100.0%)	15 (30.0%)	2 (4.0%)	4 (8.0%)	29 (58.0%)
	女性職員	1,059 (100.0%)	89 (8.4%)	62 (5.9%)	67 (6.3%)	841 (79.4%)
市区町村	男性職員	63 (100.0%)	35 (55.6%)	12 (19.0%)	6 (9.5%)	10 (15.9%)
	女性職員	1,236 (100.0%)	184 (14.9%)	151 (12.2%)	113 (9.1%)	788 (63.8%)
合計	男性職員	299 (100.0%)	90 (30.1%)	40 (13.4%)	21 (7.0%)	148 (49.5%)
	女性職員	5,120 (100.0%)	526 (10.3%)	441 (8.6%)	378 (7.4%)	3,775 (73.7%)

(注) 1 「育児短時間勤務取得者数」には、令和3年度以前に育児休業等が取得可能となり、令和4年度から新たに育児短時間勤務を取得した者が含まれる。

2 「育児短時間勤務承認期間」の()は、「育児短時間勤務取得者数」に占める割合(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。)である。

表6 育児休業等の取得状況(令和4年度)

3 部分休業の取得者数等(全部門合計)

(単位：人)

	部分休業取得者数	部分休業承認期間					
		1年以下	1年超 2年以下	2年超 3年以下	3年超 4年以下	4年超 5年以下	5年超
都道府県	男性職員	697 (100.0%)	27 (3.9%)	5 (0.7%)	2 (0.3%)	5 (0.7%)	4 (0.6%)
	女性職員	8,302 (100.0%)	545 (6.6%)	135 (1.6%)	223 (2.7%)	292 (3.5%)	134 (1.6%)
指定都市	男性職員	346 (100.0%)	38 (11.0%)	7 (2.0%)	5 (1.4%)	12 (3.5%)	9 (2.6%)
	女性職員	2,800 (100.0%)	322 (11.5%)	43 (1.5%)	91 (3.3%)	198 (7.1%)	70 (2.5%)
市区町村	男性職員	696 (100.0%)	61 (8.8%)	23 (3.3%)	31 (4.5%)	49 (7.0%)	36 (5.2%)
	女性職員	8,497 (100.0%)	772 (9.1%)	318 (3.7%)	652 (7.7%)	911 (10.7%)	475 (5.6%)
合計	男性職員	1,739 (100.0%)	126 (7.2%)	35 (2.0%)	38 (2.2%)	66 (3.8%)	49 (2.8%)
	女性職員	19,599 (100.0%)	1,639 (8.4%)	496 (2.5%)	966 (4.9%)	1,401 (7.1%)	679 (3.5%)

(注) 1 「部分休業取得者数」には、令和3年度以前に育児休業等が取得可能となり、令和4年度から新たに部分休業を取得した者が含まれる。

2 「部分休業承認期間」の()は、「部分休業取得者数」に占める割合(端数処理のため、合計が100%とまらない場合がある。)である。

表6 育児休業等の取得状況(令和4年度)

4 配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得者数

(単位：人)

	令和4年度中に新たに育児休業が取得可能となった男性職員数	配偶者出産休暇を取得した職員数	育児参加のための休暇を取得した職員数	配偶者出産休暇又は育児参加のための休暇を取得した職員数	配偶者出産休暇と育児参加のための休暇を合わせて5日以上取得した職員数
都道府県	35,046 (100.0%)	29,248 (83.5%)	25,193 (71.9%)	30,630 (87.4%)	18,566 (53.0%)
指定都市	8,454 (100.0%)	6,367 (75.3%)	5,492 (65.0%)	6,945 (82.2%)	4,140 (49.0%)
市区町村	19,628 (100.0%)	13,944 (71.0%)	10,069 (51.3%)	15,056 (76.7%)	7,700 (39.2%)
合計	63,128 (100.0%)	49,559 (78.5%)	40,754 (64.6%)	52,631 (83.4%)	30,406 (48.2%)

(注) 1 () は、「令和4年度中に新たに育児休業が取得可能となった男性職員数」に占める割合である。

2 「令和4年度中に新たに育児休業が取得可能となった男性職員数」には、いずれか又は両方の制度を設けていない団体における「令和4年度中に新たに育児休業が取得可能となった男性職員数」を含む。

表6-1 育児休業等の取得状況(令和4年度)

1 育児休業の取得者数等(一般行政部門)

(単位:人)

		令和4年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数	育児休業取得者数	育児休業取得率	育児休業承認期間						
					1月以下	1月超 3月以下	3月超 6月以下	6月超 9月以下	9月超 12月以下	12月超 24月以下	24月超
都道府県	男性職員	4,980	2,797	56.2%	1,487 (53.2%)	657 (23.5%)	314 (11.2%)	104 (3.7%)	186 (6.6%)	42 (1.5%)	7 (0.3%)
	女性職員	2,671	2,682	100.4%	8 (0.3%)	29 (1.1%)	116 (4.3%)	242 (9.0%)	836 (31.2%)	957 (35.7%)	494 (18.4%)
指定都市	男性職員	2,696	1,760	65.3%	893 (50.7%)	448 (25.5%)	179 (10.2%)	66 (3.8%)	115 (6.5%)	52 (3.0%)	7 (0.4%)
	女性職員	2,587	2,576	99.6%	3 (0.1%)	11 (0.4%)	57 (2.2%)	214 (8.3%)	632 (24.5%)	949 (36.8%)	710 (27.6%)
市区町村	男性職員	12,273	5,407	44.1%	2,842 (52.6%)	1,343 (24.8%)	611 (11.3%)	210 (3.9%)	298 (5.5%)	77 (1.4%)	26 (0.5%)
	女性職員	11,594	11,576	99.8%	29 (0.3%)	51 (0.4%)	218 (1.9%)	680 (5.9%)	3,288 (28.4%)	3,891 (33.6%)	3,419 (29.5%)
合計	男性職員	19,949	9,964	49.9%	5,222 (52.4%)	2,448 (24.6%)	1,104 (11.1%)	380 (3.8%)	599 (6.0%)	171 (1.7%)	40 (0.4%)
	女性職員	16,852	16,834	99.9%	40 (0.2%)	91 (0.5%)	391 (2.3%)	1,136 (6.7%)	4,756 (28.3%)	5,797 (34.4%)	4,623 (27.5%)
(参考)		1週間未満		1週間以上2週間未満		2週間以上1月以下					
1月以下の育児休業承認期間の内訳(男性職員)		700 (7.0%)		846 (8.5%)		3,676 (36.9%)					

(注) 1 「育児休業取得者数」には、令和3年度以前に育児休業等が取得可能となり、令和4年度から新たに育児休業を取得した者が含まれる。
 2 「育児休業取得率」は、「令和4年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数」に占める「育児休業取得者数」の割合である。
 3 「育児休業承認期間」の()は、「育児休業取得者数」に占める割合(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。以下同じ。)である。
 4 「(参考) 1月以下の育児休業承認期間の内訳(男性職員)」の()は、「合計」の「男性職員」の「育児休業取得者」に占める割合である。

表6-2 育児休業等の取得状況(令和4年度)

1 育児休業の取得者数等(公営企業等)

(単位:人)

	令和4年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数	育児休業取得者数	育児休業取得率	育児休業承認期間						
				1月以下	1月超 3月以下	3月超 6月以下	6月超 9月以下	9月超 12月以下	12月超 24月以下	24月超
都道府県	男性職員	498	44.8%	231 (46.4%)	146 (29.3%)	60 (12.0%)	19 (3.8%)	23 (4.6%)	13 (2.6%)	6 (1.2%)
	女性職員	1,793	99.8%	26 (1.5%)	16 (0.9%)	45 (2.5%)	83 (4.6%)	441 (24.6%)	449 (25.0%)	733 (40.9%)
指定都市	男性職員	422	62.4%	219 (51.9%)	88 (20.9%)	71 (16.8%)	10 (2.4%)	28 (6.6%)	5 (1.2%)	1 (0.2%)
	女性職員	468	99.6%	2 (0.4%)	5 (1.1%)	15 (3.2%)	36 (7.7%)	144 (30.8%)	105 (22.4%)	161 (34.4%)
市区町村	男性職員	866	35.1%	488 (56.4%)	229 (26.4%)	90 (10.4%)	20 (2.3%)	29 (3.3%)	8 (0.9%)	2 (0.2%)
	女性職員	3,283	99.7%	13 (0.4%)	31 (0.9%)	94 (2.9%)	211 (6.4%)	1,146 (34.9%)	866 (26.4%)	922 (28.1%)
合計	男性職員	1,786	42.0%	938 (52.5%)	463 (25.9%)	221 (12.4%)	49 (2.7%)	80 (4.5%)	26 (1.5%)	9 (0.5%)
	女性職員	5,544	99.7%	41 (0.7%)	52 (0.9%)	154 (2.8%)	330 (6.0%)	1,731 (31.2%)	1,420 (25.6%)	1,816 (32.8%)
(参考) 1月以下の育児休業承認期間の内訳 (男性職員)		1週間未満		1週間以上2週間未満		2週間以上1月以下				
		139 (7.8%)		128 (7.2%)		671 (37.6%)				

(注) 1 「育児休業取得者数」には、令和3年度以前に育児休業等が取得可能となり、令和4年度から新たに育児休業を取得した者が含まれる。
 2 「育児休業取得率」は、「令和4年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数」に占める「育児休業取得者数」の割合である。
 3 「育児休業承認期間」の()は、「育児休業取得者数」に占める割合(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。以下同じ。)である。
 4 「(参考) 1月以下の育児休業承認期間の内訳(男性職員)」の()は、「合計」の「男性職員」の「育児休業取得者」に占める割合である。

表6-3 育児休業等の取得状況(令和4年度)

1 育児休業の取得者数等(警察部門)

(単位:人)

		令和4年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数	育児休業取得者数	育児休業取得率	育児休業承認期間						
					1月以下	1月超 3月以下	3月超 6月以下	6月超 9月以下	9月超 12月以下	12月超 24月以下	24月超
都道府県	男性職員	13,260	3,567	26.9%	2,730 (76.5%)	629 (17.6%)	118 (3.3%)	32 (0.9%)	34 (1.0%)	17 (0.5%)	7 (0.2%)
	女性職員	2,259	2,234	98.9%	12 (0.5%)	4 (0.2%)	35 (1.6%)	113 (5.1%)	341 (15.3%)	504 (22.6%)	1,225 (54.8%)
指定都市	男性職員										
	女性職員										
市区町村	男性職員										
	女性職員										
合計	男性職員	13,260	3,567	26.9%	2,730 (76.5%)	629 (17.6%)	118 (3.3%)	32 (0.9%)	34 (1.0%)	17 (0.5%)	7 (0.2%)
	女性職員	2,259	2,234	98.9%	12 (0.5%)	4 (0.2%)	35 (1.6%)	113 (5.1%)	341 (15.3%)	504 (22.6%)	1,225 (54.8%)
(参考) 1月以下の育児休業承認期間の内訳 (男性職員)		1週間未満		1週間以上2週間未満		2週間以上1月以下					
		440 (12.3%)		517 (14.5%)		1,773 (49.7%)					

(注) 1 「育児休業取得者数」には、令和3年度以前に育児休業等が取得可能となり、令和4年度から新たに育児休業を取得した者が含まれる。
 2 「育児休業取得率」は、「令和4年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数」に占める「育児休業取得者数」の割合である。
 3 「育児休業承認期間」の()は、「育児休業取得者数」に占める割合(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。以下同じ。)である。
 4 「(参考) 1月以下の育児休業承認期間の内訳(男性職員)」の()は、「合計」の「男性職員」の「育児休業取得者」に占める割合である。

表6-4 育児休業等の取得状況(令和4年度)

1 育児休業の取得者数等(消防部門)

(単位:人)

	令和4年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数	育児休業取得者数	育児休業取得率	育児休業承認期間						
				1月以下	1月超 3月以下	3月超 6月以下	6月超 9月以下	9月超 12月以下	12月超 24月以下	24月超
都道府県	男性職員	207	18.2%	68 (32.9%)	68 (32.9%)	35 (16.9%)	16 (7.7%)	17 (8.2%)	2 (1.0%)	1 (0.5%)
	女性職員	74	87.1%	0 (0.0%)	1 (1.4%)	3 (4.1%)	7 (9.5%)	8 (10.8%)	10 (13.5%)	45 (60.8%)
指定都市	男性職員	464	26.6%	322 (69.4%)	97 (20.9%)	25 (5.4%)	10 (2.2%)	9 (1.9%)	1 (0.2%)	0 (0.0%)
	女性職員	60	101.7%	0 (0.0%)	3 (5.0%)	4 (6.7%)	6 (10.0%)	22 (36.7%)	9 (15.0%)	16 (26.7%)
市区町村	男性職員	417	11.1%	291 (69.8%)	86 (20.6%)	18 (4.3%)	10 (2.4%)	10 (2.4%)	2 (0.5%)	0 (0.0%)
	女性職員	111	100.0%	0 (0.0%)	1 (0.9%)	6 (5.4%)	10 (9.0%)	42 (37.8%)	28 (25.2%)	24 (21.6%)
合計	男性職員	1,088	16.4%	681 (62.6%)	251 (23.1%)	78 (7.2%)	36 (3.3%)	36 (3.3%)	5 (0.5%)	1 (0.1%)
	女性職員	245	96.1%	0 (0.0%)	5 (2.0%)	13 (5.3%)	23 (9.4%)	72 (29.4%)	47 (19.2%)	85 (34.7%)
(参考) 1月以下の育児休業承認期間の内訳 (男性職員)		1週間未満		1週間以上2週間未満		2週間以上1月以下				
		181 (16.6%)		68 (6.3%)		432 (39.7%)				

(注) 1 「育児休業取得者数」には、令和3年度以前に育児休業等が取得可能となり、令和4年度から新たに育児休業を取得した者が含まれる。
 2 「育児休業取得率」は、「令和4年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数」に占める「育児休業取得者数」の割合である。
 3 「育児休業承認期間」の()は、「育児休業取得者数」に占める割合(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。以下同じ。)である。
 4 「(参考) 1月以下の育児休業承認期間の内訳(男性職員)」の()は、「合計」の「男性職員」の「育児休業取得者」に占める割合である。

表6-5 育児休業等の取得状況(令和4年度)

1 育児休業の取得者数等(教育委員会)

(単位:人)

	令和4年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数	育児休業取得者数	育児休業取得率	育児休業承認期間							
				1月以下	1月超 3月以下	3月超 6月以下	6月超 9月以下	9月超 12月以下	12月超 24月以下	24月超	
都道府県	男性職員	14,558	2,480	17.0%	616 (24.8%)	569 (22.9%)	460 (18.5%)	247 (10.0%)	482 (19.4%)	97 (3.9%)	9 (0.4%)
	女性職員	16,842	17,077	101.4%	78 (0.5%)	136 (0.8%)	414 (2.4%)	983 (5.8%)	2,907 (17.0%)	7,090 (41.5%)	5,469 (32.0%)
指定都市	男性職員	3,336	725	21.7%	274 (37.8%)	131 (18.1%)	111 (15.3%)	72 (9.9%)	111 (15.3%)	25 (3.4%)	1 (0.1%)
	女性職員	4,179	4,143	99.1%	2 (0.0%)	16 (0.4%)	85 (2.1%)	293 (7.1%)	748 (18.1%)	1,797 (43.4%)	1,202 (29.0%)
市区町村	男性職員	1,137	447	39.3%	210 (47.0%)	126 (28.2%)	54 (12.1%)	20 (4.5%)	28 (6.3%)	9 (2.0%)	0 (0.0%)
	女性職員	1,680	1,683	100.2%	6 (0.4%)	18 (1.1%)	46 (2.7%)	103 (6.1%)	411 (24.4%)	580 (34.5%)	519 (30.8%)
合計	男性職員	19,031	3,652	19.2%	1,100 (30.1%)	826 (22.6%)	625 (17.1%)	339 (9.3%)	621 (17.0%)	131 (3.6%)	10 (0.3%)
	女性職員	22,701	22,903	100.9%	86 (0.4%)	170 (0.7%)	545 (2.4%)	1,379 (6.0%)	4,066 (17.8%)	9,467 (41.3%)	7,190 (31.4%)
(参考)		1週間未満		1週間以上2週間未満		2週間以上1月以下					
1月以下の育児休業承認期間の内訳(男性職員)		205 (5.6%)		181 (5.0%)		714 (19.6%)					

(注) 1 「育児休業取得者数」には、令和3年度以前に育児休業等が取得可能となり、令和4年度から新たに育児休業を取得した者が含まれる。
 2 「育児休業取得率」は、「令和4年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数」に占める「育児休業取得者数」の割合である。
 3 「育児休業承認期間」の()は、「育児休業取得者数」に占める割合(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。以下同じ。)である。
 4 「(参考) 1月以下の育児休業承認期間の内訳(男性職員)」の()は、「合計」の「男性職員」の「育児休業取得者」に占める割合である。

表6-6 育児休業等の取得状況(令和4年度) 都道府県団別

1. 育児休業の取得率

(単位:%)

	全合計		一般行政部門		公営企業等		警察部門		消防部門		教育委員会	
	男性職員	女性職員	男性職員	女性職員	男性職員	女性職員	男性職員	女性職員	男性職員	女性職員	男性職員	女性職員
北海道	33.3%	99.3%	49.6%	98.5%	22.2%	100.0%	54.1%	100.0%			11.4%	99.3%
青森県	36.4%	100.0%	62.5%	100.0%	15.4%	100.0%	64.2%	100.0%			4.8%	100.0%
岩手県	52.4%	100.0%	73.8%	100.0%	29.7%	100.0%	107.6%	100.0%			13.5%	100.0%
宮城県	20.7%	100.0%	65.8%	100.0%	50.0%	-	10.8%	100.0%			12.8%	100.0%
秋田県	57.0%	99.3%	78.3%	97.0%	33.3%	100.0%	77.5%	100.0%			14.1%	100.0%
山形県	46.4%	98.2%	77.0%	97.4%	41.7%	100.0%	67.7%	88.9%			18.0%	98.8%
福島県	45.3%	99.3%	62.3%	98.3%	44.4%	100.0%	68.9%	96.4%			13.1%	100.0%
茨城県	31.2%	99.6%	84.1%	100.0%	50.0%	90.6%	31.9%	100.0%			13.5%	100.0%
栃木県	19.2%	100.0%	40.6%	100.0%	0.0%	100.0%	18.9%	100.0%			11.5%	100.0%
群馬県	22.8%	99.8%	59.1%	100.0%	60.0%	100.0%	9.0%	100.0%			12.4%	99.7%
埼玉県	31.6%	100.2%	64.7%	103.7%	76.9%	100.0%	45.6%	100.0%			17.2%	99.8%
千葉県	28.5%	100.0%	72.7%	100.0%	48.1%	100.0%	37.0%	100.0%			13.0%	100.0%
東京都	22.9%	104.2%	52.6%	103.3%	60.6%	107.8%	6.7%	94.2%	18.2%	87.1%	48.3%	108.0%
神奈川県	25.6%	100.3%	62.7%	103.8%	35.3%	100.0%	19.8%	99.2%			22.0%	100.1%
新潟県	26.7%	100.0%	50.5%	100.0%	35.0%	100.0%	21.5%	100.0%			19.1%	100.0%
富山県	36.3%	99.7%	56.9%	100.0%	23.8%	97.8%	70.8%	100.0%			12.9%	100.0%
石川県	26.0%	99.4%	59.0%	100.0%	52.9%	100.0%	11.1%	96.4%			19.8%	99.6%
福井県	41.6%	100.0%	67.5%	100.0%	85.7%	100.0%	47.4%	100.0%			17.6%	100.0%
山梨県	16.0%	100.0%	32.9%	100.0%	-	-	21.7%	100.0%			2.8%	100.0%
長野県	25.3%	100.0%	38.7%	100.0%	25.0%	-	34.8%	100.0%			15.0%	100.0%
岐阜県	27.7%	100.0%	75.6%	100.0%	-	-	28.7%	100.0%			13.9%	100.0%
静岡県	24.3%	100.0%	66.7%	98.8%	42.9%	100.0%	19.5%	100.0%			12.8%	100.2%
愛知県	35.2%	99.4%	65.0%	100.8%	38.6%	98.4%	53.9%	100.0%			16.0%	99.2%
三重県	22.2%	100.0%	46.5%	100.0%	33.3%	100.0%	26.0%	100.0%			13.2%	100.0%
滋賀県	28.6%	100.0%	64.1%	100.0%	18.2%	100.0%	18.5%	100.0%			23.0%	100.0%
京都府	22.8%	100.0%	48.5%	100.0%	66.7%	100.0%	15.3%	100.0%			22.7%	100.0%
大阪府	32.7%	111.4%	48.2%	98.5%			36.9%	99.5%			25.9%	115.1%
兵庫県	17.6%	99.8%	54.9%	100.0%	40.4%	99.6%	10.3%	100.0%			14.3%	99.9%
奈良県	21.2%	100.0%	35.6%	100.0%	0.0%	-	14.9%	100.0%			20.6%	100.0%
和歌山県	17.2%	100.0%	29.9%	100.0%	-	-	24.2%	100.0%			9.5%	100.0%
鳥取県	44.2%	100.0%	72.6%	100.0%	71.4%	100.0%	63.2%	100.0%			14.4%	100.0%
島根県	32.1%	100.0%	69.4%	100.0%	37.5%	100.0%	27.3%	100.0%			13.7%	100.0%
岡山県	36.1%	99.8%	59.2%	100.0%	100.0%	-	55.7%	100.0%			9.8%	99.7%
広島県	21.2%	99.0%	88.2%	100.0%	31.0%	98.4%	7.6%	100.0%			18.1%	98.9%
山口県	25.3%	100.0%	37.7%	100.0%	0.0%	-	45.4%	100.0%			10.6%	100.0%
徳島県	16.2%	99.6%	28.3%	100.0%	30.8%	97.7%	10.3%	100.0%			12.6%	100.0%
香川県	27.3%	100.0%	36.8%	100.0%	55.6%	100.0%	25.0%	100.0%			19.4%	100.0%
愛媛県	15.8%	100.0%	39.1%	100.0%	38.5%	100.0%	6.7%	100.0%			7.5%	100.0%
高知県	41.9%	100.0%	72.7%	100.0%	43.8%	100.0%	48.9%	100.0%			16.2%	100.0%
福岡県	17.3%	100.3%	55.9%	102.9%	-	-	10.7%	100.0%			14.2%	100.0%
佐賀県	14.9%	100.0%	28.4%	100.0%	-	-	12.5%	100.0%			9.7%	100.0%
長崎県	26.0%	100.0%	39.8%	100.0%	0.0%	-	33.0%	100.0%			10.6%	100.0%
熊本県	18.1%	100.0%	42.4%	100.0%	33.3%	100.0%	15.6%	100.0%			9.1%	100.0%
大分県	30.9%	99.6%	76.4%	100.0%	33.3%	100.0%	11.5%	95.0%			18.0%	100.0%
宮崎県	35.9%	100.0%	43.6%	100.0%	33.3%	100.0%	61.7%	100.0%			12.4%	100.0%
鹿児島県	17.3%	100.0%	44.2%	100.0%	25.0%	100.0%	17.7%	100.0%			7.3%	100.0%
沖縄県	29.5%	100.0%	53.4%	100.0%	39.7%	100.0%	17.9%	100.0%			27.1%	100.0%
合計	27.2%	100.9%	56.2%	100.4%	44.8%	99.8%	26.9%	98.9%	18.2%	87.1%	17.0%	101.4%

※「令和4年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数」に占める「令和4年度の新規取得者数」の割合である。

※表中の「-」は、「令和4年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員」及び「令和4年度の新規取得者」のいずれもが0名である。

表6-6 育児休業等の取得状況(令和4年度) 都道府県団別

2. 配偶者出産休暇・育児参加のための休暇の取得率

	配偶者出産休暇の 取得率	育児参加のための 休暇の取得率	配偶者出産休暇又は育児参加 のための休暇を取得した職員の 割合	配偶者出産休暇と育児参加のため の休暇を合せて5日以上取得した 職員の割合
北海道	88.9%	75.3%	92.5%	63.0%
青森県	79.7%	64.9%	85.4%	45.6%
岩手県	77.4%	62.7%	82.4%	50.5%
宮城県	77.7%	63.9%	84.2%	43.4%
秋田県	86.5%	66.4%	90.1%	52.0%
山形県	88.8%	74.4%	92.8%	57.6%
福島県	87.8%	77.9%	92.6%	64.4%
茨城県	95.5%	79.2%	96.9%	63.2%
栃木県	86.6%	54.4%	88.1%	42.3%
群馬県	98.6%	88.2%	98.9%	74.5%
埼玉県	82.2%	61.4%	86.4%	44.5%
千葉県	80.3%	80.3%	80.3%	43.5%
東京都	86.3%	86.2%	86.3%	64.6%
神奈川県	86.3%	78.9%	92.1%	63.8%
新潟県	82.2%	60.3%	89.5%	43.2%
富山県	79.6%	75.5%	88.5%	56.3%
石川県	86.5%	56.1%	89.7%	33.8%
福井県	85.0%	68.9%	88.6%	57.5%
山梨県	84.9%	71.9%	88.6%	53.4%
長野県	73.5%	66.4%	81.8%	51.8%
岐阜県	81.5%	71.6%	86.4%	50.3%
静岡県	80.1%	61.2%	85.9%	42.2%
愛知県	82.0%	73.0%	87.7%	58.6%
三重県	60.6%	71.2%	82.0%	54.1%
滋賀県	73.8%	53.1%	81.9%	34.3%
京都府	94.0%	79.8%	96.0%	67.6%
大阪府	81.1%	77.5%	83.0%	55.7%
兵庫県	85.5%	54.6%	91.7%	30.1%
奈良県	75.4%	58.2%	83.0%	39.7%
和歌山県	80.6%	58.0%	90.3%	36.0%
鳥取県	89.4%	66.3%	90.8%	47.5%
島根県	77.5%	57.5%	84.4%	42.9%
岡山県	90.7%	90.7%	90.7%	49.7%
広島県	88.6%	71.6%	91.9%	58.6%
山口県	71.3%	56.8%	76.4%	31.0%
徳島県	74.3%	47.2%	77.9%	31.4%
香川県	73.6%	56.5%	79.8%	36.9%
愛媛県	82.6%	74.0%	87.4%	58.0%
高知県	80.5%	71.5%	84.2%	61.7%
福岡県	89.8%	79.2%	92.8%	67.8%
佐賀県	96.3%	87.3%	96.9%	68.9%
長崎県	80.0%	63.6%	85.3%	45.6%
熊本県	76.9%	55.0%	81.5%	40.0%
大分県	86.6%	78.1%	87.4%	60.4%
宮崎県	88.0%	61.1%	90.2%	43.8%
鹿児島県	90.6%	81.1%	95.7%	59.6%
沖縄県	68.6%	59.0%	76.5%	44.1%
合計	83.5%	71.9%	87.4%	53.0%

※「令和4年度中に新たに育児休業が取得可能となった男性職員数」に占める割合である。

表6-7 育児休業等の取得状況(令和4年度) 指定都市団体別

1. 育児休業の取得率

(単位:%)

	全合計		一般行政部門		公営企業等		消防部門		教育委員会	
	男性職員	女性職員	男性職員	女性職員	男性職員	女性職員	男性職員	女性職員	男性職員	女性職員
札幌市	38.2%	100.0%	53.9%	100.7%	63.6%	100.0%	18.3%	100.0%	24.6%	99.4%
仙台市	39.6%	98.3%	68.1%	99.0%	61.4%	100.0%	34.9%	100.0%	14.4%	97.2%
さいたま市	44.8%	100.0%	71.4%	100.0%	45.8%	100.0%	41.8%	100.0%	22.4%	100.0%
千葉市	78.2%	99.7%	93.5%	99.2%	47.4%	100.0%	116.7%	100.0%	58.5%	100.0%
横浜市	37.7%	96.1%	67.4%	99.3%	55.3%	98.6%	25.2%	100.0%	17.9%	93.9%
川崎市	37.4%	100.0%	64.6%	100.0%	44.9%	100.0%	25.8%	100.0%	21.5%	100.0%
相模原市	30.8%	100.6%	60.0%	101.6%	66.7%	100.0%	12.1%	100.0%	17.5%	100.0%
新潟市	58.7%	100.0%	72.4%	100.0%	63.6%	100.0%	60.0%	100.0%	29.3%	100.0%
静岡市	26.4%	98.5%	38.9%	100.0%	65.0%	100.0%	14.9%	100.0%	12.2%	96.1%
浜松市	22.1%	100.0%	50.0%	100.0%	12.5%	100.0%	25.0%	100.0%	4.4%	100.0%
名古屋市	38.9%	100.0%	61.6%	100.0%	63.1%	100.0%	22.9%	100.0%	13.5%	100.0%
京都市	50.5%	101.8%	75.2%	101.5%	80.7%	100.0%	41.2%	100.0%	19.4%	101.9%
大阪市	21.0%	99.6%	45.7%	98.8%	50.0%	100.0%	3.4%	116.7%	19.1%	87.1%
堺市	37.5%	99.2%	66.7%	98.8%	82.4%	75.0%	19.6%	100.0%	25.4%	100.0%
神戸市	41.8%	99.8%	67.9%	99.5%	63.2%	100.0%	25.9%	100.0%	19.0%	100.0%
岡山市	45.4%	100.0%	62.7%	100.0%	100.0%	100.0%	37.5%	100.0%	28.0%	100.0%
広島市	33.0%	100.0%	62.0%	100.0%	77.3%	100.0%	7.8%	100.0%	17.8%	100.0%
北九州市	43.8%	100.0%	82.5%	100.0%	50.0%	100.0%	34.5%	100.0%	25.9%	100.0%
福岡市	60.5%	100.0%	92.4%	100.0%	80.0%	100.0%	51.3%	100.0%	37.6%	100.0%
熊本市	25.4%	96.7%	49.5%	92.4%	32.1%	100.0%	7.5%	100.0%	12.2%	100.0%
合計	39.9%	99.3%	65.3%	99.6%	62.4%	99.6%	26.6%	101.7%	21.7%	99.1%

※「令和4年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数」に占める「令和4年度の新規取得者数」の割合である。

表6-7 育児休業等の取得状況(令和4年度) 指定都市団体別

2. 配偶者出産休暇・育児参加のための休暇の取得率

	配偶者出産休暇の 取得率	育児参加のための 休暇の取得率	配偶者出産休暇又は育児参加 のための休暇を取得した職員の 割合	配偶者出産休暇と育児参加のた めの休暇を合せて5日以上取得 した職員の割合
札幌市	82.7%	70.1%	88.9%	59.2%
仙台市	68.2%	64.3%	79.3%	58.3%
さいたま市	67.0%	51.1%	74.7%	43.7%
千葉市	68.6%	69.2%	85.3%	52.6%
横浜市	80.5%	64.7%	82.7%	56.7%
川崎市	53.7%	50.1%	55.0%	45.7%
相模原市	81.2%	50.9%	85.9%	38.0%
新潟市	86.8%	84.7%	92.6%	67.2%
静岡市	64.3%	58.1%	66.7%	50.4%
浜松市	71.3%	50.8%	80.0%	29.7%
名古屋市	72.9%	74.9%	83.7%	36.3%
京都市	71.8%	56.9%	74.7%	47.2%
大阪市	82.9%	79.4%	94.5%	55.0%
堺市	93.7%	78.1%	97.7%	61.8%
神戸市	66.9%	44.8%	73.9%	29.5%
岡山市	88.3%	73.7%	94.6%	64.4%
広島市	82.7%	55.5%	86.8%	52.8%
北九州市	54.5%	50.6%	77.4%	21.7%
福岡市	84.3%	84.1%	85.2%	50.5%
熊本市	73.2%	67.0%	82.2%	56.9%
合計	75.3%	65.0%	82.2%	49.0%

※「令和4年度中に新たに育児休業が取得可能となった男性職員数」に占める割合である。

表6-8 育児休業等の取得状況(令和4年度) 市区町村団体別

1. 育児休業の取得率

(単位:%)

	全合計		一般行政部門		公営企業等		消防部門		教育委員会	
	男性職員	女性職員	男性職員	女性職員	男性職員	女性職員	男性職員	女性職員	男性職員	女性職員
北海道	27.1%	100.8%	29.7%	101.6%	36.0%	100.8%	5.6%	100.0%	36.8%	93.1%
青森県	37.1%	101.0%	42.6%	102.1%	39.0%	100.0%	7.4%	-	30.8%	100.0%
岩手県	29.0%	100.0%	31.8%	100.0%	39.1%	100.0%	6.9%	100.0%	23.1%	100.0%
宮城県	32.0%	99.2%	36.7%	100.0%	29.3%	97.6%	0.0%	-	45.5%	100.0%
秋田県	31.5%	99.2%	43.7%	98.6%	33.3%	100.0%	3.5%	100.0%	33.3%	100.0%
山形県	31.1%	99.6%	39.3%	100.0%	21.3%	98.8%	11.4%	100.0%	31.6%	100.0%
福島県	32.3%	100.0%	38.5%	100.0%	28.3%	100.0%	2.3%	100.0%	30.8%	100.0%
茨城県	37.6%	100.0%	45.1%	100.0%	41.9%	100.0%	17.3%	100.0%	26.1%	100.0%
栃木県	28.3%	98.0%	32.9%	97.7%	31.6%	100.0%	4.1%	100.0%	46.4%	100.0%
群馬県	36.4%	99.6%	41.6%	99.5%	22.9%	100.0%	15.4%	100.0%	73.3%	100.0%
埼玉県	44.7%	99.5%	52.4%	100.0%	40.0%	95.0%	13.6%	100.0%	42.4%	101.7%
千葉県	41.4%	99.7%	54.5%	99.8%	47.5%	100.0%	9.6%	100.0%	42.4%	98.5%
東京都	63.7%	100.0%	66.1%	100.0%	48.6%	100.0%	0.0%	-	62.5%	87.1%
東京都(区)	64.4%	99.6%	64.2%	99.5%	85.7%	100.0%			64.3%	100.5%
神奈川県	40.1%	99.5%	52.8%	99.4%	35.2%	99.5%	18.9%	100.0%	33.3%	100.0%
新潟県	31.7%	99.6%	45.8%	99.5%	12.5%	100.0%	10.1%	100.0%	38.9%	100.0%
富山県	25.6%	97.3%	39.8%	96.1%	22.4%	98.9%	0.0%	100.0%	57.1%	100.0%
石川県	26.2%	99.6%	35.8%	99.4%	46.4%	100.0%	1.4%	100.0%	30.0%	100.0%
福井県	46.1%	100.0%	56.5%	100.0%	60.0%	100.0%	3.1%	-	50.0%	100.0%
山梨県	16.5%	100.0%	18.4%	100.0%	18.9%	100.0%	5.9%	100.0%	0.0%	100.0%
長野県	28.0%	101.7%	30.5%	100.9%	26.2%	108.5%	7.7%	100.0%	23.3%	98.3%
岐阜県	31.3%	100.5%	41.1%	100.4%	26.2%	100.8%	5.7%	100.0%	39.3%	100.0%
静岡県	28.5%	99.8%	31.8%	100.0%	30.9%	99.6%	13.7%	100.0%	24.0%	100.0%
愛知県	48.9%	99.9%	60.0%	99.9%	51.2%	99.4%	23.4%	100.0%	54.3%	105.4%
三重県	37.4%	99.3%	51.5%	98.9%	36.1%	100.0%	13.2%	100.0%	35.3%	100.0%
滋賀県	40.2%	100.5%	45.0%	100.5%	42.4%	100.0%	13.5%	-	31.6%	101.8%
京都府	39.1%	100.4%	44.8%	100.0%	44.2%	101.9%	16.7%	100.0%	53.8%	100.0%
大阪府	36.0%	100.0%	50.0%	100.0%	32.6%	100.0%	10.3%	100.0%	32.9%	100.0%
兵庫県	39.5%	100.0%	52.2%	100.0%	37.9%	100.0%	10.7%	100.0%	42.6%	100.0%
奈良県	41.1%	100.8%	45.6%	100.5%	57.7%	100.0%	3.7%	100.0%	26.7%	104.0%
和歌山県	21.1%	100.0%	32.4%	100.0%	17.1%	100.0%	2.7%	100.0%	22.2%	100.0%
鳥取県	45.4%	100.0%	49.4%	100.0%	31.3%	100.0%	-	-	28.6%	100.0%
島根県	39.1%	99.4%	43.9%	100.0%	50.0%	98.2%	6.7%	-	80.0%	100.0%
岡山県	33.6%	101.0%	44.1%	101.6%	32.3%	100.0%	15.3%	-	9.1%	100.0%
広島県	31.8%	98.2%	43.8%	99.5%	33.3%	93.8%	0.0%	100.0%	35.7%	100.0%
山口県	16.9%	100.9%	21.3%	101.2%	22.6%	100.0%	2.5%	100.0%	33.3%	100.0%
徳島県	22.7%	100.0%	24.4%	100.0%	33.3%	100.0%	9.1%	-	28.6%	100.0%
香川県	31.5%	100.0%	35.2%	100.0%	43.3%	100.0%	2.8%	-	60.0%	100.0%
愛媛県	24.3%	100.5%	29.6%	100.7%	28.6%	100.0%	12.5%	100.0%	14.3%	100.0%
高知県	33.3%	97.4%	40.7%	96.4%	27.6%	100.0%	16.7%	100.0%	40.0%	100.0%
福岡県	36.4%	99.7%	36.6%	99.6%	34.6%	100.0%	26.5%	100.0%	50.0%	100.0%
佐賀県	34.3%	100.0%	38.6%	100.0%	18.8%	100.0%	11.1%	-	50.0%	100.0%
長崎県	17.3%	101.2%	22.7%	100.7%	16.7%	100.0%	6.2%	100.0%	11.1%	111.1%
熊本県	21.5%	100.0%	22.0%	100.0%	14.7%	100.0%	0.0%	-	35.3%	100.0%
大分県	24.4%	100.0%	39.9%	100.0%	21.4%	100.0%	3.6%	-	21.4%	100.0%
宮崎県	20.4%	97.2%	22.9%	97.3%	34.5%	96.2%	6.7%	100.0%	16.7%	100.0%
鹿児島県	28.1%	99.6%	27.8%	99.4%	37.8%	100.0%	22.8%	100.0%	20.0%	100.0%
沖縄県	35.0%	100.7%	37.9%	100.9%	53.8%	100.0%	20.4%	-	37.9%	87.1%
合計	36.4%	99.9%	44.1%	99.8%	35.1%	99.7%	11.1%	100.0%	39.3%	100.2%

※「令和3年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数」に占める「令和4年度の新規取得者数」の割合である。

※表中の「-」は、「令和4年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員」及び「令和4年度の新規取得者」のいずれもが0名である。

表6-8 育児休業等の取得状況(令和4年度) 市区町村団体別

2. 配偶者出産休暇・育児参加のための休暇の取得率

	配偶者出産休暇の取得率	育児参加のための休暇の取得率	配偶者出産休暇又は育児参加のための休暇を取得した職員の割合	配偶者出産休暇と育児参加のための休暇を合わせて5日以上取得した職員の割合
北海道	65.0%	35.4%	69.2%	28.9%
青森県	60.4%	47.5%	68.3%	31.3%
岩手県	63.0%	42.4%	70.6%	26.5%
宮城県	65.2%	41.2%	70.8%	30.4%
秋田県	71.2%	38.3%	76.1%	26.1%
山形県	65.1%	53.9%	74.3%	35.7%
福島県	61.9%	38.7%	64.4%	24.9%
茨城県	77.2%	54.1%	84.2%	42.4%
栃木県	73.9%	53.6%	79.2%	41.3%
群馬県	85.0%	58.6%	89.7%	45.8%
埼玉県	76.2%	61.2%	81.3%	49.3%
千葉県	84.8%	57.0%	87.5%	48.2%
東京都	82.9%	70.4%	88.3%	57.6%
東京都(区)	75.2%	70.1%	81.4%	58.0%
神奈川県	76.4%	61.0%	81.8%	50.8%
新潟県	59.6%	49.8%	68.3%	36.2%
富山県	61.2%	36.8%	66.9%	20.2%
石川県	61.1%	41.9%	68.6%	27.5%
福井県	60.6%	39.4%	67.3%	23.0%
山梨県	55.5%	42.5%	64.0%	27.0%
長野県	48.1%	35.5%	54.4%	23.1%
岐阜県	60.5%	40.4%	67.1%	25.6%
静岡県	60.4%	47.2%	69.7%	32.2%
愛知県	76.4%	59.8%	81.8%	44.6%
三重県	73.2%	45.9%	78.2%	33.7%
滋賀県	66.7%	44.4%	72.1%	35.7%
京都府	70.8%	50.5%	74.7%	33.1%
大阪府	80.2%	62.7%	84.5%	55.7%
兵庫県	69.6%	53.0%	74.5%	40.4%
奈良県	73.4%	45.2%	76.6%	45.2%
和歌山県	63.8%	37.6%	67.4%	28.7%
鳥取県	75.9%	50.0%	86.1%	32.4%
島根県	63.2%	48.9%	74.7%	28.2%
岡山県	76.3%	48.0%	82.9%	33.6%
広島県	70.7%	45.3%	75.4%	43.0%
山口県	67.5%	52.6%	75.8%	35.8%
徳島県	71.4%	50.6%	77.9%	28.6%
香川県	68.5%	54.7%	81.2%	40.3%
愛媛県	62.5%	50.0%	69.6%	32.9%
高知県	63.3%	50.5%	69.0%	40.5%
福岡県	80.6%	47.8%	85.4%	33.5%
佐賀県	75.8%	53.4%	78.1%	37.6%
長崎県	62.8%	39.5%	71.5%	21.9%
熊本県	50.8%	27.3%	58.3%	13.6%
大分県	78.5%	51.8%	81.0%	50.5%
宮崎県	71.6%	55.4%	82.0%	32.2%
鹿児島県	77.6%	51.8%	80.7%	40.1%
沖縄県	67.2%	43.5%	72.4%	39.9%
合計	71.0%	51.3%	76.7%	39.2%

※「令和4年度中に新たに育児休業が取得可能となった男性職員数」に占める割合である。

表7 会計年度任用職員の育児休業・介護休暇の状況

1 育児休業制度の条例制定状況（令和5年4月1日現在）

（単位：団体）

区 分	団体数	一般行政部門		公営企業等		警察部門		消防部門		教育委員会	
		制定済	未制定	制定済	未制定	制定済	未制定	制定済	未制定	制定済	未制定
都道府県	47 (100%)	47 (100.0%)	0 (0.0%)	46 (100.0%)	0 (0.0%)	46 (97.9%)	1 (2.1%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	47 (100.0%)	0 (0.0%)
指定都市	20 (100%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)	-	-	20 (100.0%)	0 (0.0%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)
市区町村	1,721 (100%)	1,698 (98.7%)	23 (1.3%)	1,515 (98.2%)	28 (1.8%)	-	-	421 (100.0%)	0 (0.0%)	1,676 (98.5%)	25 (1.5%)
合 計	1,788 (100%)	1,765 (98.7%)	23 (1.3%)	1,581 (98.3%)	28 (1.7%)	46 (97.9%)	1 (2.1%)	442 (100.0%)	0 (0.0%)	1,743 (98.6%)	25 (1.4%)

2 部分休業制度の制定状況（令和5年4月1日現在）

（単位：団体）

区 分	団体数	一般行政部門		公営企業等		警察部門		消防部門		教育委員会	
		制定済	未制定	制定済	未制定	制定済	未制定	制定済	未制定	制定済	未制定
都道府県	47 (100%)	47 (100.0%)	0 (0.0%)	45 (97.8%)	1 (2.2%)	46 (97.9%)	1 (2.1%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	47 (100.0%)	0 (0.0%)
指定都市	20 (100%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)	-	-	20 (100.0%)	0 (0.0%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)
市区町村	1,721 (100%)	1,646 (95.6%)	75 (4.4%)	1,475 (95.6%)	68 (4.4%)	-	-	413 (98.1%)	8 (1.9%)	1,629 (95.8%)	72 (4.2%)
合 計	1,788 (100%)	1,713 (95.8%)	75 (4.2%)	1,540 (95.7%)	69 (4.3%)	46 (97.9%)	1 (2.1%)	434 (98.2%)	8 (1.8%)	1,696 (95.9%)	72 (4.1%)

3 各制度の取得状況（令和4年度）

（単位：人）

区 分	育児休業	部分休業	介護休暇	介護時間
都道府県	465	80	195	38
指定都市	390	74	136	19
市区町村	4,313	897	540	94
合 計	5,168	1,051	871	151

（注）（ ）内の数字は団体区分中の割合を示す。また、該当部局が無い団体は除いている。

（端数処理のため割合の合計が100%に一致しない場合がある。）

表8 各種休業制度・部分休業制度の導入状況(令和5年4月1日現在)

区分	団体数	自己啓発等休業			配偶者同行休業			修学部分休業			高齢者部分休業		
		導入済	検討中	予定なし	導入済	検討中	予定なし	導入済	検討中	予定なし	導入済	検討中	予定なし
都道府県	47 (100%)	43 (91.5%)	0 (0.0%)	4 (8.5%)	46 (97.9%)	0 (0.0%)	1 (2.1%)	34 (72.3%)	0 (0.0%)	13 (27.7%)	37 (78.7%)	3 (6.4%)	7 (14.9%)
指定都市	20 (100%)	19 (95.0%)	1 (5.0%)	0 (0.0%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	8 (40.0%)	0 (0.0%)	12 (60.0%)	10 (50.0%)	2 (10.0%)	8 (40.0%)
市区町村	1,721 (100%)	716 (41.6%)	127 (7.4%)	878 (51.0%)	494 (28.7%)	174 (10.1%)	1,053 (61.2%)	373 (21.7%)	162 (9.4%)	1,186 (68.9%)	526 (30.6%)	232 (13.5%)	963 (56.0%)
合計	1,788 (100%)	778 (43.5%)	128 (7.2%)	882 (49.3%)	560 (31.3%)	174 (9.7%)	1,054 (58.9%)	415 (23.2%)	162 (9.1%)	1,211 (67.7%)	573 (32.0%)	237 (13.3%)	978 (54.7%)

(注) ()内の数字は団体区分中の割合を示す。(端数処理のため割合の合計が100%に一致しない場合がある。)

表9 自己啓発等休業の取得状況(令和4年度)

(単位：人)

団体区分	区 分	取得者数	取得目的別の取得者数						
			教育施設の課程の履修				国際貢献活動		
			大学院	大学	外国の大学院、 大学等	その他	JICA等	姉妹都市等	その他
都道府県	男性職員	43 (37.4%)	27 (62.8%)	3 (7.0%)	4 (9.3%)	0 (0.0%)	8 (18.6%)	0 (0.0%)	1 (2.3%)
	女性職員	72 (62.6%)	25 (34.7%)	8 (11.1%)	3 (4.2%)	7 (9.7%)	28 (38.9%)	0 (0.0%)	1 (1.4%)
指定都市	男性職員	11 (26.8%)	5 (45.5%)	2 (18.2%)	1 (9.1%)	0 (0.0%)	1 (9.1%)	0 (0.0%)	2 (18.2%)
	女性職員	30 (73.2%)	12 (40.0%)	6 (20.0%)	5 (16.7%)	1 (3.3%)	6 (20.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
市区町村	男性職員	15 (34.1%)	3 (20.0%)	2 (13.3%)	2 (13.3%)	2 (13.3%)	6 (40.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	女性職員	29 (65.9%)	10 (34.5%)	2 (6.9%)	0 (0.0%)	6 (20.7%)	10 (34.5%)	0 (0.0%)	1 (3.4%)
合計	男性職員	69 (34.5%)	35 (50.7%)	7 (10.1%)	7 (10.1%)	2 (2.9%)	15 (21.7%)	0 (0.0%)	3 (4.3%)
	女性職員	131 (65.5%)	47 (35.9%)	16 (12.2%)	8 (6.1%)	14 (10.7%)	44 (33.6%)	0 (0.0%)	2 (1.5%)
	計	200 (100.0%)	82 (41.0%)	23 (11.5%)	15 (7.5%)	16 (8.0%)	59 (29.5%)	0 (0.0%)	5 (2.5%)

団体区分	区 分	取得者数	承認期間別の取得者数		
			1年以下	1年超 2年以下	2年超
都道府県	男性職員	43 (37.4%)	13 (30.2%)	22 (51.2%)	8 (18.6%)
	女性職員	72 (62.6%)	16 (22.2%)	46 (63.9%)	10 (13.9%)
指定都市	男性職員	11 (26.8%)	5 (45.5%)	6 (54.5%)	0 (0.0%)
	女性職員	30 (73.2%)	8 (26.7%)	18 (60.0%)	4 (13.3%)
市区町村	男性職員	15 (34.1%)	3 (20.0%)	8 (53.3%)	4 (26.7%)
	女性職員	29 (65.9%)	14 (48.3%)	9 (31.0%)	6 (20.7%)
合計	男性職員	69 (34.5%)	21 (30.4%)	36 (52.2%)	12 (17.4%)
	女性職員	131 (65.5%)	38 (29.0%)	73 (55.7%)	20 (15.3%)
	計	200 (100.0%)	59 (29.5%)	109 (54.5%)	32 (16.0%)

(注) 1 取得者数は、令和4年度中に新たに自己啓発等休業を取得した職員数である。

2 「取得目的別の取得者数」及び「承認期間別の取得者数」の()は、「取得者数」に占める割合である(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。)。

3 「取得者数」の団体区分ごとの()は、団体区分ごとの計に占める割合である(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。)。

4 「取得者数」の合計欄の()は、「計」に占める割合である(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。)。

表10 配偶者同行休業の取得状況(令和4年度)

(単位：人)

団体区分	区 分	取得者数	配偶者が外国に滞在する理由別の取得者数			
			外国での勤務	事業経営その他個人が業として行う活動	外国の大学等における修学	その他
都道府県	男性職員	8 (5.3%)	7 (87.5%)	0 (0.0%)	1 (12.5%)	0 (0.0%)
	女性職員	143 (94.7%)	127 (88.8%)	10 (7.0%)	4 (2.8%)	2 (1.4%)
指定都市	男性職員	2 (3.6%)	1 (50.0%)	0 (0.0%)	1 (50.0%)	0 (0.0%)
	女性職員	54 (96.4%)	47 (87.0%)	0 (0.0%)	6 (11.1%)	1 (1.9%)
市区町村	男性職員	2 (2.8%)	2 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	女性職員	69 (97.2%)	65 (94.2%)	1 (1.4%)	1 (1.4%)	2 (2.9%)
合計	男性職員	12 (4.3%)	10 (83.3%)	0 (0.0%)	2 (16.7%)	0 (0.0%)
	女性職員	266 (95.7%)	239 (89.8%)	11 (4.1%)	11 (4.1%)	5 (1.9%)
	計	278 (100.0%)	249 (89.6%)	11 (4.0%)	13 (4.7%)	5 (1.8%)

団体区分	区 分	取得者数	承認期間別の取得者数		
			1年以下	1年超 2年以下	2年超 3年以下
都道府県	男性職員	8 (5.3%)	3 (37.5%)	4 (50.0%)	1 (12.5%)
	女性職員	143 (94.7%)	33 (23.1%)	54 (37.8%)	56 (39.2%)
指定都市	男性職員	2 (3.6%)	0 (0.0%)	2 (100.0%)	0 (0.0%)
	女性職員	54 (96.4%)	17 (31.5%)	20 (37.0%)	17 (31.5%)
市区町村	男性職員	2 (2.8%)	1 (50.0%)	0 (0.0%)	1 (50.0%)
	女性職員	69 (97.2%)	14 (20.3%)	25 (36.2%)	30 (43.5%)
合計	男性職員	12 (4.3%)	4 (33.3%)	6 (50.0%)	2 (16.7%)
	女性職員	266 (95.7%)	64 (24.1%)	99 (37.2%)	103 (38.7%)
	計	278 (100.0%)	68 (24.5%)	105 (37.8%)	105 (37.8%)

(注) 1 取得者数は、令和4年度中に新たに配偶者同行休業を取得した職員数である。

2 「配偶者が外国に滞在する理由別の取得者数」及び「承認期間別の取得者数」の()は、「取得者数」に占める割合である。

(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。)

3 「取得者数」の団体区分ごとの()は、団体区分ごとの計に占める割合である(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。)

4 「取得者数」の合計欄の()は、「計」に占める割合である(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。)

表11 修学部分休業の取得状況(令和4年度)

(単位：人)

団体区分	区 分	取得者数	修学先別の取得者数						
			大学院	大学	短期大学	高等専門学校	専修学校	各種学校	その他
都道府県	男性職員	5 (29.4%)	4 (80.0%)	1 (20.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	女性職員	12 (70.6%)	10 (83.3%)	1 (8.3%)	0 (0.0%)	1 (8.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
指定都市	男性職員	0 (0.0%)	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -
	女性職員	3 (100.0%)	1 (33.3%)	1 (33.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (33.3%)
市区町村	男性職員	5 (62.5%)	2 (40.0%)	2 (40.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (20.0%)
	女性職員	3 (37.5%)	3 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合計	男性職員	10 (35.7%)	6 (60.0%)	3 (30.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (10.0%)
	女性職員	18 (64.3%)	14 (77.8%)	2 (11.1%)	0 (0.0%)	1 (5.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (5.6%)
	計	28 (100.0%)	20 (71.4%)	5 (17.9%)	0 (0.0%)	1 (3.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (7.1%)

団体区分	区 分	取得者数	1週間の取得時間（平均）別の取得者数			
			5時間以下	5時間超 10時間以下	10時間超 15時間以下	15時間超 20時間以下
都道府県	男性職員	5 (29.4%)	3 (60.0%)	2 (40.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	女性職員	12 (70.6%)	3 (25.0%)	3 (25.0%)	2 (16.7%)	4 (33.3%)
指定都市	男性職員	0 (0.0%)	0 -	0 -	0 -	0 -
	女性職員	3 (100.0%)	1 (33.3%)	2 (66.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
市区町村	男性職員	5 (62.5%)	1 (20.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (80.0%)
	女性職員	3 (37.5%)	0 (0.0%)	1 (33.3%)	1 (33.3%)	1 (33.3%)
合計	男性職員	10 (35.7%)	4 (40.0%)	2 (20.0%)	0 (0.0%)	4 (40.0%)
	女性職員	18 (64.3%)	4 (22.2%)	6 (33.3%)	3 (16.7%)	5 (27.8%)
	計	28 (100.0%)	8 (28.6%)	8 (28.6%)	3 (10.7%)	9 (32.1%)

(注) 1 取得者数は、令和4年度中に新たに修学部分休業を取得した職員数である。

2 「修学先別の取得者数」及び「1週間の取得時間（平均）別の取得者数」の（ ）は、「取得者数」に占める割合である（端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。）。

3 「取得者数」の団体区分ごとの（ ）は、団体区分ごとの計に占める割合である（端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。）。

4 「取得者数」の合計欄の（ ）は、「計」に占める割合である（端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。）。

表12 高齢者部分休業の取得状況(令和4年度)

(単位：人)

団体区分	区 分	取得者数	取得事由別の取得者数				
			地域活動 スポーツ活動	自身の健康	家庭の都合	理由を把握 していない	その他
都道府県	男性職員	15 (53.6%)	0 (0.0%)	9 (60.0%)	5 (33.3%)	0 (0.0%)	1 (6.7%)
	女性職員	13 (46.4%)	1 (7.7%)	5 (38.5%)	5 (38.5%)	1 (7.7%)	1 (7.7%)
指定都市	男性職員	3 (21.4%)	0 (0.0%)	3 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	女性職員	11 (78.6%)	1 (9.1%)	5 (45.5%)	5 (45.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
市区町村	男性職員	4 (66.7%)	0 (0.0%)	3 (75.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (25.0%)
	女性職員	2 (33.3%)	0 (0.0%)	1 (50.0%)	1 (50.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合計	男性職員	22 (45.8%)	0 (0.0%)	15 (68.2%)	5 (22.7%)	0 (0.0%)	2 (9.1%)
	女性職員	26 (54.2%)	2 (7.7%)	11 (42.3%)	11 (42.3%)	1 (3.8%)	1 (3.8%)
	計	48 (100.0%)	2 (4.2%)	26 (54.2%)	16 (33.3%)	1 (2.1%)	3 (6.3%)

団体区分	区 分	取得者数	1週間の取得時間（平均）別の取得者数			
			5時間以下	5時間超 10時間以下	10時間超 15時間以下	15時間超
都道府県	男性職員	15 (53.6%)	0 (0.0%)	3 (20.0%)	1 (6.7%)	11 (73.3%)
	女性職員	13 (46.4%)	2 (15.4%)	2 (15.4%)	4 (30.8%)	5 (38.5%)
指定都市	男性職員	3 (21.4%)	2 (66.7%)	0 (0.0%)	1 (33.3%)	0 (0.0%)
	女性職員	11 (78.6%)	1 (9.1%)	5 (45.5%)	2 (18.2%)	3 (27.3%)
市区町村	男性職員	4 (66.7%)	3 (75.0%)	1 (25.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	女性職員	2 (33.3%)	1 (50.0%)	0 (0.0%)	1 (50.0%)	0 (0.0%)
合計	男性職員	22 (45.8%)	5 (22.7%)	4 (18.2%)	2 (9.1%)	11 (50.0%)
	女性職員	26 (54.2%)	4 (15.4%)	7 (26.9%)	7 (26.9%)	8 (30.8%)
	計	48 (100.0%)	9 (18.8%)	11 (22.9%)	9 (18.8%)	19 (39.6%)

(注) 1 取得者数は、令和4年度中に新たに高齢者部分休業を取得した職員数である。

2 「取得事由別の取得者数」及び「1週間の取得時間（平均）別の取得者数」の（ ）は、「取得者数」に占める割合である（端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。）。

3 「取得者数」の団体区分ごとの（ ）は、団体区分ごとの計に占める割合である（端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。）。

4 「取得者数」の合計欄の（ ）は、「計」に占める割合である（端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。）。

表13 時間外勤務命令の上限規制制度の状況(令和5年4月1日現在)

1 時間外勤務命令の上限規制制度の導入状況(条例・規則等の整備状況)

(単位: 団体)

区分	団体数	制度あり	他律的業務の比重が高い部署の指定	特例業務	要因の整理、分析及び検証	制度なし
都道府県	47 (100.0%)	47 (100.0%)	26 (55.3%)	47 (100.0%)	47 (100.0%)	0 (0.0%)
指定都市	20 (100.0%)	20 (100.0%)	13 (65.0%)	20 (100.0%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)
市区町村	1,721 (100.0%)	1,720 (99.9%)	1,364 (79.3%)	1,674 (97.3%)	1,655 (96.2%)	1 (0.1%)
合計	1,788 (100.0%)	1,787 (99.9%)	1,403 (78.5%)	1,741 (97.4%)	1,722 (96.4%)	1 (0.1%)

- (注) 1「時間外勤務命令の上限等」とは、人事院規則15-14第16条の2の2に規定する「超過勤務を命ずる時間及び月数の上限」に相当する措置をいう。
 2「制度あり」欄には、時間外勤務命令の上限等を条例又は条例により委任を受けた規則等で定めている団体数を計上している。
 3「他律的業務の比重が高い部署の指定」欄には、人事院規則15-14第16条の2の2第1項第2号に規定する「他律的業務の比重が高い部署に勤務する職員に対する上限時間の設定」に相当する規定が整備されている団体数を計上している。(部署単位のほか、業務、係、個人単位によるものも含む。)
 4「特例業務」欄には、人事院規則15-14第16条の2の2第2項に規定する「特例業務」に相当する規定が整備されている団体数を計上している。
 5「要因の整理、分析及び検証」欄には、人事院規則15-14第16条の2の2第3項に規定する「要因の整理、分析及び検証」に相当する規定が整備されている団体数を計上している。
 6「制度あり」欄及び「制度なし」欄における()内は、団体区分ごとの団体数に占める割合である。
 7「他律的業務の比重が高い部署の指定」欄、「特例業務」欄及び「要因の整理、分析及び検証」欄における()内は、各団体区分の「制度あり」の団体数に占める割合である。

2 時間外勤務命令の上限規制制度の運用状況

(単位: 団体)

区分	団体数	他律的業務の比重が高い部署の指定	特例業務	要因の整理、分析及び検証	(参考) 特例業務有り/要因の整理、分析及び検証無し
都道府県	47 (100.0%)	26 (55.3%)	46 (97.9%)	47 (100.0%)	0 (0.0%)
指定都市	20 (100.0%)	13 (65.0%)	20 (100.0%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)
市区町村	1,720 (100.0%)	692 (40.2%)	993 (57.7%)	1,170 (68.0%)	65 (3.8%)
合計	1,787 (100.0%)	731 (40.9%)	1,059 (59.3%)	1,237 (69.2%)	65 (3.6%)

- (注) 1「団体数」欄には、【1導入状況】で「制度あり」の回答であった団体数を計上している。
 2「他律的業務の比重が高い部署の指定」欄には、令和4年度中において当該指定を行った実績が有る団体を計上している。
 3「特例業務」欄には、令和4年度中において当該業務の実績が有る団体を計上している。
 4「要因の整理、分析及び検証」には令和4年度の時間外勤務実績に対する実施の有る団体及び令和5年度にかけて実施中・実施予定の団体を計上している。

3 要因の整理、分析及び検証の実施方法

(単位: 団体)

区分	団体数	職員についての記録	左記の記録の活用	職員や所属長に対する面談・ヒアリング
都道府県	47 (100.0%)	46 (97.9%)	46 (97.9%)	32 (68.1%)
指定都市	20 (100.0%)	20 (100.0%)	20 (100.0%)	15 (75.0%)
市区町村	1,170 (100.0%)	1,058 (90.4%)	989 (84.5%)	905 (77.4%)
合計	1,237 (100.0%)	1,124 (90.9%)	1,055 (85.3%)	952 (77.0%)

- (注) 1「団体数」欄には、【2運用状況】で「要因の整理、分析及び検証」の該当がある団体数を計上している。
 2「職員についての記録」欄には、職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について(平成6年7月27日職職-328)第十 宿日直勤務及び超過勤務並びに超過代休時間の指定関係の16項に規定する上限時間等を超えて超過勤務を命ぜられた職員についての記録に相当する運用を行っている団体数を計上している。
 3「左記の記録の活用」欄には、上記2の記録を活用して要因の整理、分析及び検証を行っている団体数を計上している。
 4「職員や所属長に対する面談・ヒアリング」欄には、要因の整理、分析及び検証に必要な情報を収集するために、上限時間を超えて時間外勤務を行った職員やその所属長に対してヒアリングを行っている団体数を計上している。

表 14 時間外勤務の状況(時間外勤務時間数)【全団体】

(参考)令和3年度の状況

	時間外勤務時間数の状況				月45時間超の職員数及び割合				
	時間外勤務時間数		時間(月)		時間外勤務を45時間超行つた職員数及び割合		時間(月)		
	職員数(人)	総時間数(時間)	職員数(人)	時間(月)	45時間超100時間未満(人)	職員数に占める割合(%)	100時間以上(人)	職員数に占める割合(%)	
4月	1,066,173	15,479,226	14.5	83,742	(7.9%)	77,119	(7.2%)	6,623	(0.6%)
5月	1,064,978	13,265,829	12.5	56,114	(5.3%)	52,963	(5.0%)	3,151	(0.3%)
6月	1,064,326	13,141,436	12.3	56,792	(5.3%)	52,691	(5.0%)	4,101	(0.4%)
7月	1,057,367	14,476,703	13.7	62,733	(5.9%)	58,361	(5.5%)	4,372	(0.4%)
8月	1,056,533	11,622,346	11.0	45,841	(4.3%)	41,885	(4.0%)	3,956	(0.4%)
9月	1,056,134	13,059,383	12.4	52,755	(5.0%)	50,315	(4.8%)	2,440	(0.2%)
10月	1,055,787	13,105,868	12.4	54,773	(5.2%)	51,713	(4.9%)	3,060	(0.3%)
11月	1,055,904	12,734,714	12.1	50,950	(4.8%)	47,878	(4.5%)	3,072	(0.3%)
12月	1,055,429	12,081,994	11.4	45,378	(4.3%)	42,323	(4.0%)	3,055	(0.3%)
1月	1,054,221	11,940,367	11.3	46,028	(4.4%)	42,970	(4.1%)	3,058	(0.3%)
2月	1,053,481	12,086,170	11.5	48,650	(4.6%)	46,463	(4.4%)	2,187	(0.2%)
3月	1,052,924	15,230,765	14.5	80,958	(7.7%)	75,139	(7.1%)	5,819	(0.6%)
合計	12,693,257	158,224,801	12.5	684,714	(5.4%)	639,820	(5.0%)	44,894	(0.4%)
		時間(年)	149.6						

	時間外勤務時間数				月45時間超の職員数及び割合				
	時間外勤務時間数		時間(月)		時間外勤務を45時間超行つた職員数及び割合		時間(月)		
	職員数(人)	総時間数(時間)	職員数(人)	時間(月)	45時間超100時間未満(人)	職員数に占める割合(%)	100時間以上(人)	職員数に占める割合(%)	
4月	1,057,286	15,327,167	14.5	86,500	(8.2%)	78,347	(7.4%)	8,153	(0.8%)
5月	1,057,248	13,397,722	12.7	61,295	(5.8%)	54,270	(5.1%)	7,025	(0.7%)
6月	1,057,128	12,988,162	12.3	59,643	(5.6%)	53,542	(5.1%)	6,101	(0.6%)
7月	1,056,304	12,574,688	11.9	52,000	(4.9%)	47,267	(4.5%)	4,733	(0.4%)
8月	1,055,662	12,750,928	12.1	57,407	(5.4%)	50,836	(4.8%)	6,571	(0.6%)
9月	1,055,314	11,226,191	10.6	42,684	(4.0%)	39,811	(3.8%)	2,873	(0.3%)
10月	1,055,712	14,458,121	13.7	65,290	(6.2%)	57,933	(5.5%)	7,357	(0.7%)
11月	1,054,974	11,364,545	10.8	42,071	(4.0%)	39,722	(3.8%)	2,349	(0.2%)
12月	1,054,344	10,615,609	10.1	36,861	(3.5%)	34,384	(3.3%)	2,477	(0.2%)
1月	1,053,422	12,599,198	12.0	56,894	(5.4%)	50,174	(4.8%)	6,720	(0.6%)
2月	1,052,980	12,916,995	12.3	61,075	(5.8%)	55,258	(5.2%)	5,817	(0.6%)
3月	1,052,878	16,208,323	15.4	91,871	(8.7%)	83,917	(8.0%)	7,954	(0.8%)
合計	12,663,252	156,426,746	12.4	713,591	(5.6%)	645,461	(5.1%)	68,130	(0.5%)
		時間(年)	148.2						

(注) 1 調査対象は、警務部門、消防部門及び教育委員会以外の部門に属する職員のうち、管理監督職員(管理職手当を支給される職及びこれに準じる職を除いた職員)を除いた職員である。
 2 「時間(年)」は、対象団体の年間総時間数を、[平均職員数(対象団体の各月の職員数を足上げた数を12で除いたもの)]で除いたものである。

表14-1 時間外勤務の状況(時間外勤務時間数)【都道府県】

(参考)令和3年度の状況

	時間外勤務時間数の状況				月45時間超の職員数及び割合				
	時間外勤務時間数		時間外勤務を45時間超 行った職員数及び割合		時間外勤務を45時間超行っ た職員数及び割合		月45時間超の職員数及び割合		
	職員数 (人)	総時間数 (時間)	時間(月)	45時間超 100時間未満 (人)	職員数に占 める割合(%)	100時間以上 (人)	職員数に占 める割合 (%)	職員数に占 める割合 (%)	
4月	264,446	4,287,871	16.2	24,310	(9.2%)	22,061	(8.3%)	2,249	(0.9%)
5月	263,576	3,923,625	14.9	18,933	(7.2%)	17,519	(6.6%)	1,414	(0.5%)
6月	263,477	3,802,406	14.4	17,803	(6.8%)	16,750	(6.4%)	1,053	(0.4%)
7月	256,858	3,781,866	14.7	17,876	(7.0%)	16,094	(6.3%)	1,782	(0.7%)
8月	256,919	3,664,681	14.3	17,930	(7.0%)	15,732	(6.1%)	2,198	(0.9%)
9月	256,778	3,863,909	15.0	18,822	(7.3%)	17,669	(6.9%)	1,153	(0.4%)
10月	256,532	3,836,921	15.0	18,832	(7.3%)	17,633	(6.9%)	1,199	(0.5%)
11月	256,676	3,731,013	14.5	17,232	(6.7%)	16,032	(6.2%)	1,200	(0.5%)
12月	256,565	3,645,473	14.2	16,132	(6.3%)	14,757	(5.8%)	1,375	(0.5%)
1月	256,318	3,457,508	13.5	15,108	(5.9%)	13,845	(5.4%)	1,263	(0.5%)
2月	256,174	3,386,335	13.2	14,574	(5.7%)	13,797	(5.4%)	777	(0.3%)
3月	255,982	4,234,781	16.5	23,890	(9.3%)	22,156	(8.7%)	1,734	(0.7%)
合計	3,100,301	45,616,390	14.7	221,442	(7.1%)	204,045	(6.6%)	17,397	(0.6%)
		時間(年)	176.6						
		時間(年)	173.6						

(注) 1 調査対象は、警察部門、消防部門及び教育委員会以外の部門に属する職員のうち、管理監督職員(管理職手当を支給される職及びこれに準じる職)を除いた職員である。
 2 「時間(年)」は、対象団体の年間総時間数を、「平均職員数(対象団体の各月の職員数を足上げた数を12で除いたもの)」で除いたものである。

表14-2 時間外勤務の状況(時間外勤務時間数)【指定都市】

(参考)令和3年度の状況

	時間外勤務時間数の状況				月45時間超の職員数及び割合				
	時間外勤務時間数		時間外勤務を45時間超 行った職員数及び割合		時間外勤務を45時間超行っ た職員数及び割合		月45時間超の職員数及び割合		
	職員数 (人)	総時間数 (時間)	時間(月)	45時間超 100時間未満 (人)	職員数に占 める割合(%)	100時間以上 (人)	職員数に占 める割合(%)	職員数に占 める割合 (%)	
4月	159,950	2,338,376	14.6	12,358	(7.7%)	11,768	(7.4%)	590	(0.4%)
5月	159,831	2,084,213	13.0	8,407	(5.3%)	8,130	(5.1%)	277	(0.2%)
6月	159,730	2,105,735	13.2	9,008	(5.6%)	8,368	(5.2%)	640	(0.4%)
7月	159,836	2,436,621	15.2	11,046	(6.9%)	10,471	(6.6%)	575	(0.4%)
8月	159,585	1,868,612	11.7	7,382	(4.6%)	7,022	(4.4%)	360	(0.2%)
9月	159,533	2,090,041	13.1	8,346	(5.2%)	8,137	(5.1%)	209	(0.1%)
10月	159,589	1,995,336	12.5	7,785	(4.9%)	7,424	(4.7%)	361	(0.2%)
11月	159,538	1,930,530	12.1	7,084	(4.4%)	6,797	(4.3%)	287	(0.2%)
12月	159,526	1,835,489	11.5	6,616	(4.1%)	6,368	(4.0%)	248	(0.2%)
1月	159,357	1,859,484	11.7	6,975	(4.4%)	6,628	(4.2%)	347	(0.2%)
2月	159,291	1,934,210	12.1	7,458	(4.7%)	7,229	(4.5%)	229	(0.1%)
3月	159,113	2,472,749	15.5	13,480	(8.5%)	12,624	(7.9%)	856	(0.5%)
合計	1,914,879	24,951,396	13.0	105,945	(5.5%)	100,966	(5.3%)	4,979	(0.3%)
		時間(年)	156.4						
		時間(年)	157.5						

(注) 1 調査対象は、警務部門、消防部門及び教育委員会以外の部門に属する職員のうち、管理監督職員(管理職手当を支給される職及びこれに準じる職として条例で定める職に任用されている職員)を除いた職員である。
 2 「時間(年)」は、対象団体の年間総時間数を、「平均職員数(対象団体の各月の職員数を足上げた数を12で除したもの)」で除したものである。

表14-3 時間外勤務の状況(時間外勤務時間数)【市区町村】

(参考)令和3年度の状況

	時間外勤務時間数の状況				月45時間超の職員数及び割合				
	時間外勤務時間数		時間外勤務を45時間超行つた職員数及び割合		時間外勤務を45時間超行つた職員数及び割合		月45時間超の職員数及び割合		
	職員数 (人)	総時間数 (時間)	時間(月)	45時間超 100時間未満 (人)	職員数に占 める割合(%)	100時間以上 (人)	職員数に占 める割合(%)	職員数に占 める割合 (%)	
4月	641,777	8,852,979	13.8	47,074	(7.3%)	43,290	(6.7%)	3,784	(0.6%)
5月	641,571	7,257,990	11.3	28,774	(4.5%)	27,314	(4.3%)	1,460	(0.2%)
6月	641,119	7,233,295	11.3	29,981	(4.7%)	27,573	(4.3%)	2,408	(0.4%)
7月	640,673	8,258,216	12.9	33,811	(5.3%)	31,796	(5.0%)	2,015	(0.3%)
8月	640,029	6,089,053	9.5	20,529	(3.2%)	19,131	(3.0%)	1,398	(0.2%)
9月	639,823	7,105,433	11.1	25,587	(4.0%)	24,509	(3.8%)	1,078	(0.2%)
10月	639,666	7,273,612	11.4	28,156	(4.4%)	26,656	(4.2%)	1,500	(0.2%)
11月	639,690	7,073,171	11.1	26,634	(4.2%)	25,049	(3.9%)	1,585	(0.2%)
12月	639,338	6,601,032	10.3	22,630	(3.5%)	21,198	(3.3%)	1,432	(0.2%)
1月	638,546	6,623,374	10.4	23,945	(3.7%)	22,497	(3.5%)	1,448	(0.2%)
2月	638,016	6,765,625	10.6	26,618	(4.2%)	25,437	(4.0%)	1,181	(0.2%)
3月	637,829	8,523,235	13.4	43,588	(6.8%)	40,359	(6.3%)	3,229	(0.5%)
合計	7,678,077	87,657,015	11.4	357,327	(4.7%)	334,809	(4.4%)	22,518	(0.3%)
		時間(年)	137.0						
		時間(年)	135.4						

(注) 1 調査対象は、警務部門、消防部門及び教育委員会以外の部門に属する職員のうち、管理監督職員(管理職手当を支給される職及びこれに準じる職として条例で定める職に任用されている職員)を除いた職員である。
 2 「時間(年)」は、対象団体の年間総時間数を、「平均職員数(対象団体の各月の職員数を足上げた数を12で除いたもの)」で除したものである。

表15-1 時間外勤務の状況(上限超えの職員数)【自律部署】

○時間外勤務の状況

(単位:人)

	(参考) 4月職員数	①単月	②年間	③2～6月平均	④規定時間数の 超過回数	⑤その他	⑥いずれかに該当
都道府県	115,256	18,036	8,295	2,255	2,412	46	20,349
指定都市	64,565	9,138	4,708	685	624	65	10,105
市区町村	383,273	70,305	26,390	3,304	6,003	241	75,545
合計	563,094	97,479	39,393	6,244	9,039	352	105,999

- (注) 1 自律部署とは、労働基準法第33条第3項に基づき、時間外勤務を行っている部署等で、人事院規則15-14第16条の2の2第1項第1号「他律的業務(業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。)の比重が高い部署以外の部署」に相当する部署をいう(なお、部署には業務、係、個人等を単位で指定されている場合を含む。))。
- 2 「(参考)4月職員数」欄は、令和4年4月時点で自律部署に所属する職員数をいう。
- 3 「①単月」とは、人事院規則15-14第16条の2の2第1項第1号イ(1)「一箇月において超過勤務を命ずる時間について四十五時間」に相当するものをいう。
- 4 「②年間」とは、人事院規則15-14第16条の2の2第1項第1号イ(2)「一年において超過勤務を命ずる時間について三百六十時間」に相当するものをいう。
- 5 「③2～6月平均」とは、自律部署において、自治体独自に人事院規則15-14第16条の2の2第1項第1号ハ「一箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一箇月、二箇月、三箇月、四箇月及び五箇月の期間を加えたそれぞれの期間において超過勤務を命ずる時間の一箇月当たりの平均時間について八十時間」に相当する規定を設けている場合をいう。
- 6 「④規定時間数の超過回数」とは、自律部署において、自治体独自に人事院規則15-14第16条の2の2第1項第1号ニ「一年のうち一箇月において四十五時間を超えて超過勤務を命ずる月数について六箇月」に相当する規定を設けている場合をいう。
- 7 「⑤その他」には、人事院規則15-14第16条の2の2第1項第1号ロに相当する場合をい、1年の途中で他律的業務の比重が高い部署からそれ以外の部署に異動するなど、月45時間又は年360時間以外の上限が適用され、当該上限を超えた場合をいう。
- 8 「⑥いずれかに該当」とは、①～⑤のいずれかに該当する場合をいう。

表15-2 時間外勤務の状況(上限超えの職員数)【他律部署】

○時間外勤務の状況

(単位:人)

	(参考) 4月職員数	①単月	②年間	③2～6月平均	④規定時間の 超過回数	⑤その他	⑥いずれかに該当
都道府県	31,455	2,746	1,821	3,601	3,247	0	5,100
指定都市	25,997	1,034	2,005	1,610	1,319	0	3,342
市区町村	71,115	6,240	2,216	4,922	4,375	0	10,118
合計	128,567	10,020	6,042	10,133	8,941	0	18,560

- (注) 1 他律部署とは、労働基準法第33条第3項に基づき、時間外勤務を行っている部署等で、人事院規則15-14第16条の2の2第1項第2号「他律的業務(業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。)の比重が高い部署」に相当する部署をいう(なお、部署には業務、係、個人等を単位で指定されている場合を含む。)
- 2 「(参考)4月職員数」欄は、令和4年4月時点で他律部署に所属する職員数をいう。
- 3 「①単月」とは、人事院規則15-14第16条の2の2第1項第2号イ「一箇月において超過勤務を命ずる時間について百時間未満」に相当するものをいう。
- 4 「②年間」とは、人事院規則15-14第16条の2の2第1項第2号ロ「一年において超過勤務を命ずる時間について七百二十時間」に相当するものをいう。
- 5 「③2～6月平均」とは、人事院規則15-14第16条の2の2第1項第1号ハ「一箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一箇月、二箇月、三箇月、四箇月及び五箇月の期間を加えたそれぞれの期間において超過勤務を命ずる時間の一箇月当たりの平均時間について八十時間」に相当する場合をいう。
- 6 「④規定時間の超過回数」とは、人事院規則15-14第16条の2の2第1項第1号ニ「一年のうち一箇月において四十五時間を超えて超過勤務を命ずる月数について六箇月」に相当する場合をいう。
- 7 「⑤その他」とは、人事院規則15-14第16条の2の2第1項第1号ロに相当する場合をいい、1年の途中で他律的業務の比重が高い部署からそれ以外の部署に異動するなど、月45時間又は年360時間以外の上限が適用され、当該上限を超えた場合をいう(他律部署の場合は非該当)。
- 8 「⑥いずれかに該当」とは、①～⑤のいずれかに該当する場合をいう。

表 15-3 時間外勤務の状況(上限超えの職員数)【36協定部署】

○時間外勤務の状況

(単位:人)

	(参考) 4月職員数	①単月	②年間	③2~6月平均	④規定時間数の 超過回数	⑤その他	⑥いずれかに該当
都道府県	117,735	12,221	19,947	3,367	2,604	1	26,980
指定都市	69,388	2,386	1,400	582	545	23	3,051
市区町村	187,389	12,555	7,143	1,578	2,445	59	16,482
合計	374,512	27,162	28,490	5,527	5,594	83	46,513

(注) 1 36協定部署とは、労働基準法第36条に規定される、いわゆる36協定の締結に基づき時間外勤務を行っている部署等をいう。

2 「(参考)4月職員数」欄は、令和4年4月時点で36協定部署に所属する職員数をいう。

3 「①単月」とは、労働基準法第36条第4項「一箇月について四十五時間(第三十二条の四第一項第二号の対象期間として三箇月を超える期間を定めて同条の規定により労働させる場合にあつては、一箇月について四十二時間)をいう。労働基準法36条第5項により、特例条項を定めている場合には、「百時間未満」をいう。

4 「②年間」とは、労働基準法第36条第4項「一年について三百六十時間(第三十二条の四第一項第二号の対象期間として三箇月を超える期間を定めて同条の規定により労働させる場合にあつては、一年について三百二十時間)をいう。労働基準法36条第5項により、特例条項を定めている場合には、「七百二十時間未満」をいう。

5 「③2~6月平均」とは、対象期間の初日から一箇月ごと(一箇月ごとの区分した各期間に当該各期間の直前の一箇月、二箇月、三箇月、四箇月及び五箇月の期間を加えたそれぞれの期間における労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させた時間の一箇月当たりの平均時間について八十時間)をいう。

6 「④規定時間数の超過回数」とは、労働基準法36条第5項により特例条項を定めている場合の「一箇月について四十五時間(第三十二条の四第一項第二号の対象期間として三箇月を超える期間を定めて同条の規定により労働させる場合にあつては、一箇月について四十二時間)を超えることができる月数」をいう。

7 「⑤その他」には、人事院規則15-14第16条の2の第1項第1号ロに相当する場合をいい、1年の途中で他律的業務の比重が高い部署からそれ以外の部署に異動するなど、月45時間又は年360時間以外の上限が適用され、当該上限を超えた場合をいう。

8 「⑥いずれかに該当」とは、①～⑤のいずれかに該当する場合をいう。

表16 勤務時間管理の実施方法の状況

1. 勤務時間管理の実施方法

(単位：団体)

区分	団体数	実施の方法				職員本人からの自己申告のみ
		勤務管理者の現認による確認・記録	タイムカード、ICカード、パソコンの使用時間等の客観的な記録による確認・記録	職員本人からの自己申告(システム入力等)による確認・記録	職員本人からの自己申告(紙媒体)による確認・記録	
都道府県	47 (100.0%)	30 (63.8%)	42 (89.4%)	39 (83.0%)	22 (46.8%)	1 (2.1%)
指定都市	20 (100.0%)	8 (40.0%)	18 (90.0%)	12 (60.0%)	8 (40.0%)	2 (10.0%)
市区町村	1,721 (100.0%)	566 (32.9%)	983 (57.1%)	689 (40.0%)	729 (42.4%)	470 (27.3%)
合計	1,788 (100.0%)	604 (33.8%)	1,043 (58.3%)	740 (41.4%)	759 (42.4%)	473 (26.5%)

(注) 1 「実施の方法」欄には、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(平成29年1月20日厚生労働省策定)に労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置として規定されている労働時間管理の方法を実施している団体数を計上している。

2 「職員本人からの自己申告のみ」欄には、「実施の方法」欄のうち「職員本人からの自己申告(システム入力等)による確認・記録」「職員本人からの自己申告(紙媒体)による確認・記録」のいずれか又は両方の方法しか講じていない団体数を計上している。

3 ()内は団体区分ごとの団体数に占める割合である。

表17 競争試験における受験者数、合格者数、採用者数、競争率の推移

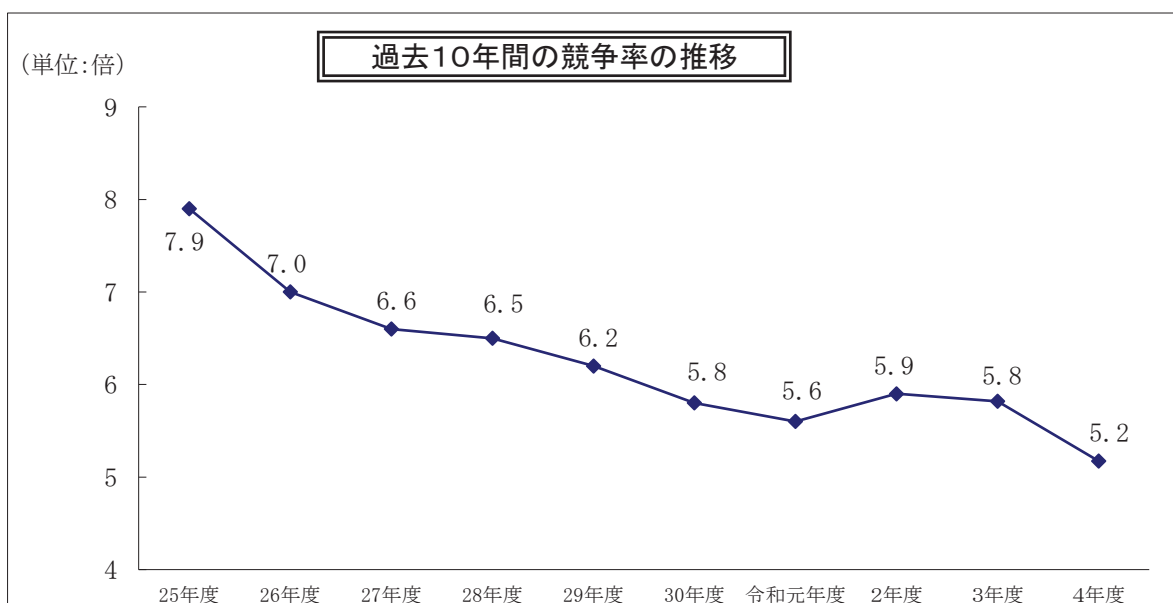
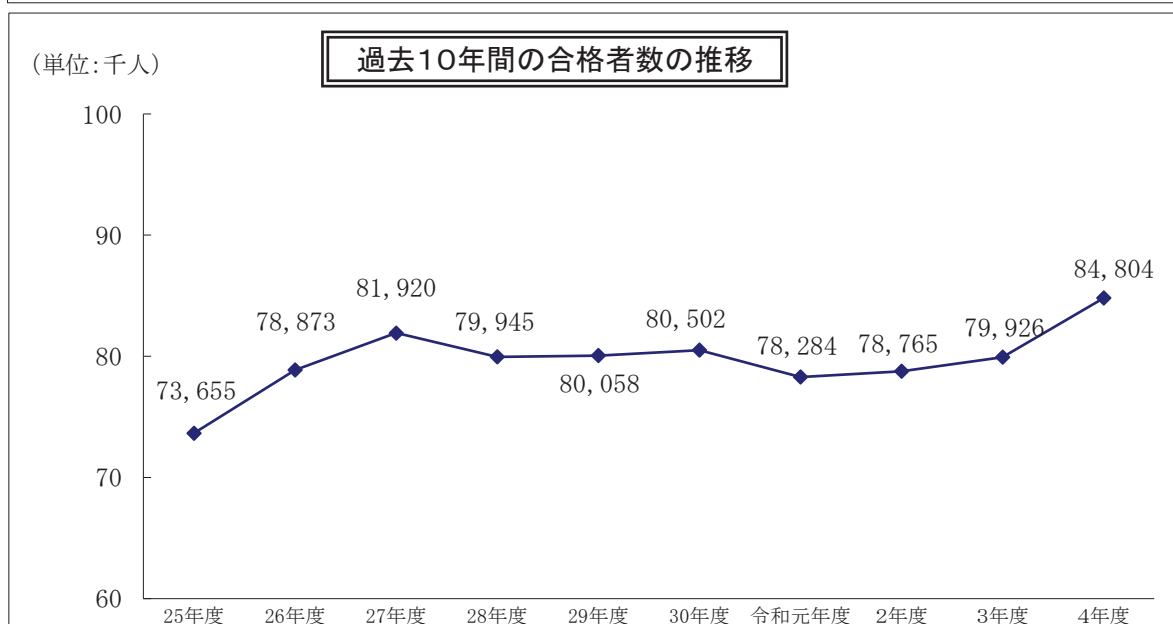
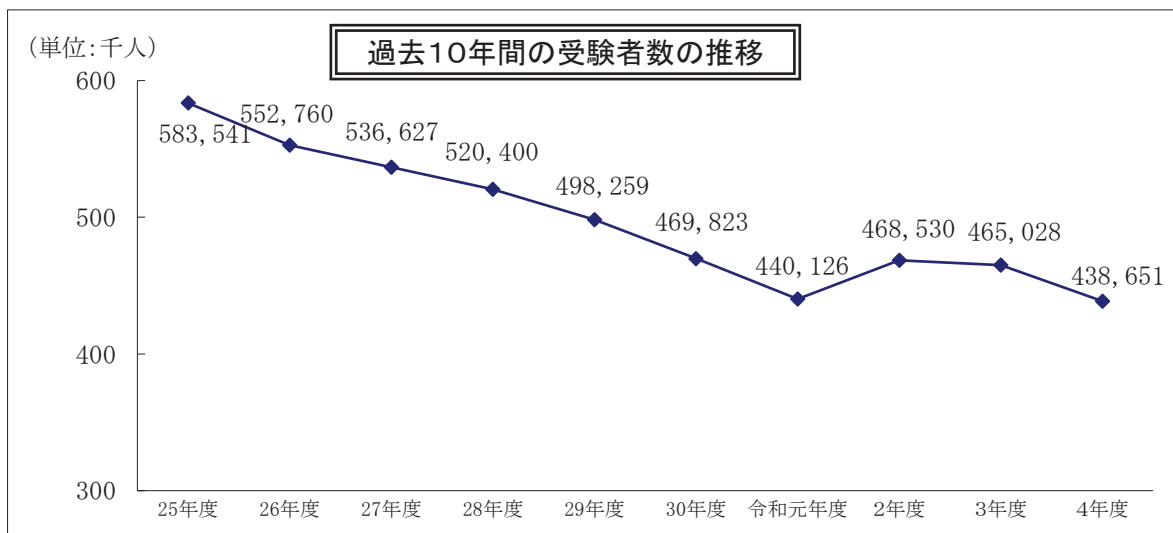
(単位:人、倍)

区分	平成30年度				令和元年度				令和2年度				令和3年度				令和4年度			
	受験者数	合格者数	採用者数	競争率	受験者数	合格者数	採用者数	競争率	受験者数	合格者数	採用者数	競争率	受験者数	合格者数	採用者数	競争率	受験者数	合格者数	採用者数	競争率
都	102,606	19,628	12,991	5.2	89,220	19,013	12,982	4.7	78,438	18,822	13,158	4.2	83,701	18,271	12,290	4.6	81,091	19,422	12,838	4.2
道	8,439	1,498	1,213	5.6	7,558	1,476	1,179	5.1	7,645	1,607	1,101	4.8	8,141	1,487	1,135	5.5	6,829	1,717	1,265	4.0
府	58,015	8,482	5,859	6.8	56,681	8,550	5,963	6.6	52,289	8,606	5,523	6.1	51,838	7,930	5,231	6.5	44,874	8,843	5,693	5.1
県	607	179	134	3.4	431	86	99	5.0	4,388	457	398	9.6	2,950	344	294	8.6	3,513	566	450	6.2
計	169,667	29,787	20,197	5.7	153,890	29,125	20,223	5.3	142,760	29,492	20,180	4.8	146,630	28,032	18,950	5.2	136,307	30,548	20,246	4.5
市	161,278	23,830	18,804	6.8	150,906	22,968	18,002	6.6	171,563	23,553	18,274	7.3	176,251	25,586	19,263	6.9	167,638	27,175	20,163	6.2
区	34,167	9,566	8,027	3.6	31,321	9,064	7,763	3.5	31,760	8,247	7,097	3.9	30,285	8,199	6,915	3.7	28,691	8,349	6,928	3.4
市	64,812	8,845	7,305	7.3	64,759	8,549	6,936	7.6	75,145	8,716	6,960	8.6	67,206	8,912	7,048	7.5	62,377	9,220	7,135	6.8
区	8,559	1,554	1,384	5.5	9,465	1,701	1,476	5.6	15,061	2,094	1,807	7.2	13,652	2,135	1,775	6.4	14,594	2,405	2,022	6.1
計	268,816	43,795	35,520	6.1	256,451	42,282	34,177	6.1	293,529	42,610	34,138	6.9	287,394	44,832	35,001	6.4	273,300	47,149	36,248	5.8
町	10,001	1,993	1,597	5.0	8,683	1,901	1,560	4.6	9,656	1,861	1,425	5.2	9,611	2,122	1,646	4.5	9,439	2,114	1,674	4.5
村	3,331	1,121	977	3.0	3,028	1,089	952	2.8	2,638	901	793	2.9	2,657	932	771	2.9	2,404	876	753	2.7
計	16,525	3,345	2,767	4.9	16,491	3,392	2,836	4.9	18,504	3,453	2,775	5.4	17,331	3,561	2,778	4.9	15,845	3,640	2,939	4.4
町	1,483	461	396	3.2	1,583	495	384	3.2	1,443	448	384	3.2	1,405	447	394	3.1	1,356	477	426	2.8
村	31,340	6,920	5,737	4.5	29,785	6,877	5,732	4.3	32,241	6,663	5,377	4.8	31,004	7,062	5,589	4.4	29,044	7,107	5,792	4.1
計	273,885	45,451	33,392	6.0	248,809	43,882	32,544	5.7	259,657	44,236	32,857	5.9	269,563	45,979	33,199	5.9	258,168	48,711	34,675	5.3
町	45,937	12,185	10,217	3.8	41,907	11,629	9,894	3.6	42,043	10,755	8,991	3.9	41,083	10,618	8,821	3.9	37,924	10,942	8,946	3.5
村	139,352	20,672	15,931	6.7	137,931	20,491	15,735	6.7	145,938	20,775	15,258	7.0	136,375	20,403	15,057	6.7	123,096	21,703	15,767	5.7
計	10,649	2,194	1,914	4.9	11,479	2,282	1,959	5.0	20,892	2,999	2,589	7.0	18,007	2,926	2,463	6.2	19,463	3,448	2,898	5.6
町	469,823	80,502	61,454	5.8	440,126	78,284	60,132	5.6	468,530	78,765	59,695	5.9	465,028	79,926	59,540	5.8	438,651	84,804	62,286	5.2

(注) 1 試験区分は、以下による。

- 大学卒業程度試験：上級試験と称して行った試験又は大学卒業程度の学力を有すると認める者を対象として行った試験
 - 短大卒業程度試験：中級試験と称して行った試験又は短期大学卒業程度の学力を有すると認める者を対象として行った試験
 - 高校卒業程度試験：初級試験と称して行った試験又は高校卒業程度の学力を有すると認める者を対象として行った試験
 - その他の試験：中学校卒業程度の学力を有すると認める者を対象として行った試験又は資格及び学力の程度を問わないで行った試験
- 2 「市区」には、政令指定都市を含む。
- 3 競争率は、受験者数/合格者数

図1 過去10年間の競争試験における受験者数、合格者数、競争率の推移



(注) 競争率は受験者数/合格者数

表18 競争試験における男女別の受験者数、合格者数、採用者数の推移

(単位:人)

区分	平成30年度			令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	受験者数	合格者数	採用者数	受験者数	合格者数	採用者数	受験者数	合格者数	採用者数	受験者数	合格者数	採用者数	受験者数	合格者数	採用者数
男性	119,582	20,216	13,355	103,738	18,667	13,062	80,978	16,251	12,801	79,225	14,216	11,683	68,927	14,559	12,482
(割合)	(70.5%)	(67.9%)	(66.1%)	(67.4%)	(64.1%)	(64.6%)	(56.7%)	(55.1%)	(63.4%)	(54.0%)	(50.7%)	(61.7%)	(50.6%)	(47.7%)	(61.6%)
女性	48,478	9,371	6,842	43,518	9,215	7,161	36,150	8,237	7,379	33,663	7,559	7,267	30,376	7,553	7,784
(割合)	(28.6%)	(31.5%)	(33.9%)	(28.3%)	(31.6%)	(35.4%)	(25.3%)	(27.9%)	(36.6%)	(23.0%)	(27.0%)	(38.3%)	(22.3%)	(24.7%)	(38.4%)
不明	1,627	200	1,243	6,634	1,243	5,004	25,632	5,004	5,004	33,742	6,257	37,004	8,436	8,436	8,436
(割合)	(1.0%)	(0.7%)	(4.3%)	(4.3%)	(4.3%)	(17.0%)	(18.0%)	(17.0%)	(17.0%)	(23.0%)	(22.3%)	(27.1%)	(27.1%)	(27.6%)	(27.6%)
計	169,667	29,787	20,197	153,890	29,125	20,223	142,760	29,492	20,180	146,630	28,032	18,950	136,307	30,548	20,246
男性	152,929	20,112	17,336	123,947	16,255	16,211	133,790	15,948	16,168	116,126	15,204	16,337	99,495	14,763	17,131
(割合)	(56.9%)	(45.9%)	(48.8%)	(48.3%)	(38.4%)	(47.4%)	(45.6%)	(37.4%)	(47.4%)	(40.4%)	(33.9%)	(46.7%)	(36.4%)	(31.3%)	(47.3%)
女性	96,846	21,322	18,184	78,743	17,953	17,966	87,331	17,538	17,970	78,549	16,997	18,664	68,195	16,807	19,117
(割合)	(36.0%)	(48.7%)	(51.2%)	(30.7%)	(42.5%)	(52.6%)	(29.8%)	(41.2%)	(52.6%)	(27.3%)	(37.9%)	(53.3%)	(25.0%)	(35.6%)	(52.7%)
不明	19,041	2,361	5,761	53,761	8,074	72,408	92,719	12,631	92,719	92,719	12,631	105,610	15,579	15,579	15,579
(割合)	(7.1%)	(5.4%)	(21.0%)	(21.0%)	(19.1%)	(24.7%)	(24.7%)	(21.4%)	(21.4%)	(32.3%)	(28.2%)	(38.6%)	(38.6%)	(33.0%)	(33.0%)
計	268,816	43,795	35,520	256,451	42,282	34,177	293,529	42,610	34,138	287,394	44,832	35,001	273,300	47,149	36,248
男性	18,974	3,540	2,885	17,568	3,335	2,762	18,424	3,305	2,654	17,583	3,576	2,766	16,475	3,535	2,902
(割合)	(60.5%)	(51.2%)	(50.3%)	(59.0%)	(48.5%)	(48.2%)	(57.1%)	(49.6%)	(49.4%)	(56.7%)	(50.6%)	(49.5%)	(56.7%)	(49.7%)	(50.1%)
女性	12,314	3,369	2,852	11,838	3,492	2,970	12,104	3,248	2,723	11,816	3,395	2,823	10,888	3,446	2,890
(割合)	(39.3%)	(48.7%)	(49.7%)	(39.7%)	(50.8%)	(51.8%)	(37.5%)	(48.7%)	(50.6%)	(38.1%)	(48.1%)	(50.5%)	(37.5%)	(48.5%)	(49.9%)
不明	52	11	50	379	50	110	1,605	110	110	1,605	91	1,681	126	126	126
(割合)	(0.2%)	(0.2%)	(0.7%)	(1.3%)	(0.7%)	(1.7%)	(5.3%)	(1.7%)	(1.7%)	(5.2%)	(1.3%)	(5.8%)	(5.8%)	(1.8%)	(1.8%)
計	31,340	6,920	5,737	29,785	6,877	5,732	32,241	6,663	5,377	31,004	7,062	5,589	29,044	7,107	5,792
男性	291,465	43,868	33,576	245,253	38,257	32,035	233,192	35,504	31,623	212,934	32,996	30,786	184,897	32,857	32,495
(割合)	(62.0%)	(54.5%)	(54.6%)	(55.7%)	(48.9%)	(53.3%)	(49.8%)	(45.1%)	(53.0%)	(45.8%)	(41.3%)	(51.7%)	(42.2%)	(38.7%)	(52.2%)
女性	157,638	34,062	27,878	134,099	30,660	28,097	135,585	29,023	28,072	124,028	27,951	28,754	109,459	27,806	29,791
(割合)	(33.6%)	(42.3%)	(45.4%)	(30.5%)	(39.2%)	(46.7%)	(28.9%)	(36.8%)	(47.0%)	(26.7%)	(35.0%)	(48.3%)	(25.0%)	(32.8%)	(47.8%)
不明	20,720	2,572	60,774	60,774	9,367	99,753	14,238	14,238	99,753	128,066	18,979	144,295	24,141	24,141	24,141
(割合)	(4.4%)	(3.2%)	(13.8%)	(13.8%)	(12.0%)	(21.3%)	(21.3%)	(18.1%)	(18.1%)	(27.5%)	(23.7%)	(32.9%)	(32.9%)	(28.5%)	(28.5%)
計	469,823	80,502	61,454	440,126	78,284	60,132	468,530	78,765	59,695	465,028	79,926	59,540	438,651	84,804	62,286

(注) 1 「不明」は、申込書に性別の記入欄を設けていない試験のため、性別が不明のものである。
 2 ()は、性別区分中の割合である(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。)
 3 「市区」には、政令指定都市を含む。

表19 中途採用試験の実施状況

	団体数	中途採用試験 (令和4年度中に実施したもの)						経歴不問の中途採用試験					
		実施団体数		受験者数		採用者数		実施団体数		受験者数		採用者数	
		実施団体数	受験者数	採用者数	実施団体数	受験者数	採用者数	実施団体数	受験者数	採用者数	実施団体数	受験者数	採用者数
都道府県	47	47	17,727	1,652	41	7,601	974	39	10,126	678			
指定都市	20	20	11,293	1,016	18	6,303	619	14	4,990	397			
市区町村	1,722	935	50,907	6,506	668	22,400	3,376	510	28,507	3,130			
合計	1,789	1,002	79,927	9,174	727	36,304	4,969	563	43,623	4,205			

(参考) 中途採用試験(令和3年度に実施したもの)

	団体数	中途採用試験 (令和3年度中に実施したもの)						経歴不問の中途採用試験					
		実施団体数		受験者数		採用者数		実施団体数		受験者数		採用者数	
		実施団体数	受験者数	採用者数	実施団体数	受験者数	採用者数	実施団体数	受験者数	採用者数	実施団体数	受験者数	採用者数
都道府県	47	47	19,246	1,737	40	8,388	978	39	10,858	759			
指定都市	20	20	13,630	1,103	18	7,226	635	16	6,404	468			
市区町村	1,722	898	55,117	6,266	645	24,290	3,032	461	30,827	3,234			
合計	1,789	965	87,993	9,106	703	39,904	4,645	516	48,089	4,461			

注1)「経験者採用試験」とは、民間企業に勤務する等一定の社会経験を有する者を対象とした採用試験

注2)「経歴不問の中途採用試験」とは、主に新卒者を対象に行う採用試験及び「経験者採用試験」以外の採用試験

注3)「市区町村」の「団体数」には、市区町村(1,721団体)に加えて、特別区人事委員会が含まれている。

表 20 ストレスチェックの実施状況等（令和4年度）

1 ストレスチェック・集団分析の団体区分別実施状況

区分	事業場数		ストレスチェック		集団分析		集団分析結果	
	事業場数	実施事業場数 (前年度)	実施事業場数	実施事業場率 (前年度)	実施事業場数	実施事業場率 (前年度)	活用事業場数	活用事業場率 (前年度)
	a	b	b/a		c	c/b	d	d/c
都道府県	15,351	15,351	100.0% (100.0%)		14,252	92.8% (92.1%)	12,935	90.8% (91.1%)
指定都市	8,883	8,883	100.0% (100.0%)		8,152	91.8% (91.3%)	7,660	94.0% (92.4%)
市区	44,604	43,877	98.4% (98.3%)		38,751	88.3% (87.6%)	32,917	84.9% (84.6%)
町村	10,249	9,847	96.1% (96.6%)		8,235	83.6% (81.8%)	6,050	73.5% (73.9%)
一部事務組合等	3,571	2,610	73.1% (71.0%)		2,132	81.7% (80.1%)	1,323	62.1% (63.9%)
合計	82,658	80,568	97.5% (97.4%)		71,522	88.8% (87.9%)	60,885	85.1% (84.9%)

(注) 1 「ストレスチェック」とは、労働安全衛生法第66条の10第1項に規定する「心理的な負担の程度を把握するための検査」をいう。なお、ストレスチェックの実施について、常時使用する労働者数が50人未満の小規模事業場においては、当分の間、努力義務とされているが、総務省から各地方公共団体に対しては、職員のメンタルヘルス不調を未然に防止するという観点から、制度の趣旨を踏まえ、事業場の規模に関わらず、原則として全ての職員に対して実施するよう助言を行っている。

2 「ストレスチェック実施事業場数」欄には、事業場の規模に関わらず、ストレスチェックを実施した事業場数を計上している。

3 「集団分析」は、労働安全衛生規則第52条の14に規定されており、事業者は、ストレスチェックの実施者に対してストレスチェック結果を一定規模の集団ごとに集計、分析させ、その結果を勘案し、その必要があると認めるときは、当該集団の労働者の実情を考慮して、当該集団の労働者の心理的な負担を軽減するための適切な措置を講ずるよう努めなければならないこととされている。

4 一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。

表20 ストレスチェックの実施状況等（令和4年度）

2 ストレスチェック・集団分析の部局別実施状況

区分	事業場数		ストレスチェック		集団分析		集団分析結果			
	a	実施事業場数	b	実施事業場率	c	実施事業場率	d	活用事業場率		
				b/a (前年度)		c/b (前年度)		d/c (前年度)		
知事及び市区町村長	33,323	32,441	97.4%	(97.3%)	28,562	88.0%	(86.7%)	24,597	86.1%	(86.3%)
都道府県	7,535	7,535	100.0%	(100.0%)	6,539	86.8%	(85.4%)	5,854	89.5%	(90.4%)
指定都市	3,116	3,116	100.0%	(100.0%)	2,931	94.1%	(93.4%)	2,864	97.7%	(97.1%)
市区	17,282	17,212	99.6%	(99.6%)	15,327	89.0%	(88.0%)	13,261	86.5%	(86.2%)
町	3,895	3,761	96.6%	(97.1%)	3,186	84.7%	(81.7%)	2,303	72.3%	(73.1%)
一部事務組合等	1,495	817	54.6%	(62.1%)	579	70.9%	(69.0%)	315	54.4%	(59.4%)
教育委員会	40,022	39,135	97.8%	(97.7%)	34,541	88.3%	(87.7%)	29,295	84.8%	(84.0%)
都道府県	5,278	5,278	100.0%	(100.0%)	5,209	98.7%	(98.7%)	4,846	93.0%	(92.3%)
指定都市	4,869	4,869	100.0%	(100.0%)	4,326	88.8%	(88.7%)	3,939	91.1%	(88.0%)
市区	24,299	23,656	97.4%	(97.2%)	20,603	87.1%	(86.7%)	17,234	83.6%	(83.1%)
町	5,514	5,285	95.8%	(96.2%)	4,369	82.7%	(81.1%)	3,251	74.4%	(74.3%)
一部事務組合等	62	47	75.8%	(68.6%)	34	72.3%	(68.8%)	25	73.5%	(66.7%)
警察	1,888	1,888	100.0%	(100.0%)	1,884	99.8%	(97.9%)	1,682	89.3%	(91.7%)
都道府県	1,888	1,888	100.0%	(100.0%)	1,884	99.8%	(97.9%)	1,682	89.3%	(91.7%)
指定都市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
市区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一部事務組合等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
消防	3,764	3,609	95.9%	(95.0%)	3,352	92.9%	(91.3%)	2,726	81.3%	(81.2%)
都道府県	126	126	100.0%	(100.0%)	126	100.0%	(100.0%)	111	88.1%	(82.6%)
指定都市	489	489	100.0%	(100.0%)	489	100.0%	(97.0%)	474	96.9%	(96.9%)
市区	1,474	1,467	99.5%	(99.7%)	1,406	95.8%	(94.9%)	1,262	89.8%	(88.2%)
町	81	77	95.1%	(96.4%)	63	81.8%	(85.2%)	48	76.2%	(76.8%)
一部事務組合等	1,594	1,450	91.0%	(88.8%)	1,268	87.4%	(85.3%)	831	65.5%	(67.3%)
公営企業	3,661	3,495	95.5%	(95.3%)	3,183	91.1%	(91.5%)	2,585	81.2%	(84.0%)
都道府県	524	524	100.0%	(100.0%)	494	94.3%	(94.1%)	442	89.5%	(88.5%)
指定都市	409	409	100.0%	(100.0%)	406	99.3%	(99.2%)	383	94.3%	(99.5%)
市区	1,549	1,542	99.5%	(99.4%)	1,415	91.8%	(91.1%)	1,160	82.0%	(86.4%)
町	759	724	95.4%	(97.6%)	617	85.2%	(88.0%)	448	72.6%	(75.8%)
一部事務組合等	420	296	70.5%	(67.6%)	251	84.8%	(85.1%)	152	60.6%	(55.4%)

(注) 1 「ストレスチェック」とは、労働安全衛生法第66条の10第1項に規定する「心理的な負担の程度を把握するための検査」をいう。なお、ストレスチェックの実施について、常時使用する労働者数が50人未満の小規模事業場においては、当分の間、努力義務とされているが、総務省から各地方公共団体に対しては、職員のメンタルヘルス不調を未然に防止するという観点から、制度の趣旨を踏まえ、事業場の規模に関わらず、原則として全ての職員に対して実施するよう助言を行っている。

2 「ストレスチェック実施事業場数」欄には、事業場の規模に関わらず、ストレスチェックを実施した事業場数を計上している。

3 「集団分析」は、労働安全衛生規則第52条の14に規定されており、事業者は、ストレスチェックの実施者に対してストレスチェック結果を一定規模の集団ごとに集計、分析させ、その結果を勘案し、その必要があると認めるときは、当該集団の労働者の実情を考慮して、当該集団の労働者の心理的な負担を軽減するための適切な措置を講ずるよう努めなければならないこととされている。

4 一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。

表 20 ストレスチェックの実施状況等（令和4年度）

3 ストレスチェック・面接指導の団体区分別受診職員数

区 分	在籍職員数		ストレスチェックを受けた		高ストレスに該当した		医師による面接指導を受けた	
	職員数	割合 (前年度)	職員数	割合 (前年度)	職員数	割合 (前年度)	職員数	割合 (前年度)
	a	b/a	b	c/b	c	d/c	d	d/c
都 道 府 県	1,000,982	92.3% (92.6%)	923,677	9.2% (8.7%)	84,656	4.1% (3.5%)	3,498	4.1% (3.5%)
指 定 都 市	429,258	88.9% (89.3%)	381,411	10.0% (9.6%)	38,287	4.0% (3.8%)	1,524	4.0% (3.8%)
市 区	1,437,990	86.7% (87.3%)	1,247,349	11.3% (10.7%)	141,219	4.3% (4.2%)	6,026	4.3% (4.2%)
町 村	243,714	88.1% (88.6%)	214,767	11.2% (10.4%)	24,154	5.7% (5.3%)	1,368	5.7% (5.3%)
一 部 事 務 組 合 等	118,613	82.0% (81.4%)	97,212	10.4% (9.7%)	10,080	3.6% (3.8%)	362	3.6% (3.8%)
合 計	3,230,557	88.7% (89.1%)	2,864,416	10.4% (9.8%)	298,396	4.3% (4.0%)	12,778	4.3% (4.0%)

(注) 1 「在籍職員数」欄、「ストレスチェックを受けた職員数」欄、「高ストレスに該当した職員数」欄及び「医師による面接指導を受けた職員数」欄には、常時使用される職員（常勤職員のほか、臨時・非常勤職員のうち常時使用される職員を含む。）のうち、該当する職員数をそれぞれ計上している。

2 「医師による面接指導」は、労働安全衛生法第66条の10第3項に規定されており、ストレスチェック結果の通知を受けた労働者のうち、高ストレス者として選定され、面接指導を受ける必要があると実施者が認めた労働者から申出があった場合は、事業者は、当該労働者に対して、医師による面接指導を行わなければならないこととされている。

3 一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。

表20 ストレスチェックの実施状況等（令和4年度）

4. ストレスチェック・面接指導の部局別受診職員数

区分	在籍職員数		ストレスチェックを受けた		高ストレスに該当した		医師による面接指導を受けた	
	a	職員数	b/a (前年度)	b	職員数	c/b (前年度)	d	d/c (前年度)
知事及び市区町村長	1,360,140	1,213,375	89.2%	137,562	11.3%	10.8%	7,893	5.7%
都道府県	291,837	265,372	90.9%	26,599	10.0%	9.7%	1,535	5.8%
指定都市	184,840	166,326	90.0%	16,286	9.8%	9.5%	876	5.4%
市区	717,342	638,312	89.0%	76,806	12.0%	11.5%	4,373	5.7%
町	141,559	127,524	90.1%	16,011	12.6%	11.5%	1,024	6.4%
一部事務組合等	24,562	15,841	64.5%	1,860	11.7%	11.6%	85	4.6%
教育委員会	1,082,250	929,089	85.8%	97,922	10.5%	9.8%	3,223	3.3%
都道府県	311,747	280,029	89.8%	33,426	11.9%	11.2%	1,369	4.1%
指定都市	173,985	150,000	86.2%	16,197	10.8%	10.3%	496	3.1%
市区	512,904	427,911	83.4%	42,271	9.9%	9.1%	1,089	2.6%
町	82,673	70,425	85.2%	5,941	8.4%	7.9%	263	4.4%
一部事務組合等	941	724	76.9%	87	12.0%	9.8%	6	6.9%
警察	301,929	294,451	97.5%	14,235	4.8%	4.6%	257	1.8%
都道府県	301,929	294,451	97.5%	14,235	4.8%	4.6%	257	1.8%
指定都市	-	-	-	-	-	-	-	-
市区	-	-	-	-	-	-	-	-
町	-	-	-	-	-	-	-	-
一部事務組合等	-	-	-	-	-	-	-	-
消防	165,229	155,197	93.9%	11,784	7.6%	6.2%	315	2.7%
都道府県	19,383	19,340	99.8%	2,198	11.4%	7.7%	28	1.3%
指定都市	30,529	29,355	96.2%	1,593	5.4%	4.3%	21	1.3%
市区	61,587	57,746	93.8%	4,266	7.4%	6.3%	87	2.0%
町	2,526	2,314	91.6%	263	11.4%	9.7%	13	4.9%
一部事務組合等	51,204	46,442	90.7%	3,464	7.5%	6.6%	166	4.8%
公営企業	321,009	272,304	84.8%	36,893	13.5%	13.1%	1,090	3.0%
都道府県	76,086	64,485	84.8%	8,198	12.7%	12.8%	309	3.8%
指定都市	39,904	35,730	89.5%	4,211	11.8%	11.6%	131	3.1%
市区	146,157	123,380	84.4%	17,876	14.5%	13.7%	477	2.7%
町	16,956	14,504	85.3%	1,939	13.4%	13.7%	68	3.5%
一部事務組合等	41,906	34,205	81.6%	4,669	13.7%	13.0%	105	2.2%

(注) 1 「在籍職員数」欄、「ストレスチェックを受けた職員数」欄及び「医師による面接指導を受けた職員数」欄には、常時使用される職員（常勤職員）のみが、臨時・非常勤職員のうち常時使用される職員を含む。）のうち、該当する職員数をそれぞれ計上している。

2 「医師による面接指導」は、労働安全衛生法第66条の10第3項に規定されており、ストレスチェック結果の通知を受けた労働者のうち、高ストレス者として選定され、面接指導を受ける必要があると実施者が認めた労働者から申出があった場合は、事業者は、当該労働者に対して、医師による面接指導を行わなければならないこととされている。

3 一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。

表20 ストレスチェックの実施状況等（令和4年度）

区分	集団分析結果の活用内容(複数回答)											
	集団分析結果を活用した事業場数(a)		業務配分の見直し		人員体制・組織の見直し		管理監督者向け研修の実施		衛生委員会での審議		その他	
	実施事業場数(b)	割合(b/a)(前年度)	実施事業場数(c)	割合(c/a)(前年度)	実施事業場数(d)	割合(d/a)(前年度)	実施事業場数(e)	割合(e/a)(前年度)	実施事業場数(f)	割合(f/a)(前年度)		
北海道	12,935	29.3% (28.1%)	2,909	22.5% (20.7%)	5,326	41.2% (38.4%)	5,684	43.9% (42.0%)	4,735	36.6% (38.1%)		
指定都市	7,660	31.6% (28.2%)	2,261	29.5% (27.5%)	5,024	65.6% (73.4%)	3,437	44.9% (46.6%)	2,625	34.3% (38.2%)		
市区	32,917	30.0% (29.0%)	9,192	27.9% (27.5%)	12,200	37.1% (35.8%)	21,748	66.1% (64.0%)	5,814	17.7% (17.5%)		
町村	6,050	28.3% (27.4%)	1,881	31.1% (28.4%)	922	15.2% (14.6%)	4,145	68.5% (67.9%)	525	8.7% (9.0%)		
一部事務組合等	1,323	27.4% (28.2%)	467	35.3% (38.2%)	183	13.8% (13.8%)	734	55.5% (57.8%)	221	16.7% (12.9%)		
合計	60,885	29.8% (28.5%)	16,710	27.4% (26.4%)	23,655	38.9% (38.5%)	35,748	58.7% (57.5%)	13,920	22.9% (23.4%)		

(注) 1 集団分析結果の活用内容のうち、「その他」の主な内容としては、管理監督者への情報提供、職員向け研修の実施、作業環境(設備、レイアウト等)の改善などとなっている。

2 一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。

表20 ストレスチェックの実施状況等（令和4年度）

区分	集団分析結果の活用内容(複数回答)											
	集団分析結果を 活用した 事業場数 (a)		業務配分の 見直し (b/a)		人員体制・組織の 見直し (c/a)		管理監督者向け 研修の実施 (d/a)		衛生委員会での 審議 (e/a)		その他 (f/a)	
	実施事業場数(b)	割合(b/a)	実施事業場数(c)	割合(c/a)	実施事業場数(d)	割合(d/a)	実施事業場数(e)	割合(e/a)	実施事業場数(f)	割合(f/a)	実施事業場数	割合
知事及び市区町村長	24,597	23.4%	6,177	25.1%	10,747	43.7%	14,800	60.2%	6,473	26.3%		
都道府県	5,854	21.4%	1,113	19.0%	2,722	46.5%	1,873	32.0%	2,667	45.6%		
指定都市	2,864	12.0%	659	23.0%	2,148	75.0%	1,469	51.3%	1,107	38.7%		
市区	13,261	25.9%	3,585	27.0%	5,483	41.3%	9,601	72.4%	2,476	18.7%		
町村	2,303	28.8%	707	30.7%	343	14.9%	1,666	72.3%	175	7.6%		
一部事務組合等	315	23.2%	113	35.9%	51	16.2%	191	60.6%	48	15.2%		
教育委員会	29,295	34.9%	8,690	29.7%	10,140	34.6%	16,949	57.9%	5,905	20.2%		
都道府県	4,846	34.9%	1,281	26.4%	1,347	27.8%	2,829	58.4%	1,385	28.6%		
指定都市	3,939	45.8%	1,420	36.0%	2,374	60.3%	1,502	38.1%	1,261	32.0%		
市区	17,234	33.7%	4,973	28.9%	5,896	34.2%	10,489	60.9%	2,930	17.0%		
町村	3,251	27.9%	1,010	31.1%	516	15.9%	2,116	65.1%	325	10.0%		
一部事務組合等	25	32.0%	6	24.0%	7	28.0%	13	52.0%	4	16.0%		
警察	1,682	40.3%	353	21.0%	1,064	63.3%	707	42.0%	553	32.9%		
都道府県	1,682	40.3%	353	21.0%	1,064	63.3%	707	42.0%	553	32.9%		
指定都市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
市区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
町村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
一部事務組合等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
消防	2,726	30.0%	791	29.0%	901	33.1%	1,524	55.9%	604	22.2%		
都道府県	111	38.2%	30	27.0%	2	1.8%	72	64.9%	28	25.2%		
指定都市	474	168	111	23.4%	315	66.5%	212	44.7%	183	38.6%		
市区	1,262	343	306	24.2%	464	36.8%	788	62.4%	238	18.9%		
町村	48	14	18	37.5%	9	18.8%	37	77.1%	1	2.1%		
一部事務組合等	831	254	326	39.2%	111	13.4%	415	49.9%	154	18.5%		
公営企業	2,585	26.0%	699	27.0%	803	31.1%	1,768	68.4%	385	14.9%		
都道府県	442	132	132	29.9%	191	43.2%	203	45.9%	102	23.1%		
指定都市	383	104	71	18.5%	187	48.8%	254	66.3%	74	19.3%		
市区	1,160	278	328	28.3%	357	30.8%	870	75.0%	170	14.7%		
町村	448	130	146	32.6%	54	12.1%	326	72.8%	24	5.4%		
一部事務組合等	152	27	22	14.5%	14	9.2%	115	75.7%	15	9.9%		

(注) 1 集団分析結果の活用内容のうち、「その他」の主な内容としては、管理監督者への情報提供、職員向け研修の実施、作業環境(設備、レイアウト等)の改善などとなっている。

2 一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。

表 2 1 メンタルヘルス対策の取組状況 (令和 4 年度)

1 メンタルヘルス対策の団体区分別取組状況

区 分	全部局数(a)	メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)									
		メンタルヘルス対策に取り組んでいる 部局数(b)		メンタルヘルス対策に関する 計画の策定(c)		安全衛生委員会等で 調査審議(d)		実務を行う担当者への選任(e)		職場復帰における支援の実施(職場復 帰支援プログラムの策定を含む)(f)	
		部局数	割合(b/a) (前年度)	部局数	割合(c/b) (前年度)	部局数	割合(d/b) (前年度)	部局数	割合(e/b) (前年度)	部局数	割合(f/b) (前年度)
都 道 府 県	182	182	100.0% (100.0%)	121	66.5% (63.2%)	161	88.5% (84.1%)	158	86.8% (84.6%)	173	95.1% (96.7%)
指 定 都 市	79	79	100.0% (100.0%)	57	72.2% (65.8%)	68	86.1% (86.1%)	68	86.1% (86.1%)	76	96.2% (96.2%)
市 区	2,626	2,621	99.8% (99.5%)	616	23.5% (20.6%)	1,839	70.2% (67.7%)	1,196	45.6% (41.7%)	1,987	75.8% (71.6%)
町	2,423	2,344	96.7% (95.5%)	240	10.2% (8.8%)	1,203	51.3% (51.6%)	480	20.5% (18.1%)	1,073	45.8% (40.0%)
一 部 事 務 組 合 等	1,454	1,014	69.7% (69.3%)	95	9.4% (8.7%)	306	30.2% (29.3%)	300	29.6% (26.3%)	275	27.1% (24.2%)
合 計	6,764	6,240	92.3% (91.6%)	1,129	18.1% (15.4%)	3,577	57.3% (56.1%)	2,202	35.3% (32.3%)	3,584	57.4% (53.2%)

メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)

区 分	メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)											
	セルフケアを実施するための 教育研修・情報提供(d)		ライネケア及び事業場内 産業保健スタッフ等による ケアを実施するための 教育研修・情報提供(h)		事業場内での 相談体制の整備(i)		地方公務員共済組合事業等 の公的な相談窓口の周知(j)		職場外資源(医療機関、EAPなど)を活用 したメンタルヘルス対策(相談・カウンセリ ングを含む)の実施(k)		その他(l)	
	部局数	割合(g/b) (前年度)	部局数	割合(h/b) (前年度)	部局数	割合(i/b) (前年度)	部局数	割合(j/b) (前年度)	部局数	割合(k/b) (前年度)	部局数	割合(l/b) (前年度)
都 道 府 県	175	96.2% (95.6%)	168	92.3% -	171	94.0% (92.9%)	166	91.2% (90.1%)	144	79.1% -	17	9.3% (7.7%)
指 定 都 市	79	100.0% (97.5%)	73	92.4% -	75	94.9% (97.5%)	58	73.4% (57.0%)	50	63.3% -	10	12.7% (5.1%)
市 区	2,001	76.3% (77.7%)	1,436	54.8% -	1,993	76.0% (70.4%)	1,763	67.3% (54.5%)	1,448	55.2% -	74	2.8% (2.0%)
町	1,161	49.5% (53.7%)	594	25.3% -	1,262	53.8% (40.9%)	1,253	53.5% (39.7%)	883	37.7% -	84	3.6% (1.3%)
一 部 事 務 組 合 等	485	47.8% (55.6%)	205	20.2% -	476	46.9% (35.6%)	566	55.8% (40.3%)	301	29.7% -	61	6.0% (4.2%)
合 計	3,901	62.5% (66.0%)	2,476	39.7% -	3,977	63.7% (54.8%)	3,806	61.0% (47.8%)	2,826	45.3% -	246	3.9% (2.3%)

(注) 1 「メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)」の各取組内容における割合は、「メンタルヘルス対策に取り組んでいる部局数」に占める割合である。

2 一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。

表 2-1 メンタルヘルス対策の取組状況 (令和4年度)

2-1-1 メンタルヘルス対策の取組別取組状況【部署名：知事及び市区町村長】

区 分	全部局数(a)	メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)									
		メンタルヘルス対策に取り組んでいる 部局数(b)		メンタルヘルス対策に関する 計画の策定(c)		安全衛生委員会等で 調査審議(d)		実務を行う担当者への選任(e)		職場復帰における支援の実施(職場復 帰支援プログラムの策定を含む)(f)	
		部局数	割合(b/a) (前年度)	部局数	割合(c/b) (前年度)	部局数	割合(d/b) (前年度)	部局数	割合(e/b) (前年度)	部局数	割合(f/b) (前年度)
都 道 府 県	47	47	100.0% (100.0%)	35	74.5% (68.1%)	43	91.5% (89.4%)	44	93.6% (89.4%)	47	100.0% (100.0%)
指 定 都 市	20	20	100.0% (100.0%)	17	85.0% (75.0%)	18	90.0% (90.0%)	19	95.0% (100.0%)	20	100.0% (100.0%)
市 区	795	795	100.0% (99.9%)	196	24.7% (21.3%)	576	72.5% (68.9%)	372	46.8% (43.2%)	630	79.2% (74.6%)
町	926	895	96.7% (95.2%)	88	9.8% (6.3%)	457	51.1% (50.6%)	190	21.2% (18.4%)	420	46.9% (40.7%)
一 部 事 務 組 合 等	897	548	61.1% (60.3%)	36	6.6% (4.9%)	111	20.3% (19.4%)	110	20.1% (17.8%)	113	20.6% (18.9%)
合 計	2,685	2,305	85.8% (85.3%)	372	16.1% (13.1%)	1,205	52.3% (50.8%)	735	31.9% (29.1%)	1,230	53.4% (49.1%)

メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)

区 分	メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)											
	セルフケアを実施するための 教育研修・情報提供(g)		ライネケア及び事業場内 産業保健スタッフ等による ケアを実施するための 教育研修・情報提供(h)		事業場内での 相談体制の整備(i)		地方公務員共済組合事業等 の公的な相談窓口の周知(j)		職場外資源(医療機関、EAPなど)を活用 したメンタルヘルス対策(相談・カウンセリ ングを含む)の実施(k)		その他(l)	
	部局数	割合(g/b) (前年度)	部局数	割合(h/b) (前年度)	部局数	割合(i/b) (前年度)	部局数	割合(j/b) (前年度)	部局数	割合(k/b) (前年度)	部局数	割合(l/b) (前年度)
都 道 府 県	47	100.0% (100.0%)	47	100.0% -	47	100.0% (100.0%)	46	97.9% (100.0%)	37	78.7% -	7	14.9% (6.4%)
指 定 都 市	20	100.0% (100.0%)	20	100.0% -	19	95.0% (100.0%)	14	70.0% (50.0%)	14	70.0% -	2	10.0% (5.0%)
市 区	618	77.7% (79.3%)	457	57.5% -	615	77.4% (71.4%)	542	68.2% (54.4%)	445	56.0% -	19	2.4% (1.5%)
町	434	48.5% (52.9%)	225	25.1% -	482	53.9% (40.3%)	478	53.4% (38.7%)	335	37.4% -	28	3.1% (0.9%)
一 部 事 務 組 合 等	238	43.4% (49.3%)	89	16.2% -	207	37.8% (27.3%)	299	54.6% (39.3%)	126	23.0% -	40	7.3% (5.8%)
合 計	1,357	58.9% (62.7%)	838	36.4% -	1,370	59.4% (49.9%)	1,379	59.8% (45.7%)	957	41.5% -	96	4.2% (2.4%)

(注) 1 「メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)」の各取組内容における割合は、「メンタルヘルス対策に取り組んでいる部局数」に占める割合である。

2 一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。

表 2 1 メンタルヘルス対策の取組状況 (令和 4 年度)

2-2 メンタルヘルス対策の取組別取組状況【部局名：教育委員会】

区 分	全部局数(a)	メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)									
		メンタルヘルス対策に取り組んでいる部局数(b)		メンタルヘルス対策に関する計画の策定(c)		安全衛生委員会等で調査審議(d)		実務を行う担当者の選任(e)		職場復帰における支援の実施(職場復帰支援プログラムの実定を含む)(f)	
		部局数	割合(b/a) (前年度)	部局数	割合(c/b) (前年度)	部局数	割合(d/b) (前年度)	部局数	割合(e/b) (前年度)	部局数	割合(f/b) (前年度)
都 道 府 県	47	47	100.0% (100.0%)	27	57.4% (61.7%)	43	91.5% (87.2%)	40	85.1% (80.9%)	43	91.5% (93.6%)
指 定 都 市	20	20	100.0% (100.0%)	13	65.0% (65.0%)	17	85.0% (90.0%)	15	75.0% (80.0%)	20	100.0% (100.0%)
市 区	794	792	99.7% (99.4%)	182	23.0% (19.7%)	534	67.4% (64.8%)	348	43.9% (40.0%)	579	73.1% (68.4%)
町	909	877	96.5% (95.2%)	93	10.6% (7.4%)	426	48.6% (49.0%)	177	20.2% (18.2%)	379	43.2% (37.9%)
一 部 事 務 組 合 等	47	37	78.7% (78.0%)	4	10.8% (15.4%)	14	37.8% (25.6%)	9	24.3% (25.6%)	10	27.0% (23.1%)
合 計	1,817	1,773	97.6% (96.7%)	319	18.0% (15.2%)	1,034	58.3% (57.1%)	589	33.2% (30.5%)	1,031	58.2% (53.5%)

区 分	メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)											
	セルフケアを実施するための教育研修・情報提供(d)		ライネン及び事業場内産業保健スタッフ等によるケアを実施するための教育研修・情報提供(h)		事業場内での相談体制の整備(i)		地方公務員共済組合事業等の公的な相談窓口の周知(j)		職場外資源(医療機関、EAPなど)を活用したメンタルヘルス対策(相談・カウンセリングを含む)の実施(k)		その他(l)	
	部局数	割合(g/b) (前年度)	部局数	割合(h/b) (前年度)	部局数	割合(i/b) (前年度)	部局数	割合(j/b) (前年度)	部局数	割合(k/b) (前年度)	部局数	割合(l/b) (前年度)
都 道 府 県	46	97.9% (93.6%)	45	95.7% -	40	85.1% (91.5%)	46	97.9% (100.0%)	36	76.6% -	4	8.5% (12.8%)
指 定 都 市	20	100.0% (95.0%)	17	85.0% -	19	95.0% (95.0%)	17	85.0% (65.0%)	10	50.0% -	3	15.0% (5.0%)
市 区	598	75.5% (75.8%)	419	52.9% -	585	73.9% (67.8%)	531	67.0% (52.5%)	433	54.7% -	24	3.0% (2.4%)
町	434	49.5% (53.2%)	216	24.6% -	472	53.8% (40.4%)	468	53.4% (38.9%)	326	37.2% -	34	3.9% (1.8%)
一 部 事 務 組 合 等	17	45.9% (61.5%)	10	27.0% -	18	48.0% (35.9%)	25	67.6% (35.9%)	10	27.0% -	0	0.0% (2.6%)
合 計	1,115	62.9% (65.1%)	707	39.9% -	1,134	64.0% (54.6%)	1,087	61.3% (46.9%)	815	46.0% -	65	3.7% (2.4%)

(注) 1 「メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)」の各取組内容における割合は、「メンタルヘルス対策に取り組んでいる部局数」に占める割合である。

2 一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。

表 2-1 メンタルヘルス対策の取組状況 (令和4年度)

2-3 メンタルヘルス対策の取組別取組状況【部局名：警察】

区 分	全部局数(a)	メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)									
		メンタルヘルス対策に取り組んでいる部局数(b)		メンタルヘルス対策に関する計画の策定(c)		安全衛生委員会等で調査審議(d)		実務を行う担当者の選任(e)		職場復帰における支援の実施(職場復帰支援プログラムの策定を含む)(f)	
		部局数	割合(b/a) (前年度)	部局数	割合(c/b) (前年度)	部局数	割合(d/b) (前年度)	部局数	割合(e/b) (前年度)	部局数	割合(f/b) (前年度)
都 道 府 県	47	47	100.0% (100.0%)	36	76.6% (66.0%)	43	91.5% (76.6%)	43	91.5% (89.4%)	47	100.0% (100.0%)
指 定 都 市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
市 区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一 部 事 務 組 合 等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	47	47	100.0% (100.0%)	36	76.6% (66.0%)	43	91.5% (76.6%)	43	91.5% (89.4%)	47	100.0% (100.0%)

区 分	メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)											
	セルフケアを実施するための教育研修・情報提供(g)		ラインケア及び事業場内産業保健スタッフ等によるケアを実施するための教育研修・情報提供(h)		事業場内での相談体制の整備(i)		地方公務員共済組合事業等の公的な相談窓口の周知(j)		職場外資源(医療機関、EAPなど)を活用したメンタルヘルス対策(相談・カウンセリングを含む)の実施(k)		その他(l)	
	部局数	割合(g/b) (前年度)	部局数	割合(h/b) (前年度)	部局数	割合(i/b) (前年度)	部局数	割合(j/b) (前年度)	部局数	割合(k/b) (前年度)	部局数	割合(l/b) (前年度)
都 道 府 県	47	100.0% (100.0%)	43	91.5% -	47	100.0% (100.0%)	36	76.6% (72.3%)	42	89.4% -	3	6.4% (4.3%)
指 定 都 市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
市 区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一 部 事 務 組 合 等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	47	100.0% (100.0%)	43	91.5% -	47	100.0% (100.0%)	36	76.6% (72.3%)	42	89.4% -	3	6.4% (4.3%)

(注) 1 「メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)」の各取組内容における割合は、「メンタルヘルス対策に取り組んでいる部局数」に占める割合である。

2 一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。

表 2-1 メンタルヘルス対策の取組状況 (令和4年度)

2-4 メンタルヘルス対策の取組別取組状況【部局名：消防】

区 分	全部局数(a)	メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)									
		メンタルヘルス対策に取り組んでいる部局数(b)		メンタルヘルス対策に関する計画の策定(c)		安全衛生委員会等で調査審議(d)		実務を行う担当者の選任(e)		職場復帰における支援の実施(職場復帰支援プログラムの実定を含む)(f)	
		部局数	割合(b/a) (前年度)	部局数	割合(c/b) (前年度)	部局数	割合(d/b) (前年度)	部局数	割合(e/b) (前年度)	部局数	割合(f/b) (前年度)
都 道 府 県	1	100.0% (100.0%)	1	100.0% (100.0%)	1	100.0% (100.0%)	1	100.0% (100.0%)	1	100.0% (100.0%)	
指 定 都 市	20	100.0% (100.0%)	13	65.0% (60.0%)	14	70.0% (70.0%)	17	85.0% (75.0%)	17	85.0% (85.0%)	
市 区	367	99.7% (99.5%)	366	24.9% (22.0%)	91	24.9% (22.0%)	260	71.0% (66.9%)	178	48.6% (43.8%)	
町	60	98.3% (100.0%)	59	10.2% (6.8%)	6	10.2% (6.8%)	35	59.3% (55.9%)	15	25.4% (11.9%)	
一 部 事 務 組 合 等	281	94.0% (94.4%)	264	13.6% (13.1%)	36	13.6% (13.1%)	114	43.2% (42.2%)	113	42.8% (35.8%)	
合 計	729	97.4% (97.5%)	710	20.7% (18.6%)	147	20.7% (18.6%)	424	59.7% (56.8%)	324	45.6% (39.1%)	

区 分	メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)											
	セルフケアを実施するための教育研修・情報提供(d)		ライネケア及び事業場内産業保健スタッフ等によるケアを実施するための教育研修・情報提供(h)		事業場内での相談体制の整備(i)		地方公務員共済組合等への公的な相談窓口の周知(j)		職場外資源(医療機関、EAPなど)を活用したメンタルヘルス対策(相談・カウンセリングを含む)の実施(k)		その他(l)	
	部局数	割合(g/b) (前年度)	部局数	割合(h/b) (前年度)	部局数	割合(i/b) (前年度)	部局数	割合(j/b) (前年度)	部局数	割合(k/b) (前年度)	部局数	割合(l/b) (前年度)
都 道 府 県	1	100.0% (100.0%)	1	100.0% -	1	100.0% (100.0%)	1	100.0% (100.0%)	1	100.0% -	0	0.0% (0.0%)
指 定 都 市	20	100.0% (95.0%)	18	90.0% -	18	90.0% (95.0%)	14	70.0% (50.0%)	12	60.0% -	2	10.0% (5.0%)
市 区	291	79.5% (80.2%)	212	57.9% -	288	78.7% (74.9%)	252	68.9% (58.1%)	200	54.6% -	9	2.5% (1.9%)
町	34	57.6% (59.3%)	17	28.8% -	34	57.6% (50.8%)	32	54.2% (44.1%)	26	44.1% -	2	3.4% (0.0%)
一 部 事 務 組 合 等	151	57.2% (67.5%)	63	23.9% -	161	61.0% (49.3%)	158	59.8% (40.7%)	108	40.9% -	14	5.3% (2.6%)
合 計	497	70.0% (74.1%)	311	43.8% -	502	70.7% (63.9%)	457	64.4% (50.2%)	347	48.9% -	27	3.8% (2.1%)

(注) 1 「メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)」の各取組内容における割合は、「メンタルヘルス対策に取り組んでいる部局数」に占める割合である。

2 一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。

表 2 1 メンタルヘルス対策の取組状況 (令和 4 年度)

2-5 メンタルヘルス対策の取組別取組状況【部局名：公営企業】

区 分	全部局数(a)	メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)									
		メンタルヘルス対策に取り組んでいる部局数(b)		メンタルヘルス対策に関する計画の策定(c)		安全衛生委員会等で調査審議(d)		実務を行う担当者の選任(e)		職場復帰における支援の実施(職場復帰支援プログラムの実定を含む)(f)	
		部局数	割合(b/a) (前年度)	部局数	割合(c/b) (前年度)	部局数	割合(d/b) (前年度)	部局数	割合(e/b) (前年度)	部局数	割合(f/b) (前年度)
都 道 府 県	40	40 100.0% (100.0%)	55.0% (55.0%)	22	55.0% (55.0%)	31	77.5% (82.5%)	30	75.0% (77.5%)	35	87.5% (92.5%)
指 定 都 市	19	19 100.0% (100.0%)	73.7% (63.2%)	14	73.7% (63.2%)	19	100.0% (94.7%)	17	89.5% (89.5%)	19	100.0% (100.0%)
市 区	670	668 99.7% (99.4%)	22.0% (19.8%)	147	22.0% (19.8%)	469	70.2% (70.2%)	298	44.6% (40.8%)	495	74.1% (70.3%)
町	528	513 97.2% (96.2%)	10.3% (6.7%)	53	10.3% (6.7%)	285	55.6% (58.2%)	98	19.1% (18.0%)	244	47.6% (41.3%)
一 部 事 務 組 合 等	229	165 72.1% (71.5%)	11.5% (12.5%)	19	11.5% (12.5%)	67	40.6% (41.1%)	68	41.2% (38.7%)	61	37.0% (33.3%)
合 計	1,486	1,405 94.5% (93.6%)	18.1% (16.2%)	255	18.1% (16.2%)	871	62.0% (63.1%)	511	36.4% (34.7%)	854	60.8% (56.9%)

メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)

区 分	セルフケアを実施するための教育研修・情報提供(d)		ライネン及び事業場内産業保健スタッフ等によるケアを実施するための教育研修・情報提供(h)		事業場内での相談体制の整備(i)		地方公務員共済組合等への公的な相談窓口の周知(j)		職場外資源(医療機関、EAPなど)を活用したメンタルヘルス対策(相談・カウンセリングを含む)の実施(k)		その他(l)	
	部局数	割合(g/b) (前年度)	部局数	割合(h/b) (前年度)	部局数	割合(i/b) (前年度)	部局数	割合(j/b) (前年度)	部局数	割合(k/b) (前年度)	部局数	割合(l/b) (前年度)
	都 道 府 県	34	85.0% (87.5%)	32	80.0% -	36	90.0% (77.5%)	37	92.5% (87.5%)	28	70.0% -	3
指 定 都 市	19	100.0% (100.0%)	18	94.7% -	19	100.0% (100.0%)	13	68.4% (63.2%)	14	73.7% -	3	15.8% (5.3%)
市 区	494	74.0% (76.5%)	348	52.1% -	505	75.6% (69.8%)	438	65.6% (55.1%)	370	55.4% -	22	3.3% (2.1%)
町	259	50.5% (55.7%)	136	26.5% -	274	53.4% (41.5%)	275	53.6% (43.0%)	196	38.2% -	20	3.9% (1.4%)
一 部 事 務 組 合 等	79	47.9% (55.4%)	43	26.1% -	90	54.5% (40.5%)	84	50.9% (44.0%)	57	34.5% -	7	4.2% (1.8%)
合 計	885	63.0% (67.4%)	577	41.1% -	924	65.8% (57.3%)	847	60.3% (50.7%)	665	47.3% -	55	3.9% (2.0%)

(注) 1 「メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)」の各取組内容における割合は、「メンタルヘルス対策に取り組んでいる部局数」に占める割合である。

2 一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。

表 2-2 長時間勤務者に対する医師による面接指導の状況

区分	全部局数	令和5年4月1日時点で整備済み		令和5年度中に整備予定		未定	
		部局数	割合 (前年度)	部局数	割合 (前年度)	部局数	割合 (前年度)
都道府県	182	181	99.5% (99.5%)	0	0.0% (0.0%)	1	0.5% (0.5%)
指定都市	79	75	94.9% (92.4%)	1	1.3% (1.3%)	3	3.8% (6.3%)
市区	2,626	2,038	77.6% (75.8%)	190	7.2% (13.1%)	398	15.2% (11.1%)
町村	2,423	1,366	56.4% (54.7%)	283	11.7% (23.6%)	774	31.9% (21.7%)
一部事務組合等	1,454	383	26.3% (25.7%)	86	5.9% (12.3%)	985	67.7% (62.0%)
合 計	6,764	4,043	59.8% (58.3%)	560	8.3% (16.1%)	2,161	31.9% (25.6%)

1 長時間勤務者に対する医師による面接指導の強化に係る例規・指針等の団体区分別整備状況 令和5年4月1日現在

(注) 1 長時間勤務者に対する医師による面接指導については、平成31年4月1日から、労働安全衛生法第66条の8第1項等の規定により、時間外・休日労働時間が1か月当たり80時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる者について、本人の申出があった場合には、行わなければならないこととされた。また、国家公務員については、これに加え、超過勤務時間が1か月について100時間以上又は2～6か月平均で80時間を超える場合には、本人からの申出がなくとも医師による面接指導を行うものとし、人事院規則10-4第22条の2第1項等の規定にその旨規定された。
このため、地方公務員についても、総務省から各地方公共団体に対して、労働安全衛生法を遵守するとともに、国家公務員との均衡を踏まえ、例規・指針等の整備等を行うよう助言を行っている。

2 同一部局内で整備ができていない部門がある場合には、整備していない部局として計上している。

3 「割合」は、「全部局数」に占める割合である。

4 端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。

5 一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。

表 2-2 長時間勤務者に対する医師による面接指導の状況

令和5年4月1日現在

2 長時間勤務者に対する医師による面接指導の強化に係る例規・指針等の部局別整備状況

区分	全部局数		令和5年4月1日時点で整備済み		令和5年度中に整備予定		未定	
	部局数	割合	部局数	割合	部局数	割合	部局数	割合
知事及び市区町村長	2,685	52.1%	214	8.0%	1,073	40.0%		
都道府県	47	100.0%	0	0.0%	0	0.0%		
指定都市	20	100.0%	0	0.0%	0	0.0%		
市区	795	78.9%	61	7.7%	107	13.5%		
町	926	55.3%	113	12.2%	301	32.5%		
一部事務組合等	897	21.4%	40	4.5%	665	74.1%		
教育委員会	1,817	65.1%	160	8.8%	474	26.1%		
都道府県	47	100.0%	0	0.0%	0	0.0%		
指定都市	20	85.0%	1	5.0%	1	5.0%		
市区	794	75.8%	56	7.1%	136	17.1%		
町	909	55.2%	100	11.0%	307	33.8%		
一部事務組合等	47	29.8%	3	6.4%	30	63.8%		
警察	47	100.0%	0	0.0%	0	0.0%		
都道府県	47	100.0%	0	0.0%	0	0.0%		
指定都市								
市区								
町								
一部事務組合等								
消防	729	61.3%	56	7.7%	226	31.0%		
都道府県	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%		
指定都市	20	95.0%	0	0.0%	1	5.0%		
市区	367	77.4%	25	6.8%	58	15.8%		
町	60	66.7%	5	8.3%	15	25.0%		
一部事務組合等	281	36.7%	26	9.3%	152	54.1%		
公営企業	1,486	65.1%	130	8.7%	388	26.1%		
都道府県	40	97.5%	0	0.0%	1	2.5%		
指定都市	19	94.7%	0	0.0%	1	5.3%		
市区	670	78.4%	48	7.2%	97	14.5%		
町	528	59.1%	65	12.3%	151	28.6%		
一部事務組合等	229	32.3%	17	7.4%	138	60.3%		

(注) 1 長時間勤務者に対する医師による面接指導については、平成31年4月1日から、労働安全衛生法第66条の8第1項等の規定により、時間外・休日労働時間が1か月当たり80時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる者について、本人の申出があった場合には、行わなければならないこととされた。また、国家公務員については、これに加え、超過勤務時間が1か月について100時間以上又は2～6か月平均で80時間を超える場合には、本人からの申出がなくとも医師による面接指導を行うものとし、人事院規則10-4第22条の2第1項等の規定にその旨規定された。
このため、地方公務員についても、総務省から各地方公共団体に対して、労働安全衛生法を遵守するとともに、労働安全衛生法を踏まえ、例規・指針等の整備等を行うよう助言を行っている。

- 同一部局内で整備ができていない部門がある場合には、整備していない部局として計上している。
- 「割合」は、「全部局数」に占める割合である。
- 端数処理のため、合計が100%とまらない場合がある。
- 一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。

表 2 2 長時間勤務者に対する医師による面接指導の状況

令和5年4月1日現在

区 分	全部局数 (a)	3 長時間勤務者に対する医師による面接指導の対象となる要件 (団体区分別)				医師の面接指導の対象となる要件			
		令和5年4月1日時点で 例規・指針等を整備済み		人事院規則の規定と同様		人事院規則の規定よりも 高い基準の要件を含む		その他	
		部局数(b)	割合(b/a) (前年度)	部局数(c)	割合(c/b) (前年度)	部局数(d)	割合(d/b) (前年度)	部局数(e)	割合(e/b) (前年度)
都 道 府 県	182	181 (99.5%) (99.5%)	110 (60.8%) (57.5%)	57 (31.5%) (35.4%)	14 (7.7%) (7.2%)				
指 定 都 市	79	75 (94.9%) (92.4%)	38 (50.7%) (37.0%)	25 (33.3%) (41.1%)	12 (16.0%) (21.9%)				
市 区	2,626	2,038 (77.6%) (75.8%)	1,584 (77.7%) (77.7%)	330 (16.2%) (15.4%)	124 (6.1%) (6.9%)				
町	2,423	1,366 (56.4%) (54.7%)	1,236 (90.5%) (91.2%)	58 (4.2%) (3.7%)	72 (5.3%) (5.2%)				
一 部 事 務 組 合 等	1,454	383 (26.3%) (25.7%)	311 (81.2%) (83.4%)	44 (11.5%) (8.0%)	28 (7.3%) (8.6%)				
合 計	6,764	4,043 (59.8%) (58.3%)	3,279 (81.1%) (81.0%)	514 (12.7%) (12.2%)	250 (6.2%) (6.8%)				

(注) 1 長時間勤務者に対する医師による面接指導については、平成31年4月1日から、労働安全衛生法第66条の8第1項等の規定により、時間外・休日労働時間が1か月当たり80時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる者について、本人の申出があった場合には、行わなければならないこととされた。また、国家公務員については、これに加え、超過勤務時間が1か月について100時間以上又は2～6か月平均で80時間を超える場合には、本人からの申出がなくとも医師による面接指導を行うものとし、人事院規則10-4第22条の2第1項等の規定にその旨規定された。
このため、地方公務員についても、総務省から各地方公共団体に対して、労働安全衛生法を遵守するとともに、国家公務員との均衡を踏まえ、例規・指針等の整備等を行うよう助言を行っている。

2 同一部局内で部門によって整備状況が異なる場合には、より整備できていない部門の整備状況を、部局の整備状況として計上している。

3 端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。

4 一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。

表 2-2 長時間勤務者に対する医師による面接指導の状況

令和5年4月1日現在

4 長時間勤務者に対する医師による面接指導の対象となる要件（部局別）

区分	全部局数 (a)	令和5年4月1日時点で 例規・指針等を整備済み				医師の面接指導の対象となる要件				その他			
		部局数(b)	割合(b/a)	(前年度)	人事院規則の規定と同様		人事院規則の規定よりも 高い基準の要件を含む		部局数(e)	割合(e/h)	(前年度)	(前年度)	
					部局数(c)	割合(c/b)	部局数(d)	割合(d/b)					
知事及び市区町村長	2,685	1,398	52.1%	(50.3%)	1,140	81.5%	(81.8%)	186	13.3%	(12.5%)	72	5.2%	(5.7%)
都道府県	47	47	100.0%	(100.0%)	21	44.7%	(40.4%)	23	48.9%	(51.1%)	3	6.4%	(8.5%)
指定都市	20	20	100.0%	(95.0%)	10	50.0%	(31.6%)	8	40.0%	(57.9%)	2	10.0%	(10.5%)
市区	795	627	78.9%	(77.5%)	486	77.5%	(77.8%)	110	17.5%	(16.6%)	31	4.9%	(5.7%)
町	926	512	55.3%	(53.6%)	464	90.6%	(91.1%)	22	4.3%	(3.8%)	26	5.1%	(5.0%)
一部事務組合等	897	192	21.4%	(20.3%)	159	82.8%	(85.6%)	23	12.0%	(7.7%)	10	5.2%	(6.6%)
教育委員会	1,817	1,183	65.1%	(64.0%)	971	82.1%	(81.6%)	127	10.7%	(10.0%)	85	7.2%	(8.4%)
都道府県	47	47	100.0%	(100.0%)	30	63.8%	(63.8%)	11	23.4%	(23.4%)	6	12.8%	(12.8%)
指定都市	20	18	90.0%	(85.0%)	7	38.9%	(11.8%)	5	27.8%	(35.3%)	6	33.3%	(52.9%)
市区	794	602	75.8%	(74.2%)	468	77.7%	(77.0%)	88	14.6%	(14.0%)	46	7.6%	(9.0%)
町	909	502	55.2%	(54.2%)	454	90.4%	(91.0%)	22	4.4%	(3.3%)	26	5.2%	(5.7%)
一部事務組合等	47	14	29.8%	(36.0%)	12	85.7%	(88.9%)	1	7.1%	(5.6%)	1	7.1%	(5.6%)
警察	47	47	100.0%	(100.0%)	36	76.6%	(72.3%)	8	17.0%	(23.4%)	3	6.4%	(4.3%)
都道府県	47	47	100.0%	(100.0%)	36	76.6%	(72.3%)	8	17.0%	(23.4%)	3	6.4%	(4.3%)
指定都市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
市区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一部事務組合等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
消防	729	447	61.3%	(59.5%)	361	80.8%	(80.0%)	58	13.0%	(13.6%)	28	6.3%	(6.5%)
都道府県	1	1	100.0%	(100.0%)	0	0.0%	(100.0%)	1	100.0%	(0.0%)	0	0.0%	(0.0%)
指定都市	20	19	95.0%	(95.0%)	14	73.7%	(68.4%)	4	21.1%	(26.3%)	1	5.3%	(5.3%)
市区	367	284	77.4%	(76.4%)	220	77.5%	(76.3%)	48	16.9%	(17.9%)	16	5.6%	(5.7%)
町	60	40	66.7%	(62.7%)	35	87.5%	(89.2%)	1	2.5%	(2.7%)	4	10.0%	(8.1%)
一部事務組合等	281	103	36.7%	(34.3%)	92	89.3%	(88.8%)	4	3.9%	(3.1%)	7	6.8%	(8.2%)
公営企業	1,486	988	65.1%	(63.0%)	771	79.6%	(80.1%)	135	13.9%	(13.4%)	62	6.4%	(6.6%)
都道府県	40	39	97.5%	(97.5%)	23	59.0%	(51.3%)	14	35.9%	(46.2%)	2	5.1%	(2.6%)
指定都市	19	18	94.7%	(94.7%)	7	38.9%	(33.3%)	8	44.4%	(44.4%)	3	16.7%	(22.2%)
市区	670	525	78.4%	(75.4%)	410	78.1%	(79.5%)	84	16.0%	(14.0%)	31	5.9%	(6.5%)
町	528	312	59.1%	(57.1%)	283	90.7%	(91.8%)	13	4.2%	(4.3%)	16	5.1%	(3.9%)
一部事務組合等	229	74	32.3%	(32.3%)	48	64.9%	(69.7%)	16	21.6%	(15.8%)	10	13.5%	(14.5%)

(注) 1 長時間勤務者に対する医師による面接指導については、平成31年4月1日から、労働安全衛生法第66条の8第1項等の規定により、時間外・休日労働時間が1か月当たり90時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる者について、本人の申出があった場合には、行わなければならないこととされた。また、国家公務員については、これに加え、超過勤務時間が1か月について100時間以上又は2～6か月平均で80時間を超える場合には、本人からの申出がなくとも医師による面接指導を行うものとし、人事院規則10-4第22条の2第1項等の規定にその旨規定された。

このため、地方公務員についても、総務省から各地方公共団体に対して、労働安全衛生法を遵守するとともに、国家公務員との均衡を踏まえ、例規・指針等の整備等を行うよう助言を行っている。

2 同一部局内で部門によって整備状況が異なる場合には、より整備できていない部門の整備状況を、部局の整備状況として計上している。

3 端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。

4 一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。

表 2 2 長時間勤務者に対する医師による面接指導の状況

5 長時間勤務者に対する医師による面接指導の団体区分別実施状況

区分	医師の面接指導の対象となる要件に該当した職員 (a)		医師の面接指導が行われたなかった職員 (b)		面接指導を受ける必要がないと医師が判断した (※) (c)		職員に対し、面接指導を受けることを通知・勧奨したが、反応がなかった又は職員自身が不要ないと判断した (d)		職員が業務多忙で面接時間を確保できなかった (e)		職員が人事異動や休職等になったことにより、通知・勧奨することができなかった (f)		その他 (g)	
	人数	割合 (b/a) (前年度)	人数	割合 (c/b) (前年度)	人数	割合 (d/b) (前年度)	人数	割合 (e/b) (前年度)	人数	割合 (f/b) (前年度)	人数	割合 (g/b) (前年度)		
都道府県	124,670	62.9% (68.0%)	78,433	23.9% (20.1%)	18,746	31.1% -	24,420	15.5% (6.6%)	12,139	1.0% -	761	28.5% (54.7%)	22,367	
指定都市	46,307	78.7% (79.9%)	36,421	39.1% (30.2%)	14,247	31.6% -	11,499	1.5% (16.0%)	547	0.1% -	50	27.7% (47.3%)	10,078	
市区	78,450	66.6% (65.6%)	52,279	13.9% (15.0%)	7,281	47.6% -	24,875	19.4% (22.5%)	10,167	1.0% -	541	18.0% (26.4%)	9,415	
町村	5,488	78.0% (75.6%)	4,283	1.4% (2.5%)	59	69.7% -	2,985	13.9% (28.1%)	594	3.4% -	145	11.7% (13.4%)	500	
一部事務組合等	2,322	80.1% (80.4%)	1,861	0.8% (9.3%)	14	92.3% -	1,718	3.6% (6.4%)	67	0.6% -	12	2.7% (11.4%)	50	
合計	257,237	67.4% (69.9%)	173,277	23.3% (20.4%)	40,347	37.8% -	65,497	13.6% (14.0%)	23,514	0.9% -	1,509	24.5% (43.3%)	42,410	

(注) 1 職員数は令和4年度の延べ人数である。

2 (※)労働安全衛生規則第52条の2第1項の規定により、時間外勤務時間算定の期前1か月以内に面接指導を受けた職員などについて、面接指導を受ける必要がないとして医師が判断した場合は、面接指導を行わないことが認められている。

3 医師の面接指導が行われなかったその他の主な理由としては、「産業医と日程の調整がつかなかった」などである。

4 端数処理のため、合計が100%と異なる場合がある。

5 一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。

表 2-2 長時間勤務者に対する医師による面接指導の状況

区分	医師の面接指導の対象となる要件に該当した職員										その他 (g)					
	医師の面接指導が行われなかった職員 (a)					面接指導を受ける必要がないと医師が判断した(※) (c)					職員に対し、面接指導を受けることを通知・勧奨したが、反応が無かった又は職員自身が必要ないと判断した(d)		職員が業務多忙で面接時間を確保できなかった(e)		職員が人事異動や休職等になったことにより、通知・勧奨することができなかった(f)	
	人数	割合 (h/a)	人数	割合 (c/b)	人数	割合 (d/b)	人数	割合 (e/b)	人数	割合 (f/b)	人数	割合 (g/b)	人数	割合 (g/b)	人数	割合 (g/b)
知事及び市町村長	103,184	48.7%	21,179	42.2%	15,167	30.2%	-	6,216	12.4%	585	1.1%	7,142	14.2%	-	-	-
都道府県	42,365	18.1%	11,129	26.5%	8,491	20.0%	-	1,211	2.9%	175	0.4%	3,145	7.4%	-	-	-
指定都市	13,090	5.6%	3,652	27.9%	2,884	22.1%	-	453	3.5%	46	0.4%	330	2.5%	-	-	-
市	43,568	19.0%	6,345	14.6%	7,659	17.5%	-	4,158	9.4%	274	0.6%	3,317	7.6%	-	-	-
町	3,717	1.6%	52	1.4%	1,904	51.2%	-	390	10.5%	38	1.0%	328	8.8%	-	-	-
村	444	0.2%	1	0.2%	229	51.6%	-	4	0.9%	2	0.5%	22	5.0%	-	-	-
一部事務組合等	122,269	53.1%	16,588	13.5%	45,026	36.8%	-	14,002	11.5%	764	0.6%	32,000	26.1%	-	-	-
教育委員会	59,971	25.5%	5,448	9.1%	21,245	35.4%	-	8,757	14.6%	479	0.8%	17,190	28.7%	-	-	-
都道府県	31,719	13.5%	10,403	32.8%	7,992	25.2%	-	13	0.0%	2	0.0%	9,438	30.0%	-	-	-
指定都市	27,848	11.9%	730	2.6%	14,896	53.5%	-	5,087	18.3%	176	0.6%	5,208	18.9%	-	-	-
市	29,063	12.3%	7	0.0%	882	3.0%	-	165	0.6%	106	0.4%	164	0.6%	-	-	-
町	1,486	0.6%	0	0.0%	11	0.7%	-	0	0.0%	1	0.1%	0	0.0%	-	-	-
村	30	0.0%	0	0.0%	2	6.7%	-	1,353	26.3%	5	0.1%	1,836	35.7%	-	-	-
一部事務組合等	17,723	7.7%	1,940	10.9%	1,940	10.9%	-	1,353	26.3%	5	0.1%	1,836	35.7%	-	-	-
警察	17,723	7.7%	1,940	10.9%	1,940	10.9%	-	1,353	26.3%	5	0.1%	1,836	35.7%	-	-	-
都道府県	17,723	7.7%	1,940	10.9%	1,940	10.9%	-	1,353	26.3%	5	0.1%	1,836	35.7%	-	-	-
指定都市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一部事務組合等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
消防	1,025	0.4%	63	6.2%	610	59.5%	-	36	3.5%	1	0.1%	102	10.0%	-	-	-
都道府県	215	21.5%	0	0.0%	147	71.4%	-	0	0.0%	0	0.0%	59	28.6%	-	-	-
指定都市	72	7.0%	22	30.6%	2	2.8%	-	1	1.4%	1	1.4%	15	20.8%	-	-	-
市	248	24.2%	28	11.3%	138	55.7%	-	9	3.6%	0	0.0%	23	9.3%	-	-	-
町	22	2.2%	0	0.0%	22	100.0%	-	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	-	-	-
村	468	45.6%	13	2.8%	301	64.3%	-	26	5.6%	0	0.0%	0	0.0%	-	-	-
一部事務組合等	13,036	12.3%	577	4.4%	4,692	35.8%	-	1,907	14.6%	204	1.6%	1,330	10.2%	-	-	-
公営企業	4,396	4.1%	229	5.2%	535	12.2%	-	838	19.1%	102	2.3%	137	3.1%	-	-	-
都道府県	1,426	13.5%	170	12.0%	621	43.6%	-	80	5.6%	1	0.1%	295	20.7%	-	-	-
指定都市	5,571	52.7%	178	3.2%	2,182	39.2%	-	913	16.2%	91	1.6%	862	15.3%	-	-	-
市	225	2.1%	0	0.0%	171	76.0%	-	39	17.3%	1	0.4%	5	2.2%	-	-	-
町	1,380	12.9%	0	0.0%	1,177	85.3%	-	37	2.7%	9	0.7%	28	2.0%	-	-	-
村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一部事務組合等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1 職員数は令和4年度の延べ人数である。
 2 (※)労働安全衛生規則第52条の2第1項の規定により、時間外勤務時間算定の期日前1か月以内に面接指導を受けた職員などについて、面接指導を受けた必要がないとして医師が判断した場合、面接指導を行わないことが認められている。
 3 医師の面接指導が行われなかったその他の主な理由としては、「産業界と日程の調整がつかなくなった」などである。
 4 端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。
 5 一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。

表 2 3 メンタルヘルス不調による休務者の状況（令和 4 年度）

区 分	休務者		(参考)職員数と休務者の割合		
	休務者数(a)	割合(※1) (前年度)	在籍職員数(b)(※2)	割合(※1) (前年度)	割合(a/b) (前年度)
都 道 府 県	13,935	31.1% (30.4%)	1,000,982	31.0% (31.3%)	1.4% (1.2%)
指 定 都 市	6,702	15.0% (16.2%)	429,258	13.3% (13.2%)	1.6% (1.5%)
市 区	20,124	45.0% (44.6%)	1,437,990	44.5% (44.4%)	1.4% (1.2%)
町 村	2,927	6.5% (6.4%)	243,714	7.5% (7.4%)	1.2% (1.0%)
一 部 事 務 組 合 等	1,076	2.4% (2.4%)	118,613	3.7% (3.7%)	0.9% (0.8%)
合 計	44,764	100.0%	3,230,557	100.0%	1.4% (1.2%)

(注) 1 原則として、令和4年度中にメンタルヘルス不調により引き続いて30日以上又は1か月以上の期間、病欠(休暇取得又は休職した職員を休務者として計上している。

2 一部の団体においては、年度ではなく暦年(令和4年1月～令和4年12月)の休務者数を計上している。

3 令和3年度から引き続いて休務した者及び令和4年度中に退職した者も含んでいる。

4 (※1)については全団体の休務者の合計に占める、団体区分毎の休務者の割合を算出している。

5 (※2)については参考値として、ストレスチェックの実施状況等で調査した在籍職員数(表20-3)を引用している。

6 端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。

7 一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。

地方公共団体における「共同採用」の状況

令和3年度・4年度に実施した職員採用競争試験について、共同採用の実施状況を調査したもの。

ここにいう「共同採用」とは、受験者に採用を志望する団体を志望順に複数選択させ、成績順又は志望順に受験者が選択した志望先から優先的に合格者を決定する等の採用方式をさす。これには、試験会場を共同で設置しているが、当該試験において採用を志望する団体を1団体のみ選択させ、自団体を志望する受験者の中から合格者を決定する採用方式は含まない。

1 共同採用の実施状況

	共同採用を主催した 団体数		共同採用に参加した 団体数	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
都道府県(47)	2	2	1	1
指定都市(20)	0	0	0	0
市区町村(1721)	2	2	128	138
その他	15	15		
合計	19	19	129	139

※ この表の「その他」の団体は、都道府県内の各町村会、一部事務組合(特別区人事委員会を含む。)が該当する。

2 共同採用により採用した職種別人数

(1) 令和3年度

		一般行政 職員	福祉職	土木職	建築職	その他 技術職	保健師	医師	その他医療 技術職	保育士・幼稚 園教諭	その他資 格職	その他	計
都道府県		0	0	1	0	0	7	0	0	0	0	0	8
指定都市		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市区町村	市町村	276	1	25	1	2	13	0	1	23	1	1	344
	特別区	1,446	282	88	73	64	143	0	0	14	0	0	2,110
合計		1,722	283	114	74	66	163	0	1	37	1	1	2,462

※ この表の「その他技術職」、「その他資格職」、「その他」には、以下の職種を計上している。

- (1) 「その他技術職」 電気、機械、造園、農業、衛生監視
- (2) 「その他資格職」 建築士
- (3) 「その他」 消防

(2) 令和4年度

		一般行政 職員	福祉職	土木職	建築職	その他 技術職	保健師	医師	その他医療 技術職	保育士・幼稚 園教諭	その他資 格職	その他	計
都道府県		0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
指定都市		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市区町村	市町村	292	2	22	3	1	12	0	1	26	5	6	370
	特別区	1,553	262	85	81	111	136	0	0	13	0	0	2,241
合計		1,845	264	107	84	112	149	0	1	39	5	6	2,612

※ この表の「その他技術職」、「その他資格職」、「その他」には、以下の職種を計上している。

- (1) 「その他技術職」 電気、機械、造園、農業、衛生監視
- (2) 「その他資格職」 歯科衛生士、管理栄養士、栄養士
- (3) 「その他」 消防、船員

地方公共団体における「専門人材等の派遣」の状況

異なる地方公共団体間での専門人材等の派遣について、令和3年度・4年度の実施状況を調査したもの。

「異なる地方公共団体間での専門人材等の派遣」とは、自治体における人材不足を解消する目的で、他の地方公共団体より専門人材等の派遣を受けることを指す。したがって、同一職種において職員の交換を行う形の派遣は含まない。

また、災害発生直後に数日～数週間、職員応援を行う場合（短期派遣）や「中長期派遣可能な技術職員数等に関する調査」、
「被災地方公共団体への地方公務員の中長期派遣状況等に関する調査」の調査対象は含まない。

派遣の形態は問わない（地方自治法252条の17の規定に基づく派遣、地方公務員法第39条第1項の規定に基づく研修の一環として行われる派遣を念頭に置いているが、派遣元団体に所属しながら、出張等により応援を受ける場合も含める）。

1 専門人材等の派遣状況

	専門人材等を派遣した団体		専門人材等の派遣を受けた団体			
	令和3年度	令和4年度	令和3年度		令和4年度	
			団体数	人数	団体数	人数
都道府県(47)	31	32	4	27	4	32
指定都市(20)	7	6	1	1	1	1
市区町村(1721)	17	19	161	320	178	334
その他	4	4				
合計	59	61	166	348	183	367

※ 「その他」に計上している団体は、一部事務組合である。

2 派遣を受けた専門人材等の職種別人数

(1) 令和3年度

	福祉職	土木職	建築職	その他技術職	保健師	医師	その他医療技術職	保育士・幼稚園教諭	その他資格職	その他	計
都道府県	0	0	0	0	0	9	0	0	0	18	27
指定都市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
市区町村	1	75	24	22	10	129	15	0	13	31	320
合計	1	75	24	22	10	138	15	0	13	50	348

※ この表の「その他技術職」、「その他資格職」、「その他」には、以下の職種を計上している。

(1) 「その他技術職」 電気、機械、水道、農業関係、林業関係、畜産関係、農林業関係、情報関係、DX関係

(2) 「その他資格職」 獣医師、学芸員

(3) 「その他」 原子力、消防、一般事務職員(管理職、その他)

(2) 令和4年度

	福祉職	土木職	建築職	その他技術職	保健師	医師	その他医療技術職	保育士・幼稚園教諭	その他資格職	その他	計
都道府県	0	0	0	0	0	13	0	0	0	19	32
指定都市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
市区町村	0	86	22	30	7	136	14	0	9	30	334
合計	0	86	22	30	7	149	14	0	9	50	367

※ この表の「その他技術職」、「その他資格職」、「その他」には、以下の職種を計上している。

(1) 「その他技術職」 電気、機械、化学、水道、農業関係、林業関係、農林業関係、水産関係、情報関係、DX関係

(2) 「その他資格職」 獣医師、学芸員

(3) 「その他」 原子力、消防、一般事務職員(管理職、その他)

3 派遣を受けた専門人材等の職種別人数(都道府県別)

	福祉職	土木職	建築職	その他技術職											計	保健師	医師	その他医療 技術職	保育士、幼 稚園教諭	その他資 格職	その他	合計
				電気	機械	化学	水道	農業 関係	林業 関係	畜産 関係	農林業 関係	水産 関係	情報 関係	DX 関係								
北海道内	0	0	0	0	0	0	0	1	3	2	0	1	0	0	7	0	0	0	0	0	15	22
青森県内	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	2
岩手県内	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	4	6
宮城県内	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	27	0	0	0	2	29
秋田県内	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29	0	0	0	0	29
山形県内	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福島県内	0	8	0	0	0	1	0	4	0	0	0	0	0	0	5	3	0	7	0	0	0	23
茨城県内	0	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	2	3	13
栃木県内	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2
群馬県内	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
埼玉県内	0	9	4	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	20	0	0	0	0	34
千葉県内	0	6	4	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	33	45
東京都内	0	30	17	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	12	0	0	0	12	73
神奈川県内	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	4	0	0	0	18	34
新潟県内	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富山県内	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石川県内	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井県内	0	26	2	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	3	0	0	0	0	2	0	33
山梨県内	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長野県内	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2	0	3	0	2	2	0	10	17
岐阜県内	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29	0	0	0	0	29
静岡県内	0	13	2	0	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	2	2	23
愛知県内	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	4	0	0	0	15
三重県内	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
滋賀県内	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	39	1	0	0	0	40
京都府内	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	3
大阪府内	0	19	4	0	0	0	0	5	0	0	2	0	2	0	9	5	2	11	0	2	4	56
兵庫県内	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	0	0	4	1	25
奈良県内	0	0	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	5
和歌山県内	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
鳥取県内	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2	0	4	0	0	0	0	8
島根県内	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17	0	0	0	0	17
岡山県内	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広島県内	0	21	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	6	0	0	0	34
山口県内	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島県内	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	0	0	0	0	16
香川県内	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛県内	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高知県内	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	7	0	0	0	0	9
福岡県内	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
佐賀県内	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	0	0	0	8
長崎県内	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
熊本県内	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大分県内	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22	0	0	0	0	22
宮崎県内	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	4	8
鹿児島県内	0	6	4	0	0	0	3	0	2	0	0	0	0	0	5	0	4	0	0	0	0	19
沖縄県内	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	0	0	0	0	13
合計	1	161	46	2	4	1	6	14	12	2	3	1	4	3	52	17	287	29	0	22	100	715

※ この表の「その他資格職」、「その他」には、以下の職種を計上している。

- (1) 「その他資格職」 獣医師、学芸員
- (2) 「その他」 原子力、消防、一般事務職員(管理職、その他)

※ 和歌山県内及び沖縄県内の団体のみ、県外の団体からの派遣を受けている。